

政策資料

No.258

《復刊153号》
1988年3月1日

卷頭言	松前 仰	1	○郵政関係予算	49
特 集			○科学技術関係予算	53
1988年度政府および各省庁予算案の分析と批判			○環境関係予算	54
<総論>			○ODA関係予算	57
○1988年度政府予算案の性格と問題点		2	○法務関係予算	60
○1988年度地方財政対策の基本的問題点		10		
<各論>				
○1988年度各省庁予算の問題点		19	<資 料>	
○防衛関係予算		19	○内閣総理大臣の施政方針演説に対する 土井たか子委員長の代表質問	61
○社会保障関係予算		24	○1988年政策活動方針	68
○労働関係予算		30	○社公政策・政権協議について	70
○文教関係予算		35	○農産物輸入制限12品目の自由化、牛肉 ・オレンジの自由化・輸入枠拡大の中 止を求める申し入れ	71
○通商産業関係予算		38	○12品目問題に関するガット裁定受諾に ついて(談話)	72
○農林水産関係予算		40	○原発の出力調整実験中止の要請	73
○建設・国土関係予算		44	○伊方原発2号機の出力調整実験中止を 求める申し入れ	74
○運輸関係予算		48		

日本社会党政策審議会

言頭巻



現代の歪みに 果敢に挑戦しよう

松前 勝
政策担当中央執行委員

一九七六年の国際金融の総プロート時代突入から十数年経過した今日、国際貿易での日本一人勝ちが米国の神経を逆撫でしている。NHK取材班の本に、ニクソンショックの二年前、国際収支の黒字基調が判明し、密かに円切上げ作戦が練られたと書かれていた。しかし中小企業中心のパニックを恐れて作戦は消えたという。そのまま対策せずに経過した今日、米国の方で円高、市場開放の嵐が吹き荒れている。ここ近年の円の乱高下は特定のところに富を遍在させ東京一極集中現象をつくった。「物造り—外国への売込み」に専念

タカの目で投機を狙つた。異常な競争時代にまともに飛び込んだ日本は、公平競争を理由にした米国市場開放圧力に屈しようとしている。また日本の技術サル真似論から端を発した日米技術協力で我が国は軍事技術開発の道に引摺り込まれつある。日本独自の技術もSDI参加が原因となって、軍用技術流出禁止に該当し秘密主義になってしまった。日本漁業の差が増す情け容赦ない資源争奪競争である。その資源獲得競争から弾き出されたのが日本漁業である。囲いこみの発端は日本漁業の獲り過ぎだったかもしれないが、仕返しは一〇倍以上厳しい。この新しくて古い分野の海洋開発も、先進国同士の異常な利権競争の中では海洋国日本はどうするべきか。争いの種の『囲いこみ』を無

していく日本人が今度は、ウの目夕カの目で投機を狙つた。異常な競争時代にまともに飛び込んだ日本は、公平競争を理由にした米国市場開放圧力に屈しようとしている。また日本の技術サル真似論から端を発した日米技術協力で我が国は軍事技術開発の道に引摺り込まれつある。日本独自の技術もSDI参加が原因となって、軍用技術流出禁止に該当し秘密主義になってしまった。日本漁業の差が増す情け容赦ない資源争奪競争である。その資源獲得競争から弾き出されたのが日本漁業である。囲いこみの発端は日本漁業の獲り過ぎだったかもしれないが、仕返しは一〇倍以上厳しい。この新しくて古い分野の海洋開発も、先進国同士の異常な利権競争の中では海洋国日本はどうするべきか。争いの種の『囲いこみ』を無

意味にする漁業資源の増殖技術の振興や、各国の理性に共感を与える外交交渉力を養うことが必要であろう。「自由競争こそ善」とは裏腹の醜い利権争い……、平和を誓つた我が国は英智と行動でそれらの歪みに挑戦しなければならない。それが世界への貢献といふではないだろうか。

眞の豊かさを目指してさまざま

特集

「一九八八年度政府および各省庁予算案の分析と批判」

△総論△

一九八八年度政府予算案の性格と問題点

一、欺瞞的な内需拡大と財政再建の両立

一九八七年一二月二八日に閣議了承された一九八八年度政府予算案は、本来ならば両立し難い内需拡大と財政再建の二大政策目標の実現を図つたものであり、かなりその両面作戦が効を奏しているとの評を得ており、また政府・財政当局自らもそのように自負している向きがある。確かに一般会計の規模が五六兆九九七億円と対前年度当初予算比で四・八%増え、八〇年度予算以来の伸びとなり、政策経費である一般歳出も一・二%（三九八七億円）増加し、また災害復旧を除く一般公共事業費も一九・九%に増え七兆一一七三億

円確保する一方、赤字国債の発行額を昨年の「財政の中期展望」の目標を上回って一兆八三〇〇億円減額し、三兆一五一〇億円の発行としたことを取り上げれば、前述の指摘もかなりの根拠をもち、ある程度の妥当性をもつものと言えよう。しかし、そもそも現在内外とりわけ米国から要請され経済政策上の最大の課題となっている内需拡大とは、基本的には、所得を上回る支出を中期的に継続しなければならないことを意味しており、特に財政・予算について言えば、公債金収入以外の税収等による歳入を上回つて歳出を増大させなければならないことを意味する。金融・土地取引に対する課税や資産課税による収税を効果的に

に支出することによつても、マネー・ゲームから実物経済に資金を回すことができ、内需拡大を図ることは可能であるが、一般会計に限つて見れば、一般的に言つて、前年度以上に国債発行を増やさなければ、財政が内需の拡大に寄与する可能性は少ないと言わなければならぬ。ただ単に予算規模が大きくなつたからと言つて、財政が内需の拡大に積極的に貢献しているとは断定できない。税収等によって国内資金を吸い上げ、それを予算を通して他の使途に振り向けた場合は、単に国内での実物経済内部での資金シフトが引き起こされるだけのケースが多く、その使途上の内需に対する有効性、波及効果の相違等によつて多少の違いが生ずるにしても、国内需要を根本的に拡大することはほとんど不可能なのである。勿論、時系列的に見て後に負担を先送りする国債の発行が好ましいとは思えないし、財政再建は結構なことではあるが、国債増発によつて、貯蓄や海外証券投資資金を吸

収し、内需拡大のために有効に歳出がなされ初めて積極的な財政運営と評価できるのではないだろうか。このように捉えられるとするならば、内需拡大と国債発行を減額する財政再建との両立は、国の一般会計予算のみを対象として考えた場合、基本的には困難なことと言わざるを得ない。

以上の理解を前提に置いて、主に内需拡大と財政再建の両面作戦を批判的に検討しつつ、来年度政府予算案の具体的問題点を若干指摘していく。

二、国民生活犠牲の財政再建路線の継続

まず第一に、政府の言う財政再建の指標とされている赤字国債の減額について見ると、確かに八七年度政府予算案の予算委員会での審議に際し提出された「財政の中期展望」及び「中期的な財政事情の仮定計算例」において示されていた八八年度予算に時の必要額一兆六六〇〇億円を上回る一兆八三〇〇億円の減額に成功している。だがこれは、経常的経費の原則一〇%削減の概算要求基準の継続に加え、税収増（いわゆる自然増収）とNTT株の予想以上での高値での売却という思われ好条件が重なりあつた偶然的結果と言えよう。その意味では、政府の適切さを表現しているのではないのだが、一面では、実は偶然的結果なのではない。しばしば指摘されてい

るよう、まさに「行革の賜物」とも言えるのである。

投資的経費の概算要求基準をマイナス五%からゼロに抑制を緩和したことを主たる原因として、一般歳出は八二年度予算以来久しく前年度を上回り、一・二%増加しているのであるが、経常的経費の削減は相変らず継続されており、この点では財政再建をテコとする行革路線は続いていると言える。またNTT株は電電公社民営化の果実であり、これこそまさに「行革」の賜物なのである。政府・財政当局はこれをもつて自己の財政・経済運営の正当性の証であると喧伝し、自画自賛しているようであるが、我々もまた彼らと同様に称賛していいものであろうか。断じて否である。

予想を大幅に上回る税収は（予定期外の税収増は税の取り過ぎなのだから、本来ならば納税者（国民に返すのが筋）、相続税、有価証券取引税などの大幅増収に特徴的に示されているように財テク、マネー・ゲームの隆盛を最大の要因としている。所得税や法人税の好調さもそれに依るところ大である。そしてそれらの間に依るところ大である。そしてそれらは、歪んだ経済、歪んだ財政によつてもたらされたものであり、継続性は期待し得ない。

さらにNTT株について一言付言しておきたいのだが、確かにこれによつて国債整理基金への定率繰り入れの停止を継続し、国債費の増加を喰い止めている。しかしそもそも国がNTT株を無料で手に入れられる根拠がほとんど見当らない。電電債を国民に押しつけ、電話・通信設備を整えてきた経過を考えば、

NTT株を国民に譲り渡すのが当然だったのではないかとも思われる。高い株を国民に売り付け、それで財政再建への道が開かれたとしても、我々はそれを「行革の賜物」と言って喜ぶわけにはいかない。

三、NTT株まかせの内需拡大Ⅱ

公共事業の推進

次に内需拡大の柱である公共事業について見ると、これもまたNTT株の売却収入を活用することによって成し遂げられていることは一目瞭然である。産業投資特別会計への繰り入れを除く公共事業関係費は、前年度当初予算と全く同額の六兆八二四億円確保され、四年連続して一%あまり減額されてきたことからすれば、なる程「積極的」と言えるのかかもしれない。しかし、緊急経済対策の実施のための八七年度第一次補正予算によつて災害復旧を除く一般公共事業費は、一兆三千億円弱上積みされており、なおかつ持続的な財政出動が求められている現状に鑑みれば、不充分であると言える。そこで補正予算に引き続き、NTT株の売却収入の一部の活用が図られ、産業投資特別会計を通して、一兆二千億円の公共事業費が無利子融資という方式をとり増額されている。これで何とか前年度並の公費を確保したわけである。一般公共事業費が当初比で一九・九%も増額されている点は

注目に値するが、これとてNTT株の売却益の無利子融資のうち、一兆円の補助金型と二千億円の収益回収型の事業によつて達成されたものであり、補助金型の事業は旧態依然の固定した配分方式を基本的に踏襲しており、また収益回収型も収益を第一義とはせず、公的性を重視しなければならない公共事業の在り方からすれば問題を含むものと言わざるを得ない。保守票と結び付いた利益誘導的性格の強い公共事業の在り方が問われて久しいが、そこにもう一つ新たな問題が加わったのである。高齢化・長寿化が進む中、福祉社会の建設に向け、老人でも障害者でも、誰でも、どこでも等しく安心して生活を送れるようになるための生活基盤整備、居住環境の計画的整備などが緊急に求められているにもかかわらず、その観点から公共事業が進められないばかりか、企業利益中心で益々そこから遠ざかっている。こうした考え方では、急速に進む地方の衰退を喰い止める事はできないうし、一方地価暴騰のシワ寄せを受ける東京圏をはじめとした大都市住民を窮地に追い込むことになろう。企業ペースで公共事業を計画し実施する姿勢を改め、企業の独占を排除し、國民生活環境充実の立場から早急に長期展望をもつた公共事業実施計画を策定しなければならない。これが内需の掘り起こしにも連がるのである。NTT株の売却収入を前代

四、対外摩擦に配慮した防衛費とODAの突出優遇

第三に国際社会への貢献について検討していく。わが国経済がひとり世界から孤立し、独自のものとして存在しているのではなく、逆に世界との関わりを傾向的に拡大していく。わが国の世界に対する影響力は拡大していると言える状況である。そしてその経済に対して財政・予算是重要な位置を占めており、そうした意味において、わが国の経済、財政それ自体が国際社会に対して良くも悪くも貢献していると言えよう。したがつてわが国の経済、財政の在り方を考える場合、国際関係抜きでは一言も語れない。あるが、ここでは特に国の予算の中でも直接的に国際社会に関わりをもつODA（政府開発援助）と防衛・軍事費について取り上げる。来年度予算の特徴として、対外、主に米国配慮の予算である点が取り上げられているが、ODAと防衛費がまさにそれである。

ODAは前年度当初予算比で六・五%増加

し、七〇一〇億円となつてゐる。為替の急激な変動の結果、ドルベースで見れば二九%増、五二億ドルとなり、米国を抜き世界第一位になつたとも言われてゐる。また前年度の伸び率が五・八%だつたことを考え合わせれば、かなり優遇されていると言えよう。しかし援助内容を検討すると、しばしば諸外国や被援助国の民衆から批判を受けるよう、かなりの問題点が存在していると言わざるを得ない。防衛費の場合と同じように、米国の肩代わり援助、すなわち戦略援助の性格の強い援助の場合や、日本企業進出の土台作り、進出企業の利益確保を主目的とした性格の強い場合などが多く見受けられるのである。したがつて、国際公約の履行を建前にODAの量的拡大を急ぐあまり、その内容上、執行上の欠陥を拡大してしまうことがあつてはならないし、早急に援助内容の点検を行ない、その改善、援助システムの再構築に着手する必要がある。その場合何よりも重視しなければならないのは、被援助国の経済社会の自立的発展を支援・助長する援助を目指すことである。そしてそれは当然財政上の措置だけで実現されることではあり得ない。わが国の経済・貿易構造の在り方の転換を伴わなければ不可能であることは言うまでもない。

防衛・軍事費は米ソ間の核軍縮の合意に意図的に反発するかのように相變らず突出優遇

されている。対前年度当初予算比では五・二%増と前年度と等しいが、売上税の歳出計上分を除いて考えれば五・五%増となり、三兆七千億円を超え、対GNP比は一・〇一三%と二年連続で一%枠を突破（四八三億円の超過）している。自民党政権は当初から一%枠厳守など念頭になく、後年度負担の累積と円高、さらには「思いやり予算」によつて益々不明確性を強める昨年政府が決定した総額明示方式（中期防衛力整備計画）の総額一八兆四千億円、この内物件費一〇兆八〇〇億円）による防衛費の歯止め（実は軍拡）を強調するのみである。武器購入費などを含む物件費は二兆一二一五億円、対前年度比七・四九%と増加傾向を強めている。また、八七年度以前に決定された後年度負担に八八年度新規発注に伴う一兆五三七二億円を加えた後年度負担の総額は二兆五九一七億円に達し、防衛費の硬直化を進めている。そしてイージス艦の購入費やFSX（次期支援戦闘機、日米共同開発）の研究開発などが米国の期待に沿う形で復活財源により予算化され「日米安全保障条約」に基づく「日米地位協定」の改訂を念頭に置いた「思いやり予算」の範囲の拡大が実現されている。実際に公共事業費を除いた復活財源八〇〇億円のうち二九七億円が防衛費購入、「思いやり予算」の増額などは、日米間

の経済・貿易摩擦に絡んで、日本側が米国に配慮した措置と捉えることができるが、これによつて「日米運命共同体」は質・量両面から強化され、米国の軍事戦略、核兵器に組み込まれて自衛隊の増強が図られることによつて、対ソ緊張の激化が進められている。米ソデタントの背後でこうした策謀が企てられている。兵器の日米共同開発と銘打ちながらも、その中で、経済摩擦の延長上に日米間の激しいソバ競り合いが展開される一方、軍事戦略、戦術の観念上においては、日米共にソ連への対抗意識を強化しているのである。しかしこのような観念は、軍産複合体や政府・与党・軍部タカ派の頭脳にしか現実的には最早通用し得ないことを我々は認識しなければならない。眞の日ソ友好関係を構築しない限り、そしてそれとともに、米国そしてわが国の経済・技術開発構造を転換させない限り、軍備縮小・廃絶を実現することはできないと言えよう。

五、継続・強化される国民生活の圧迫

第四に、防衛費やODAの突出優遇とは対象的に社会保障、教育、中小企業、農業関係予算など抑制が続けられる国民生活に関わりの深い予算について見ていく。

社会保障関係費は、今年度の予算で初めて一〇兆円を突破し、来年度予算においても

年度比二・九%増、額で三千億円弱の増加となつており、国の政策経費である一般歳出中、最大の割合を占めている。しかしそれでも、当然増経費の半分も確保されておらず、逆に額が大きいゆえに経費節減の絶好的になつてゐる。それは公的年金、医療制度の改悪、補助金カットなどこの間の施策を見れば明らかである。そして今回は国民健康保険制度の改革が焦点となり、国庫負担削減、自治体負担増を核とした（当面加入者の保険料率が下がつても、結局は住民の負担増につながる）国保改革案が提案された。政府内部の調整段階で当初の厚生省案は頓挫したとは言え、国保改悪に向けた端緒は確実に切り開かれたと見なければならない。自民党政府は、医療に対する公的負担削減の願望を根強くもつているのである。人口構成が高齢化していくば、医療費は増大し、財政を圧迫する要因となるため、「自助努力」の名の下に公的負担を軽減していくこうとしているのである。しかし、医療費が嵩む大きな原因は、単に高齢化の進展によるものとは言えず、医薬品、医療機器、医療機関が私企業によつて担われてゐることにある。金儲けを目的に国民保健・医療が行なわれることによつて、医療費が嵩むばかりか医療の歪みが引き起こされていることは衆目の認めるところであろう。保険制度を改革する以前に、国民保健・医療の態勢、システ

ムをその本来の立場に立つて見直す必要がある、と言わなければならぬ。

ここでマイナス・シーリングが始まった昭和五八年度予算、これがちょうど中曾根前内閣が初めて予算編成に携わった時なのであるが、それから今日まで教育、中小企業、農業に対して財政上何が行なわれてきたのか簡単

に振り返っておきたい。

策費は計上されていないことなどが取り上げられよう。貿易摩擦、円高昂進の下で構造改革が強行される中、こうした国際的な競争力の弱い分野は、いままさに切り捨てられようとしているのである。

さらに自民党政権は、社会保障、教育など生活に密着した施策の直接の執行主体である自治体の自主的発展を援助し、民主主義の根幹である地方自治の発展を図ろうとするどころか、逆に自治体への安易な負担の転嫁を行なつてしているのである。これではいま問題となつてている地域格差、所得・資産格差拡大傾向は是正されることではなく、むしろ助長されよう。

文教及び科学技術振興費は四兆八一八六億円から四兆八五八一億円とほとんど変化していないが、私学助成費などを含む教育振興助成費や育英事業費などは若干減額され、国立大学の入学金、授業料はこの間、大幅アップされているのである。私学助成を減らし、そうしておいて私学との格差是正を口実にして、来年度も国立大学の授業料の引き上げが行なわれようとしている。

また、中小企業対策費は二四二七億円から一九五二億円に、一九・六%減らされ、食糧管理費に至っては九一三四億円から四四八二億円へと半分以下に減額されている状況である。それでは中小対策費や食糧管理費とは別に、それに代わって中小企業や農業の自立的発展を促進するためになにがしかの有効な施策が講じられ、十分な資金が投じられたかというとそうは言えない。例えばその特徴的な事例としては、農産物の自由化が否応なしに実施されようとしているにもかかわらず、その対

うしておいて私学との格差是正を口実にして、来年度も国立大学の授業料の引き上げが行なわれようとしている。

則廃止など、居住権の侵害につながる危険性をはらんだ問題の多い改正がある一方で、固定資産税と相続税の軽減など地価暴騰による住民負担増を回避するために緊急に実施しなければならない措置は、抜本改革の中を行なうとして見送られている。国民にとつて必要な不可欠な減税を大型間接税導入の取引材料としようとする企図は明白である。こうした策謀を認めることはできない。大型間接税を導入するのなら竹下内閣は、潔く国民に信を問

う必要があることを強調しておきたい。

以上簡単に素描したことからも明らかなるように、自民党政の行政改革、財政再建の推進によって、弱者切り捨てが行なわれる反面、輸出依存の体質が定着している大企業の利益を最優先させた経済構造の転換のために、対外関係に配慮するとして、ODAや防衛関係費などだけが突出優遇されている。これが中曾根前首相流の財政運営、財政再建の実像であり、竹下内閣はその中曾根前内閣の概算要求基準をそのまま受け継ぎ、「二二極分化型」の財政運営を継承しておきながら、どうして国民の期待する財政再建や内需拡大を実現することができるのか。

六、緊急課題の米国の財政赤字削減とわが国内の内需拡大

昨年一〇月の株の暴落は、米国の財政赤字を要因とした経常収支の赤字の増大に対処するためとにされたドルの過剰化、ドルインフレによつてもたらされた経済現象である。市場において、インフレから金利高への推移に対する警戒感が強まり、それが高騰を極めている株価の暴落を引き起こしたと言える。それを米国政府は金融の引き締めそれ 자체が原因であるとして、さらなる通貨供給量の増加、ドルインフレ、金融緩和によつて対処しようとしている。それに連動して日本も否応なし

にこれ以上の急激な円高を防止するため、金融緩和、過剰流動性拡大策を強めている。こうしておいて、民間資金の米国金融・債券・株式市場からの撤退に肩代わりする形で、日銀が為替市場に介入してもそれ単独での効果はたかがしれている。SDRをわが国が引き受け、米国政府に介入資金を提供する方式をとつてさえも有効性はそう期待できない。金融・為替政策の小手先の変更によつては経済不安は払拭できないのである。

米国の累積債務が八七年で四〇〇〇億ドルを超えようとしている今日、年間一五〇〇億ドルを超える経常収支の赤字の漸減に向けて米国は、若干引き締め気味の金融政策の継続、財政赤字の計画的削減を着実に実施しなければならない。それに反するドルインフレ政策をとりながら、財政赤字削減計画を公表しても市場でドルに対する信用が回復することはあり得ない。米国には、財政赤字を削減すれば、金融が緩和し、それがドル安に帰着することから、結局はドル安以外貿易赤字、経常収支赤字を減少させる方策はないとの主張がある。こうした米国の無責任な態度を表明する米国の現状を見ると、貿易黒字国、特に日本にボールを投げ返す口実を作るための財政赤字削減計画であると受け取られても仕

方がない。米国が真剣に財政赤字の削減に取り組もうというのなら、その最大の原因である軍事費、国防予算（八八年度、二九七六億ドル、伸び率五・五%，歳出に占める割合二九・一%）を徹底的に削減することである。対ソデタントの実現を言いながら、一方でソ連脅威を吹聴し、洋上核、SDI、通常兵器の高度化などを企むことは許されない。

またわが国は、国民生活の向上を目指した経済構造に転換し、内需拡大を計画的かつ継続的に推進しなければならない。そのため財政を中心にここ数年間は、所得を上回る支出をその用途を十分配慮して、継続していくなければならない。だからと言って、安易な公債増発が求められていると言うのではない。國の一般会計予算に限定せず、より広い視野からの検討が必要であり、特別会計、財政投融资、地方財政そして年金基金等を含めた財政全体を見直し、中長期的な継続性をもつた国民生活向上のための財政計画を打ち立てることが要請されているのである。



63年度概算フレーム

(単位: 億円)

	62年度予算	63年度予算案		備考
		61→62'	62→63'	
(歳入)				
税 収	411,940	6,340	450,900	38,960
税外収入	24,060	△ 1,766	14,687	△ 9,373
N T T	-	-	13,000	13,000
公債金	105,010	△ 4,450	88,410	△ 16,600
特例公債	49,810	△ 2,650	31,510	△ 18,300
建設公債	55,200	△ 1,800	56,900	1,700
計	541,010	124	566,997	25,987
(歳出)				
国債費	113,335	140	115,120	1,785
地方交付税	101,841	△ 9	109,056	7,215
N T T	-	-	13,000	13,000
一般歳出	325,834	△ 8	329,821	3,987
計	541,010	124	566,997	25,987

(注) 歳入、歳出における「N T T」は、それぞれNTT株式売払収入活用のための「国債整理基金特別会計受入金」、「産業投資特別会計繰入」を指す。

一般歳出主要経費別の推移 (61年度~63年度・当初ベース)

(単位: 億円、%)

	昭和61年度	60→61 増減額	伸 率	昭和62年度	61→62 増減額	伸 率	昭和63年度	62→63 増減額	伸 率
社会保険関係費	98,346	2,609	2.7	100,896	2,550	2.6	103,845	2,949	2.9
文教及び科学振興費	48,445	36	0.1	48,497	52	0.1	48,581	84	0.2
恩給関係費	18,501	△ 136	△ 0.7	18,956	455	2.5	18,798	△ 158	△ 0.8
防衛関係費	33,435	2,064	6.58	35,174	1,739	5.2	37,003	1,829	5.2
公共事業関係費	62,233	△ 1,456	△ 2.3	60,824	△ 1,409	△ 2.3	60,824	0	0.0
うち一般公共事業 (産投会計繰入分含み)	61,359	△ 717	△ 1.2	60,173	△ 1,186	△ 1.9	60,173	0	0.0
経済協力費	6,232	369	6.3	6,492	260	4.2	6,822	330	5.1
中小企業対策費	2,052	△ 110	△ 5.1	1,973	△ 79	△ 38	1,952	△ 21	△ 1.1
エネルギー対策費	6,297	9	0.1	4,952	△ 1,345	△ 21.4	4,616	△ 336	△ 6.8
食糧管理費	5,962	△ 992	△ 14.3	5,406	△ 556	△ 9.3	4,482	△ 924	△ 17.1
その他の事項経費	40,837	△ 2,407	△ 5.6	39,163	△ 1,674	△ 4.1	39,398	235	0.6
予備費	3,500	0	0.0	3,500	0	0.0	3,500	0	0.0
一般歳出費	325,842	△ 12	△ 0.0	325,834	△ 8	△ 0.0	329,821	3,987	1.2
産業投資特別会計繰入	-	-	-	-	-	-	13,000	13,000	-

(注) 計数は、原則として四捨五入によっているので、端数によって合計と一致しないものがある。

一般会計公債等の推移

年 度	公債発行額(当初)		公債残高 GNP	公債残高 (当初)	国債費		利払費 一般会計
	建設公債	特例公債			一般会計	%	
41	7,300 (16.9)	7,300		8,750 2.2	489 1.1	0.9	
42	8,000 (16.2)	8,000		15,950 3.5	1,153 2.3	1.8	
43	6,400 (11.0)	6,400		20,544 3.8	2,013 4.1	2.2	
44	4,900 (7.3)	4,900		24,634 3.8	2,788 4.1	2.3	
45	4,300 (5.4)	4,300		28,112 3.7	2,909 3.7	2.3	
46	4,300 (4.6)	4,300		39,521 4.8	3,193 3.4	2.2	
47	19,500 (17.0)	19,500		58,186 6.0	4,554 4.0	2.7	
48	23,400 (16.4)	23,400		75,504 6.5	7,045 4.9	3.1	
49	21,600 (12.6)	21,600		96,584 7.0	8,622 5.0	3.4	
50	20,000 (9.4)	20,000		149,731 9.8	10,394 4.9	3.4	
51	72,750 (29.9)	35,250	37,500	220,767 12.9	16,647 6.9	5.5	
52	84,800 (29.7)	44,300	40,500	319,024 16.8	23,487 8.2	6.8	
53	109,850 (32.0)	60,500	49,350	426,158 20.4	32,227 9.4	7.7	
54	152,700 (39.6)	72,150	80,550	562,513 25.0	40,784 10.6	8.7	
55	142,700 (33.5)	67,850	74,850	705,098 28.8	53,104 12.5	10.4	
56	122,700 (26.2)	67,850	54,850	822,734 31.7	66,542 14.2	11.9	
57	104,400 (21.0)	65,160	39,240	964,822 35.4	78,299 15.8	13.0	
58	133,450 (26.5)	63,650	69,800	1,096,947 38.6	81,925 16.3	15.7	
59	126,800 (25.0)	62,250	64,550	1,216,936 40.2	91,551 18.1	17.5	
60	116,800 (22.2)	59,500	57,300	1,344,314 41.9	102,241 19.5	18.8	
61	109,460 (20.2)	57,000	52,460	1,451,267 43.4	113,195 20.9	19.6	
62	105,010 (19.4)	55,200	49,810	約1,529,000 43.9	113,335 20.9	20.2	
63	88,410 (15.6)	56,900	31,510	約1,590,000 43.5	115,120 20.3	19.5	

(注) () は、公債依存度：%



昭和六三年度

地方財政対策の基本的問題点

はじめに

内需拡大と財政再建の二兎を追う昭和六三年度政府予算案とされたが、国の予算が表面上は最近五、六年に比べ景気が良いように映るのに同調し、六三年度地方財政対策・地方財政計画も表向きは、順調のようを受け取られる。しかし、竹下新内閣の初の予算は、中曾根前内閣の臨調行革路線に基づく縮小均衡財政の象徴でもある概算要求基準を引き継ぎ、さらに、税収の自然増をテコに特例公債の発行を一兆八三〇〇億円減額させしたことなど、しわ寄せを地方財政にもたらすことによって成り立っていると言つても過言ではなく、二兎を追うもの一兎を得ずの例え通り、これでは地域経済社会の活性化・内需拡大・「ふるさと創生」は実現しないだろう。

地方財政における地方債・借入金の六三年

度末残高は、六六兆九六七億円と六二年度（当初）に対し、約三兆二〇〇〇億円の増となつてている。このうち、交付税特別会計借入金

の残高は五兆九一三九億円であり、「地方財政富裕論」が誠にやかにささやかれる中で、地方財政の借金構造は如何改善されず、公債比率が二〇%を超した地方団体数が千を超えた事実を見ても、むしろ脆弱化がさらにすすんでいるときえいえる。

国の一般会計は約五六兆七〇〇〇億円、これに対し、地方財政計画は五七兆八〇〇〇億円である。国を上回る国民に対する行政サービスを担つてゐる地方財政の拡充強化は、与党においてさえも叫ぶことであるが、その具体的な担保については極めてなおざりにされ、常に国の財政のつじつま合わせの道具にされている感があるが、六三年度においても後述のとおり、地方自治は形骸化されようとしている。

一、地方財政計画の骨格

(一) 財政規模等

六三年度の地方財政計画の規模は、五七兆八一九八億円と対前年度当初比六・三%の伸びとなり、国の一般会計の伸び四・八%に比

べ、かなりの伸びとなつてゐる。この伸びを支えているのは、NTT株売却益の無利子貸付金を原資とする地方債の一ニ・二%の発行増（うちNTT分一兆五七五億円）であり、さらにいえば地方税収は九・四%の伸び、地方交付税は七・五%の伸びとされ、国税の伸びも相まって一般財源比率は六二年度の六四・〇%から六三年度においては六五・一%へと上昇し、逆に地方債依存度は九・九%から九・〇%へと減じた。しかし、一方において国の国債依存度は一九・四%から一五・六%へと大幅に減じられたことを勘案すれば、地方財政体质の改善は遅々としてすすんでいないともいえる。また、国及び地方財政の伸びも対前年度当初比のことであり、六二年度における一・二次の補正を勘案すれば横バイといえるものであり、その財源対策とも合わせて積極財政とはかけ声だけのものとなつてゐる。

(二) 地方税

地方税については、六二年度（第一〇九国会）において地方税法改正案が成立し、個人住民税減税（六三年度五〇七二億円）、マル優廃止に伴う道府県民税利子割の創設（税率五%、六三年度二六〇三億円の税収見込み）などが実施されるが、その他の改正としては、固定資産税評価替えに伴う固定資産税・都市

計画税の負担調整措置（新たに一五%以上の上昇についても負担調整措置が新設）、地方たばこ消費税の税率の特例の延長（国庫補助負担率カットの補填財源確保のための特例）、また、自動車取得税・軽油引取税の特例延長が予定されている。なお、地方税ではないが、揮発油税について従来その一五分の一が地方道路整備臨時交付金に繰り入れられていたものが、その四分の一と拡充されたため、約三四〇〇億円、二八三%の伸びとなっている。

地方税収入は、道府県税一一兆六七三八億円、市町村税一四兆八二六七億円の計二六兆五〇〇億円余であり、全体として前述のとおりの伸びであるが、六三年度税制改正の影響としては、国税改正のはね返りによる法人事業税（道府県税）の減収（四二三億円）、固定資産税の負担調整によるもの（三三六億円）が目立つ。

なお、地方譲与税については目立った動きはないが、六二年度においては売上譲与税が計上されていた（一八三八億円）関係から表面的には前年度比減となっている。

（三）地方債

一般会計債については、四兆円余であり、前年比約三四〇〇億円の減となっている。また、準及び公営企業債・特別地方債・臨時財政特例債などを合わせた地方債の総計は九兆

一八五一億円となつており、特定資金公共事業債（NTT資金）を除くと全体としては若干減少し、抑制の跡が見られる。なお、資金区分については政府資金四兆七四五〇億円となつておらず、六二年度より政府資金割合は低くなっているが、NTT資金を含めると比率は上昇しているといえる。

事業別にみると、一般公共事業が約六〇〇〇億円減じているのが目立つており、特定資金公共事業へ振り替えが行われたことがうかがえる。また、「四全総」関連とも「ふるさと創生論」関連ともいえるが、地域総合整備事業において「ふるさとづくり事業」一五〇〇億円が計上されている。これについては、様々な企画を持つつ資金難に苦しんでいた地方の要望に応えるためともいえるが、地域の資金が中央（東京）へ集中しているもとで資金の地方還流策となりうるか否かはむしろ地財対策全体の評価の上に成り立つものであろう。また、公共用地先行取得債については前年と同様五〇〇億円が計上されているが地価高騰を勘案すると疑問が生ずる。

なお、地方債の六三年度末現債見込高は、四九兆四六六七億円となり、前年度比約二兆円の増となる。

（四）一般行政経費・投資的経費等の動き

一般行政経費の総額は、一一兆五六一四億

円、前年比三・〇%の増となつてている。このうち普通補助負担金等を伴う経費については、五兆三七二四億円（前年度比三・三%増）となつており、結核・精神衛生など医療費関係において若干減が見られるとともに、生活保護関係が目立つて減っているが、これは保護世帯の減少によるものと説明されている。

保険基盤安定負担金については国・地方とも五〇〇億円ずつの皆増となつていて、これは国民健康保険制度の「改革」によるものである。この他、農業関係については軒並み減っている。国庫補助負担金を伴わないものについては六兆一八九〇億円であり、社会保障関係、私学助成関係等が増となつていて。この他、農業関係については軒並み減っている。

また、投資的経費の総額は、一九兆五二六八億円、前年度比一一・〇%の増であるが、直轄事業の関係においては、特に治水・道路関係の地方負担金の増額が顕著であり、地方の負担額は九四一四億円と一五六一億円、一九・九%増である。国の補助負担を伴う公共事業費は八兆一八二九億円となつていて。国補助等を伴わない一般事業費は三兆九五六億円、五・六%増である。これら公共事業関係については不況地域への重点配分等が指摘されているが、それら地域においては財政が豊かではなく、どのような形で配分が行われているのか、また事業の質が時代の流れに伴い改善されているかの検証が今後の課題と

なる。

(五) 給与関係費等

前年比二・二%増の一六兆七二一二億円が計上されている。地方公務員は、教育・警察・消防を除き、地方財政計画上の人員を八二四七人削減するとされている。円高・構造不況、国鉄職員の再就職の経緯、住民の行政サービスに対するニーズの拡大、高齢化社会への対応を考えるとこうしたいだら臨調行革に基づく定員削減は、わが国労働問題の最大の課題である労働時間短縮にとってもマイナスといえる。なお、警察官については九二七人の増員（事務職員は二七五人の減）となつている。犯罪の防止の観点から必要とするか、過去の経緯から増員はおかしいとするかは意見が分かれるが、警察行政、とくに交通・風俗あるいは公安警察など警察行政の点検が求められているといえよう。消防職員についてはわずかに一四〇人の増となつており、その劣悪な労働条件や火災等災害の多様化の面からも人員と施設の拡充、労働条件等の改善については大きな課題といえよう。

二、六三年度地財対策と問題点

(一) 国保制度の改悪

六三年度においては、わが党の再三の批判にも関わらず、地方財政は收支均衡とされたた

（国庫補助負担率の引き下げが行われない前提）。もちろん、このことは見込まれる財政収入に行政需要を合わせた結果に他ならず、自治体サービスの向上が一向に図られないことを意味しているにすぎない。しかし、こうしたことを背景に国と地方の財政関係の基本にかかる改悪が実施されたのが国民健康保険制度に対する自治体負担増である。これは、国保制度の根幹的な変質であるとともに、連年続けられている国庫補助負担率引き下げに際して、カットの特例期間中においては国と地方の財政関係の基本にかかる変更は行わないとした六一年度地方財政対策に際する大蔵・自治大臣間の「覚書」の主旨にも反するものといわざるをえない。

この問題の背景として、医療保険について、(一)昭和六〇年代の後半のできるかぎり早い時期に一元化を実施すること、(二)老人保健拠出金の加入者割合一〇〇%移行に向けて、昭和六五年度までに、老人保健制度の見直しを行うこと、の二点の政府の基本的姿勢があることは見逃せない。加えて、前述の通り、毎年度、概算要求基準によつて社会保障予算の自然増（当然増）枠が厳しく設定され、六二〇%とし、そのうちの二分の一を地方負担とする改悪案が検討の俎上にのぼり、結果としては見送られたが「国保懇談会」が設置され

た。この懇談会は六二年末まで一三回開催されたが、決着がつかず、実質的には大蔵・自治・厚生省間交渉へと移り、六三年度においては地方負担強化（市町村負担強化・都道府県負担導入）が決定されたといえる。今回の国保に対する地方負担導入・強化は、国保制度を抜本的に改善するものとはなっていないばかりか、医療保険制度に対する国の責任を一層あいまいにして、いただらに都道府県・市町村等に財政負担を転嫁し、地域医療の充実を妨げるものである。また、政管健保等の給付についても適正化が指摘されていることは留意する必要がある。

わが党の国保改革に対する方針及び今回の改悪に関する医療問題としての分析は別に譲るとして、地方財政とのかかわりのみについて指摘するとその問題点は以下である（党の方針については「政策資料」二五六号参照）。

①シーリング先行——国保制度の改革が議論されたというよりは、六三年度における概算要求基準の枠内に如何に厚生省予算を抑制するかという財政のつじつま合わせが先行した。従つて、制度の改革は極めて中途半端なものであり、六三年度から実施する必然が薄い。

②地方への負担転嫁——その結果、もたらされたものは地方財政への負担転嫁のみという色彩が強い。例えば、自治体負担増は六九〇

億円となるが、このうち不交付団体の負担増一四〇億円については調整債（起債）とされたことはこの典型である。また、交付団体の負担増については、交付税総額に特例加算となつたが、これは交付税のたゞ足的構造を深めると共に、単年度ことに協議が必要となり、各自治体は中期的・安定的見通しを欠く結果となる。これは六三、六四年度における暫定措置であることが、とりあえず地方にツケを廻しておくという性格を如実に示している（別表参照）。

③保険料・保険税——今回の措置によつて保険料については軽減保険料分五〇〇億円の減、高額医療費共同事業の関係の減二〇〇億円、老人保健拠出金四六〇億円の増、差引二四〇億円の減となつてゐる。マクロでみれば減であるが、個別の増減が適切なものであるか否かは疑問が残る。ましてこれはあくまでマクロの話であり、個々の組合（市町村）においては、昨年大幅に保険料（税）を引き上げているが、今年も引き上げを要する組合が発生するのは必至であり、負担の減額はマクロの帳簿上の話である。六三年度地方税法改正案においては、昨年に引き続き国保税限度額の引き上げ（三九万円から四〇万円へ）が含まれてゐる。

(一) 国庫補助負担率引き下げ

六三年度においては、六一年度における国庫補助負担率引き下げの影響額一兆四〇〇〇〇億円、六二年度における国庫補助負担率引き下げの影響額二五六九億円の計一兆六五六九億円が補助金カットの影響額となる。この補填措置の手法については六二年度と同様であり、地方たばこ消費税率の特例で一二〇〇億円、地方交付税への特例加算一四九五億円、建設地方債の増発一兆三八七四億円とされた（別表参照）。

国庫補助負担率引き下げは、地方団体との再三の約束にもかかわらず毎年実施され、六三年度においては国保に手が着けられた。竹下内閣は、赤字公債の発行を抑制し、六五年度財政再建目標は達成可能と豪語しているが、その裏付けが地方への財政転嫁であることは論を待たない。補助金カットは、六三年度をもつて終わり、その後は原状回復が約束されているが、この約束の誠実な履行は地方自治に対する政府の姿勢の如何を示すものとして注目される。

五八年度までの地方債発行にかかる利子分の特例加算六三年度分）、地域臨特一二五億円（行革特例法にかかる特定地域の嵩上げ補助の縮減に対する特例加算六三年度分）、財対臨特五〇九億円（補助金カットにかかる特定地域の嵩上げ補助の縮減に対する特例加算六三年度分）の計八〇四億円については六六年以降の交付税の総額に加算とされた。地方交付税については、地方交付税法の主旨に基づき国会答弁において二年度以上に渡り財源不足が一割程度以上生じた場合においては「制度改正」（この場合、税率の引き上げあるいは税目の拡大などが考えられる）を行うことが確認されているが、五〇年度以来、財源不足は毎年度発生しているにもかかわらず制度改正は放置され、五九年度においては既応の借入金が折半とされ、しかも今後借り入れは行わないとされたにもかかわらず財源不足

(二) 地方交付税

六三年度地方交付税額については、国税三税三三兆四四一〇億円の法定税率三二%分一〇兆九〇五六億円となるが、国保地方負担増補填五五〇億円、補助金カット補填一四九五億円、六一年度交付税特会借入金にかかる

にたいしては相変わらず借り入れや起債で措置され、さらに六〇年度からは国からの財政転嫁（補助金カット）によつて財源不足がつくれてゐることは極めて遺憾といわざるをえない。

三、地方税改革の課題

地方税は、住民サービスを担う自治体の財源でありながら、国による多くの制限を受け、また、地方財政の貧困から減税が進まず、最近、個人住民税に対する負担感が強まつてゐる。税制改革において、地方税の改革は不可欠であり、その際には、国庫支出金等も含めて行政の最終支出の窓口である地方財政の拡充強化を国の税源の地方への移譲も含めて検討すべきである。しかし、現実には昨年の税制改革をみても地方税制度と地方財政に著しい混乱を与える結果をおわつてゐるのは周知のとおりである。自民党政の「税制改革」は、①「税源の再配分」が欠落、②地方財源の補填策の欠如Ⅱ所得減税・法人減税における地方税・地方交付税の大幅減収に対する補填措置の不明確③交付税の恒常的不足、税源不均衡等の打開策の欠落、④社会保険診療報酬課税等の不公平の放置、⑤国の非課税措置等の押し付けによる課税自主権・財政自主権の侵害などが顕著であり、シャウプ税制使節団報告で示され、その後逆行しつつも在る

べき姿として評価されてきた地方税財政自治権の確立が否定されてゐる。

当面、少なくとも以下の地方税の改革措置が必要と考えられる。

①個人住民税については、基礎控除・配偶者控除・扶養控除の引き上げにより、課税最低限を引き上げ、所得税との差を一割以内とする。また、税率構造についても道府県民税、市町村民税の各々について、より簡素化を図る。

②不公平税制について国税と見合いの地方税改正を行う。なお、国税における不公平税制を是正するなら法人税・所得税の税収増によって交付税額（現行は国税三税の三二%）も増えることに留意する必要がある。

③社会保険診療報酬課税の適正化や非課税措置等の廃止など地方税固有の不公平税制的是正。

④事業税における外形標準課税導入。

⑤その他—住民の負担減については、例えば固定資産税・都市計画税の軽減（前述）、また料理飲食税の免税点の引き上げ、娯楽施設利用税の国民の趣味の多様化に合致した軽減・適正化など。そして、增收策としては前述の不公平税制是正に加え、大都市における特別とん税、日銀納付金の改善、などがあげられる。こうした地方税改革においては、税源の不均衡に対応するため地方交付税制度の

拡充も検討される必要がある。

しかし、政府の税制改革案においては、こうした点がまったく盛り込まれていず、六三年度改正においても社会保険診療報酬課税の適正化すら手が着けられていて、相変わらず非課税措置の延長、たばこ消費税の特例延長を中心とする内容となつてゐる。また、「抜本的税制改革」として竹下内閣は、「政府統一見解」「選挙公約」すら破棄し、新大型間接税の導入を策していることは重大な問題である。

昨年の改正においては、地方間接税の国税への吸收と地方譲与税化などが盛り込まれ、しかも地方税改正の懸案事項は何ら手着かずとされた（利子・配当に対する地方税総合課税という懸案事項について、マル優廃止——一律分離課税に切り替えられた）。また、所得減税については最終段階において所得税についてその税率構造の手直しの修正——減税上積みが実施されたが、個人住民税が放置されたことによつて所得税と個人住民税の間でその負担構造のゆがみが拡大されたことも指摘されなければならない。

地方税源の拡充と個人住民税の大額減税は内需拡大・地域経済の活性化にとって緊急不可欠な課題と言える。

地方財政計画歳入歳出一覧

(1) 岁入歳出総括表

(単位: 億円, %)

区分	昭和63年度 (A)	昭和62年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)	昭和62年度 増減率
(歳入)					
地 方 税	265,005	242,229	22,776	9.4	0.6
地 方 譲 与 税	4,977	6,673	▲ 1,696	▲ 25.4	38.1
地 方 交 付 税	106,286	98,894	7,392	7.5	0.6
国 庫 支 出 金	98,171	99,191	▲ 1,020	▲ 1.0	▲ 0.4
地 方 債	60,481	53,900	6,581	12.2	21.7
(特定資金を除く)	(51,846)	(53,900)	(▲ 2,054)	(▲ 3.8)	(21.7)
使 用 料 及 び 手 数 料	10,488	10,020	468	4.7	4.6
雜 収 入	32,790	32,889	▲ 99	▲ 0.3	5.8
計	578,198	543,796	34,402	6.3	2.9
(歳出)					
給 与 関 係 經 費	167,212	163,538	3,674	2.2	3.1
一 般 行 政 經 費	115,614	112,263	3,351	3.0	1.8
補 助	53,724	52,029	1,695	3.3	1.8
单 独	61,890	60,234	1,656	2.7	1.8
公 債 費	61,853	61,251	602	1.0	4.3
維 持 補 修 費	7,163	6,977	186	2.7	2.9
投 資 的 經 費	195,268	175,939	19,329	11.0	3.1
補 助	92,008	84,274	7,734	9.2	1.2
单 独	103,260	91,665	11,595	12.6	5.0
公 営 企 業 繰 出 金	15,488	14,328	1,160	8.1	7.1
不交付団体水準超経費	15,600	9,500	6,100	64.2	▲ 5.9
計	578,198	543,796	34,402	6.3	2.9

(2) 岁入歳出構成比

(単位: %)

歳 入	昭 和 63 年度	昭 和 62 年度	差 引	歳 出	昭 和 63 年度	昭 和 62 年度	差 引
地 方 税	45.8	44.6	1.2	給 与 関 係 經 費	28.9	30.1	▲ 1.2
地 方 譲 与 税	0.9	1.2	▲ 0.3	一 般 行 政 經 費	20.0	20.6	▲ 0.6
地 方 交 付 税	18.4	18.2	0.2	公 債 費	10.7	11.3	▲ 0.6
国 庫 支 出 金	17.0	18.2	▲ 1.2	維 持 補 修 費	1.2	1.3	▲ 0.1
地 方 債	10.4	9.9	0.5	投 資 的 經 費	33.8	32.4	1.4
(特定資金を除く)	(9.0)	(9.9)	(▲ 0.9)	公 営 企 業 繰 出 金	2.7	2.6	0.1
使 用 料 及 び 手 数 料	1.8	1.8	0.0	不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	2.7	1.7	1.0
雜 収 入	5.7	6.1	▲ 0.4	計	100.0	100.0	-
計	100.0	100.0	-				

昭和 63 年度の地方財政対策

(單位：億圓)

昭和63年度地方財政	
收支財源不足額	
17.	259
地方交付税の特例	1, 200 (ア)
建設地方債の増発	2, 045 (イ+カ+コ)
臨時財政特別債	7, 400 (エ+ク)
調 整 債	6, 614 (ウ+オ+キ+ケ+サ)
14, 014	

地方たばこ消費税率特別	1, 200
地方交付税の特別	2, 045

(ア)
 (イ+カ+エ)
 (エ+ク)
 (エ+オ+キ+ケ+サ)

地方税(たばこ消費税の税率特例) 1, 200 ア

地 方 交 付 税	1,200	イ
調 整 債	3,900	ウ
臨時財政特例債(国債減額相当額)	5,900	エ
		〔交付団体分につき後年度の交付税総額に加算措置の法定.....470 暫定加算....2,520〕

補助負担率引下げによる地方負担の増

投資的経費 7,700	臨時財政特別債(国債減額相当額) 5,900
調整費(拡大事業分の地方負担) 1,800	

調整費(拡大事業分の地方負担) 1, 800

61補助負担率引 下げによる63影響額 響額 4, 0 0 0		
投資的経費 7, 7 0 0	調 整 債 3, 9 0 0	ウ 法定 4 7 0 暫定加算 5 2 0
臨時財政特例債(国債減額相当額) 5, 9 0 0	エ 元利償還費の50%国負担	
調整費(拡大事業分の地方負担) 1, 8 0 0	オ	
経常経費 3 6 9	地 方 交 付 税 2 9 5 カ 財務省の80% (交付団体 分全額)	
62補助負担率引 下げによる63影響額 響額 2, 5 6 9	整理債(不交付団体影響額相当額) 7 4 キ	
投資的経費 2, 2 0 0	臨時財政特例債(国債減額相当額) 1, 5 0 0 ク 元利償還費の90% (交付 団体分全額) 国負担	
調整費(拡大事業分の地方負担) 7 0 0 ケ		

国民健康保険制度の見直しによる地方負担の増 690

地方交付税 550

むすび

以上のとおり、六三年度地方財政計画は、税収の自然増に支えられ表⾯的には順調に⾒受けられるがその内容においては多くの問題

国保制度「改革」による負担変化 (63年度 単位: 億円)

区分	軽減保険料に対する補助	高額医療費共同事業等の充実	老人保健拠出金の国庫負担調整	計
国	土 0	+ 10	△ 460	△ 450
都道府県	+ 250	+ 190	-	+ 440
市町村	+ 250	-	-	+ 250
保険料	△ 500	△ 200	+ 460	△ 240

- (注) 1. 軽減保険料に対する補助の国の負担額が土0となるのは、当該補助対象額を療養給付費等負担金等の算定の基礎となる療養給付費の額から控除するため。
- 2. 地方交付税に550億円を特例加算。
- 3. 退職者医療制度創設等に伴う影響額の未補てん額(1.008億円)を62年度補正で全額補てん。

昭和50年度以降の財源不足額とその補てん措置

(単位: 億円)

年 度	財源不足額	補 て ん 措 置		
		地方たばこ消費税の税率特例	地方交付税の増額	地方債の増発
昭和50年度(補正)	21,831		11,199.8	10,632
51 (当初)	26,200		13,700	12,500
52 (")	20,700		10,350	10,350
53 (")	30,500		17,000	13,500
54 (")	41,000		24,600	16,400
55 (")	20,550		10,250	10,300
56 (")	10,300		3,400	6,900
56 (")	27,119		15,433	11,686
58 (")	29,900		16,654	13,246
59 (")	15,100		3,049	12,051
60 (")	5,800		1,000	4,800
61 (")	11,700	1,200	1,200	9,300
62 (第1次補正)	23,758	1,200	3,828	18,730
63 (当初)	25,603	1,200	3,828	20,575
	17,259	1,200	2,045	14,014

63年度の地方交付税の算定基礎

(単位:百万円)

区分	昭和63年度			昭和62年度			増減額	
	当年初	地方財政補正措置(第一次)	現行法に基づく額	地方財政補正措置(第二次)	最終	対前年度当初(A)-(B)	対前年度最終(A)-(C)	
所 得 税	17,444,000	16,482,000	—	16,482,000	△ 294,000	16,188,000	9,62,000	1,256,000
法 人 税	13,931,000	11,824,000	—	11,824,000	1,898,000	13,722,000	2,107,000	20,900,000
酒 計	2,066,000	1,936,000	—	1,936,000	1,060,000	2,042,000	1,30,000	24,000
小 計	33,441,000	30,242,000	—	30,242,000	1,710,000	31,952,000	3,199,000	1,489,000
完 元 地 方 交 付 税	(a) × 3.2%	10,905,620	10,184,120	35,000	10,534,120	55,205,3	11,086,173	721,500 △ 180,553
(1) (a) × 3.2%	10,701,120	9,677,440	—	9,677,440	547,200	10,224,640	1,023,680	476,480
(2) (b) × 2.0%	—	22,060	△ 22,060	—	—	—	—	—
(3) 精 算 分	—	△ 45,700	57,060	52,4900	4,853	52,9753	45,700	△ 529,753
(4) 特 例 措 置 分	227,500	331,780	—	331,780	—	331,780	△ 104,280	△ 104,280
(5) 60年度地方交付税特例措置額	△ 23,000	—	—	—	—	—	△ 23,000	△ 23,000
①一部返済	—	—	—	—	—	—	—	—
返 金(d)	969	374	—	347	—	347	622	622
特別会計借入金(e)	—	—	—	—	△ 230,420	△ 230,420	—	230,420
借入金等利子充当分(f)	278,000	△ 346,100	—	△ 346,100	—	△ 346,100	68,100	68,100
剩 余 金 の 活 用(g)	—	51,000	—	51,000	—	51,000	△ 51,000	△ 51,000
合 計 (c)～(g)	10,628,589	9,889,367	35,000	10,239,367	321,633	10,561,000	739,222	67,589

点を含んでいます。とくに、わが党が再三指摘しているように財政の単年度主義が崩れ、地方交付税を含め年度間調整が恒常化し、地方交付税や地方債そのものが補助金化の傾向にあることは大きな問題である。また、税源の不均衡、地方の資金不足への抜本的対策についでは国及び地方の地方税源・交付税制度の拡充、税財源の再配分、また権限移譲を置いて他にないにもかかわらず、竹下内閣は一省一機関移転という極めて小手先・矮小な手法でお茶を濁そうとしている。

(付論) ——六二年度第二次補正——

なお、六二年度においては、第一次に続き、税収の伸びに応じて第二次増額補正が行われる。この内容は、六一年度精算額の増四八億円、地方交付税の自然増五四七二億円、計五五二〇億円の歳入増に対し、①調整戻し一九三億円、②六二年度財源対策債の発行縮減等三〇二三億円、③交付税特会借入金返済一三〇四億円を歳出するという内容のものである。この措置は、六二年度に限つてみればおむね妥当な措置とも考へることができるが、わが党は、六一年度からの税収の意図的ともいえる過少見積り、また六二年度の「売上税」問題等を勘案し、さらに補正予算案全体への対応に基づき、今回においては反対の態度をとることとした。

〈各論〉

一九八八年度各省庁予算の問題点

防衛関係予算

一、「対GNP比一%枠」の空洞化と

「中期防」優先

内外における「日本の国際社会への貢献」

論の高揚を背景に、八八年度予算概算要求基準の設定時点での対前年度比六・七%増の大

幅な防衛予算要求に対して、政府は過去最低の伸び率圧縮で応じ（同比六・二%、対GNP比一・〇二%）、さらに大蔵省予算内示段階でも七六年の「対GNP比一%枠」設定以来初めて「一%枠」内（対前年度比三・八%増）の査定を放棄した（対前年度比四・四%、対GNP比一・〇〇五%を提示）。予算編成の最

終段階では、七九年以來恒例となっていた政府・自民党の政治折衝も必要とせずに各省・閣僚折衝によつて内示査定の抑制基準といわれた部隊改編とともに装備や新規新鋭装備をほぼ全面的に復活し、八八年度防衛予算はある。

これによつて、八八年度防衛予算の伸び率五・二%は八七年防衛予算に組み込まれた売上税相当分差引後の実質伸び率では五・五%増となり、防衛厅は「中期防衛力整備計画」達成のための実質五・四%増を確保したのである。

増、対GNP比一・〇一三%（四八三億円の超過）という二年連続の「一%枠」突破予算となつたのである。

この八八年度防衛予算の策定過程から明らかのように、「一%枠」を突破した八七年度防衛予算編成時点での新たな防衛費の定量的歯止めとして閣議決定された「総額明示方式」（八六九〇年度「中期防衛力整備計画」の八五年度価格での所要経費総額一八兆四〇〇〇億円）の採用二年目にしてすでに、欺瞞的な「一%枠」尊重の政府公約は完全に空洞化した。

これによつて、八八年度防衛予算の伸び率五・二%は八七年防衛予算に組み込まれた売上税相当分差引後の実質伸び率では五・五%増となり、防衛厅は「中期防衛力整備計画」達成のための実質五・四%増を確保したのである。

さらに、防衛費の「総額明示方式」そのものの不明確性がますます露呈してきた。円高による防衛費の実質値は一円につき約八億円増加となるといわれ（概算要求時「ドル」一四五円、大蔵原案内示段階「ドル」一三五円で算出、売上税相当額および円高を考慮した実勢は五・七%増と試算される）、予想を超える円高の進行が「中期防衛力整備計画」所要経費総額一兆四〇〇億円のうち一〇兆八〇〇億円をしめる物件費の実質増をもたらす。また、八七年度に締結した日米地位協定に関する特別協定による駐留米軍基地日本人従業員の八種類の手当の限度日本側負担の新設や、八八年の同協定改悪による同手当の全面的な日本肩代わり、地位協定改悪による基本給肩代わりなどのさらなる負担増が日程に上つており、これらの費用は当面「中期防衛力整備計画」経費枠内としつつ最終判断を同計画終了時点に委ねることによって防衛費総額のなじ崩し的な増強を企図している。

二、資本的支出の増強と攻撃的新鋭装備の調達

八八年防衛予算の経費別内訳をみると、人件費・糧食費（一兆五七八九億円）は伸び率、構成比ともに低下（前年並みの伸び率二・三%、構成比は数年来の低下傾向を強めて四二・七%）する一方、物件費（二兆一二一五

億円）は「中期防衛力整備計画」開始以来の増加傾向（対前年度比七・四九%増）を維持した。

また、物件費のうち八七年度以前に決定した後年度負担の歳出化経費は一兆三五一〇億円にのぼり、伸び率はここ数年の低下傾向をさらに強めたが（対前年度比六・八%増）、防衛予算に占める割合は三六・五%に達している。さらに、八八年度新規発注に伴う後年度負担は一兆三七二億円（売上税負担相当額を除く実質的な前年度比は七・六%増）で、既定分を加えた後年度負担総額は二兆五九一七億円（同四・一%増）となり、後年度負担による防衛費の硬直化が一層進化している。

さらに、物件費のうち新規発注の一般物件費は「中期防衛力整備計画」期間中に年々増加率を高め、八八年予算の七七〇五億円は、ついに既発注の物件費である歳出化経費の伸び率を上回って（八・七%）、構成比を〇・七ポイントも引き上げた（二〇・八%）。とりわけ物件費に占める装備品購入費（武器車両等購入費、航空機購入費、艦艇建造費）、研究開発費、施設整備費からなる防衛費の資本的支出（八〇年には二〇%台）は八〇年代を通じて構成比を持続的に高め、維持費（教育訓練費、油購入費、装備品等整備諸費等）や基地対策費などからなる防衛力の維持・運営費に代わって物件費の過半を占め、八六年度以来

三年連続して三〇%以上を確保することとなつた。

この資本的支出の増大を通じていわば自衛隊はハイテク技術を体化した兵器体系の装備率を高め、コンパクトで効率的な防衛力の整備を達成しつつある。八八年度予算編成の各省折衝過程において全面的な復活をみたイージス艦（一二二二億七四〇〇万円、八八年度歳出分三四億四六〇〇万円）、OTHレーダー（八八年度調査費三六〇〇万円）、F-15（一機、九二七億円、同一億五〇〇〇万円）などの洋上防空兵器体系、P-3C（九機、九四億円、同〇円）SH-60J新型対潜ヘリ（一二機、五七五億円、同二億八二〇〇万円）、A-SWセンター（建設費総額約一五億円、同建設調査費五〇〇〇万円）などの対潜作戦兵器体系、FSX（次期支援戦闘機、開発設計費総額一〇六億五一〇〇万円、同二億五三〇〇万円）、SSM-1地対艦ミサイル（六基、一七六億三三〇〇万円）AH-1S対戦車ヘリ（八機、一八四億四三〇〇万円、同〇円）などの洋上・水際破壊兵器体系、ペトリオット対空ミサイル（一個群、一〇五七億四〇〇万円、同〇円）F-15などの全般的な防空・制空兵器体系などを中心とする最新鋭装備がそれである。

さらに研究開発では、わが国のハイテク技術優位を兵器体系に積極的に活用し、防衛力

の飛躍的な質的向上をはかるべく、陸海空各幕の要求による兵器開発とともに技術研究本部の独自研究強化による先行的開発投資の比率を次第に増加させ、研究開発費は八七年度に引き続き大幅な増額をみて（一一・六%増）、防衛費総額の一・二一%を確保した。研究開発項目は、イメージ・ホーミング採用の新携帯SAM、格闘戦用新空隊空アクティブ・ホーミング・ミサイル、対潜用短魚雷、改良型短SAM、新空対艦ミサイル、F-15用後方警戒装置、移動目標探知画像レーダー、陸上対潜機用配列ソノブイ、機動型師団通信システム、遠隔操縦観測システムなど各種電子・通信機器、ミサイル、海洋兵器によぶ広範な最先端技術装備の独自開発を企図している。

い。

このハイテク新鋭装備の調達をはじめとする防衛費の膨張と攻撃的兵器体系の急速整備

は、極東ソ連軍の増強とこれに対する米国のが攻勢的な対ソ軍事戦略を根拠としている。

三、米国の前方展開戦略と日米同盟關係の強化

本年一月、一〇一〇年までを見通した米国の軍事戦略について勧告した米国長期統合戦略諮問委員会の「長期国防政策報告書」が発表された。同書はソ連による戦略核戦力の増強や第三世界戦略の展開、新たなパワー・

センターの出現と、それらがもたらす二一世紀の複雑かつ流動的な同盟関係や第三世界の情勢に対処する「選択的でより統合された防衛戦略」を提唱している。

そのなかで報告書は、「軍備管理合意に国際的友好の増進という修辞を持ちだすのは危険だ」としてINF全廃条約による西側のイデオロギー的、政治・軍事的武装解除の危険性を強調している。そして同書は、西側の地勢的特質および技術的優位性を軍事戦略および兵器開発に適用することによって「ソ連との効率的な競合」を企図する競争戦略こそが、さらには、米国の戦略軍あるいは他の西側の軍事目標へのソ連の全面攻撃を抑止するため、報復攻撃能力の質的向上、戦略的C-Iの抗たん性向上、SDIの推進の諸政策をあらためて打ち出して、米国の拡大抑止に対する西側の信頼性回復をはかるべきだとしている。

また、ソ連の西欧への大規模な通常攻撃に對しては、「ソ連の選択的攻撃」による西側同盟の政治的結果崩壊の可能性に注意を喚起しつつ、「西欧同盟は今後、長期にわたってソ連の通常戦力の圧倒的優位に対抗する核兵器を保持しなければならない」と指摘。同時に優

機、スマート兵器、弾道ミサイル防衛、宇宙軍事力などの新兵器体系に組み込む緊急計画の推進を勧告している。

さらに同書は、「ソ連の通常戦力は中国北部、北欧で優位にあり、対西欧でも優位といえ、ペルシャ湾地域では明らかにソ連が優位」とユーラシア大陸のソ連周辺部における脅威を評価している。このソ連の「地勢的優位」を減少させるために、ソ連通常戦力の大幅削減を提起するとともに、広範な同盟関係の維持・強化と前方展開能力の強化を強調。とくにハイテク技術兵器に打ちされた縦深攻撃を企図するFOFA（後続戦力攻撃戦略）などを新戦略確立によってNATO通常防衛能力の向上をはかるとともに、「ソ連の侵攻地域の防衛のみならず、その他の地域での海軍による作戦を計画すべきだ」として攻撃的な「海洋戦略」の積極的推進を提唱している。

そのうえで、東アジア・北西太平洋地域における日本の通常防衛能力の向上と米国の前方展開戦略は「軍事力増強を続けるソ連の同地域諸国への干渉や核兵器使用の潜在的脅威を除去する」として、日米同盟の政治・軍事的結束の維持・強化による「戦略的要素の結合」を重視し、この強力な日米同盟関係を基礎とした「日本の防空能力と海峡封鎖能力」が太平洋における「海洋戦略」遂行の重要な要素であることを表明している。

四、「洋上防空・三海峡封鎖・北方前方防衛」戦略の遂行能力確保

西側の地勢的特質と技術優位を組合せてソ連の脆弱点を強襲し、通常戦レベルにおいて戦略的優位を達成しようとする攻撃的な米国の「海洋戦略」は、専守防衛をはるかにこえた攻勢的な日本の「洋上防空・三海峡封鎖・北方前方防衛」戦略を不可欠の要素としている。八八年度防衛予算は「中期防衛力整備計画」の五七%を達成し、自衛隊によるこの攻勢的戦略遂行の要となる新規の新鋭装備を獲得するものとなっている。

「洋上防空」とは北西太平洋への前方展開

とその後の日本海・オホーツク海のソ連海洋要塞への三海峡からの強襲突入によって、戦略原潜をはじめとするソ連太平洋艦隊の撃滅と極東ソ連軍基地撃破を企図する米海軍と、三海峡を封鎖・コントロールしつつ米海軍に随伴して防護作戦を展開する自衛艦隊を各種のソ連対艦ミサイル攻撃から防護するものにほかならない。八八年度予算で硫黄島設置調査費が計上されたOTHLレーダーは、最大知距離約三〇〇km、日本海・オホーツク海南部、シベリア・沿海州の飛行・航行物体を探知・補足して洋上防空のための早期警戒監視機能の飛躍的向上をはかるものである。また、第七番目の飛行隊新編と中部方面飛行隊

の定数増強をはかるF-15は、ミサイル発射母機要撃機能を増強する。さらに、八八年度ではじめて調達に着手し、「中期防衛力整備計画」期間中に二隻調達、将来四個護衛艦隊に各一隻配備が構想されているイージス艦は、約四〇〇km以内の二〇〇以上のミサイルを補足して同時に二目標を撃破する艦隊防空中艦であり、艦隊のミサイル対処機能を一新するものである。防衛庁は「洋上防空体制研究において次期「中期防衛力整備計画」以降で空中警戒管制機、空中給油機、軽空母などの導入構想を検討しているといわれ、八八年度予算は今後の洋上防空体制の飛躍的拡充の布石にほかならない。

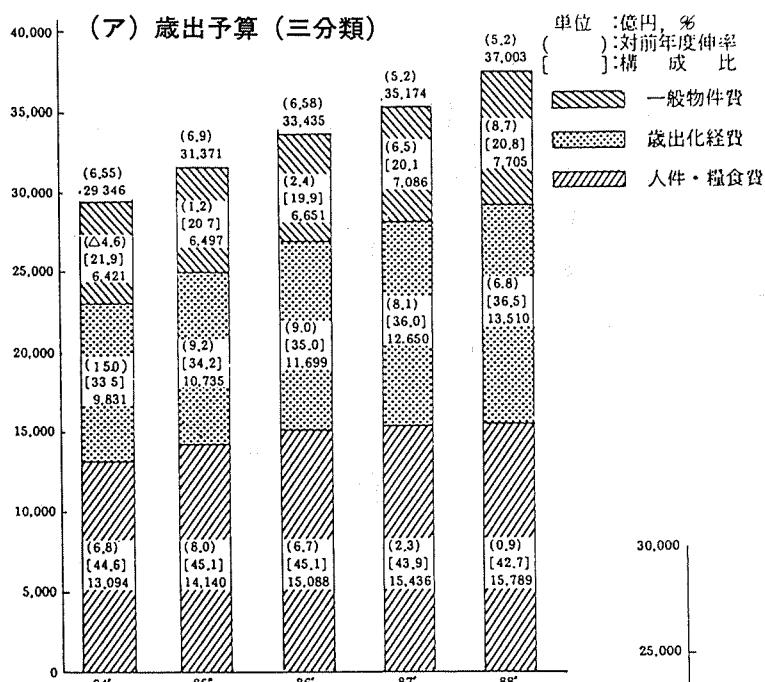
また、攻撃型潜水艦による攻撃から米空母・戦艦戦闘群を防護し、ソ連戦略原潜の撃滅を支援するために、ソ連潜水艦の性能向上に対応する対潜作戦能力の一層の増強がはかれようとしている。東芝事件を契機とする日米協議によって提起された対潜作戦情報収集・分析のためのASWセンター建設が八八年度で着手され、静粛化のすすむソ連潜水艦の探知・識別能力が大幅に強化される。また、改良型P-3Cと新型対潜ヘリSH-60J調達による広域・効率的な対潜哨戒能力の持続的増強が進められる。

自衛隊は北西太平洋の戦略制海の帰趨を左右する日本周辺三海峡を封鎖してソ連海軍を

封じ込めるとともに、米海軍の前方展開を支援して日本海・オホーツク海への突入路の確保を企図する。この三海峡地域のコントロールによつて戦略原潜を防護するための両海域の聖域化と米海軍機動部隊を撃破するための太平洋艦隊の北西太平洋への展開を企図するソ連軍の日本侵攻に対しても、自衛隊は全般的な制空・防空作戦と洋上・水際撃破作戦を開しようとしている。三番目の高射群を更新するペトリオットや改良ホーク改善II型はF-15やF-4E改による制空作戦を補完する全般的な防空能力の飛躍的向上をもたらす。また、量産段階にはいるF-4E改と日米共同開発に着手するFSXは制空・防空能力の充実とともに空自の対艦・対地攻撃能力を大幅に増強し、ソ連太平洋艦隊の洋上・水際撃破作戦の中軸戦力を構成する。

ソ連軍の三海峡地域への着上陸侵攻を阻止するためには、陸自は「北方前方防衛」戦略に基づいて北部方面への重点的な戦力配備と師団近代化を推進する。八八年度予算で教育所要として初調達される射程一一〇kmのSSM-1地対艦ミサイルは北部方面への三個隊配備によつて陸自の洋上撃破の要となる。このほか七九式対舟艇ミサイルや北方への配備を終えて三番目の飛行隊を新編するAH-1S対戦車ヘリ、北部方面への増配をすすめていた、七四式戦車などによつて陸自は洋上・水

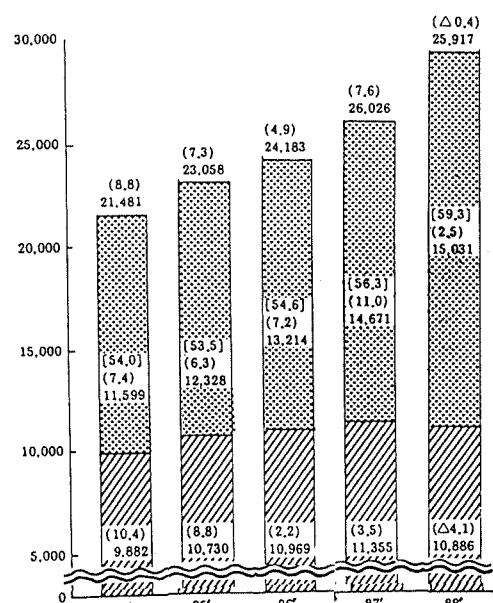
際・内陸の縦深的な着上陸侵攻対処能力を備えようとしている。これは、防衛庁が「陸上防衛態勢」研究において構想しているといわれる、任務別作戦基本部隊の編成と SSM-1 や新型多連装ロケットシステムなどの遠戦火力による「内陸持久・反撃」から「前方対処・早期撃破」への攻撃的戦略転換への第一歩である。



(イ) 後年度負担 →

単位：億円 % : 対前年度伸率 [] : 構成比

新規分 (dots)
限定分 (diagonal lines)



(ウ) 中期防衛力整備計画の進捗状況

主要整備	86年度	87年度	88年度 額	中期計画 整備数量	達成率(%)
(陸上自衛隊)					
戦車(両)	56	52	56	246	65
火砲(門)	68	61	49	277	64
装甲車(両)	45	61	60	310	54
SSM-1(基)			6	54	11
AH-1S(機)	8	8	8	43	56
CH-47(機)	4	4	5	24	54
改良ホーク(群)	0.5	1	1	4.5	56
(海上自衛隊)					
護衛艦(隻)	3	2	1	9	67
潜水艦(隻)	1	1	0	5	40
P-3C(機)	10	9	9	50	56
対潜ヘリ(機)	13	17	12	66	63
MH-53E(機)	4	2	0	12	50
(航空自衛隊)					
F-15(機)	12	12	12	63	57
C-130H(機)	2	3	2	7	100
CH-47(機)	3	2	3	12	67
T-4(機)	12	20	20	93	56
ペトリオット(群)	1	1	1	5	60

社会保障関係予算

社会保障関係予算は、一〇兆三八四五億円で、前年度と比べ二・九%（二八四九億円）の増となつた（表A参照）。生活保護費の減少と失業対策費の三年連続減少が目立つものとなつてゐる。なお厚生省予算は、社会保障関係費から失業対策費（労働省予算）を除き恩給関係費等を加えたもので、一〇兆三二一一億円、二・九%（二九四六億円）の増である。

社会保険関係予算が全体に占める割合（表Aにおける占有率参照）を国際比較すること

は、それぞれの国と自治体との関係及び財政構造の違いから、あまり意味のあることとは考えられないが、歐米主要諸国で少なくとも三割程度というものが水準となつてゐる。

なお、日本の社会保障給付費総額は、およそ三六兆円、国民所得の一四・〇%となつており（六〇年度）、社会保障予算がその二七・八%を占めているわけである（残りは、自治体、社会保険料、利用者による負担）。社会保障水準の国際比較は、通常、この給付費の

対国民所得比を比較することによって行なわれる。ただし、その国の老齢人口比率をあわせて考えなければならない。主要諸国の集計が遅いため、一九八三年（フランスのみ一九八〇年の数字との比較になるが、そのとき日本の給付費が一四・〇%（六五歳以上人口比率九・八%，以下カッコ内は同じ）、アメリカ一七・九%（二一・七%）、イギリス二五・八%（一四・九%）、西ドイツ三一・〇%（一四・九%）、フランス三三・三%（一四・一%）、スウェーデン四三・三%（一六・九%）などとなつてゐる。

つまり日本の社会保障水準は、人口の老齢化が低いことをはるかに上回つて、低い。

以下、六三年度予算案について特徴的な点を、三つの事例に絞つてみておく」ととする。

① 生活保護法第四条第一項「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力そ

の他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」……ここでいう「活用」の意味を政府は「売却収入」と同義語であるかのように運用してきた。

② 同法同条第二項「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われる。」……この規定を根拠として、中曾根行革いらい、扶養義務者の探索に最重点が置かれてきた。

これらのことを考えると、生活保護等は戦前の救貧思想のままに運用されているわけであり、憲法上の生存権保障のための社会保障の基本が改めて問われているといわなければならぬ。とくに「扶養義務」の

となつた。生活扶助基準は増額しても、対象人員をしめつけることによって、こうした結果を招いたものである（表E参照）。生活保護の対象人員の全人口に占める割合（保護率）は、昭和二六年度の一〇〇〇分の二四・二をピークとして低下傾向が続き、六二年九月には一〇〇〇分の一〇・四と最低記録を更新した。

このような受給者減らしは、主として次の二つを法的根拠として推進されてきた。

① 生活保護法第四条第一項「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」……ここでいう「活用」の意味を政府は「売却収入」と同義語であるかのように運用してきた。

問題は、会計検査院が昨年一二月に「生活保護世帯に対する扶養義務の履行の確保について」という文書（厚生省に対する改善措置要求）を示したために、六三年度には、これまで以上に切実な問題となるだろう。

「扶養義務の履行の確保」といっても、民法上の義務について行政が強制することはできず、また家裁など司法の機能にも限界がある。したがつて、現状ではその不履行を理由に社会保障給付を拒否するわけにはいかないはずである。社会党としては、自治体議員を中心とする市民相談活動を通じて不当なケースを正す努力をする一方、社会保障政策委員会及び高齢化対策運動推進委員会を中心に抜本的な対策を検討し、私的扶養と公的扶養のあり方について、一定の方針を示せるようしたい。

二、矛盾だらけの国保改革――国保改革を急いだのは、厚生省の六三年度予算を縮減するためであつて、制度改革としては中途半端なうえ、矛盾だらけのものになつている。表Fで明らかのように、国の支出減四五〇億円は厚生省所管であり、地方交付税の特例加算（五五〇億円）は、自治省予算への上乗せである。厚生省は、都道府県に拠出させることによつて、国保運営への「全員参加」態勢ができたと「改革」の意義を

強調するが、かんじんの被保険者の間に不公平感が充满しているままでは「全員参加」にならないだろう。せめて、サラリーマン保険本人（九割給付）との給付格差是正プランや、いま国保が一番高い世帯当たり保険料の抑制プランをセットで示すべきである。

また、都道府県四四〇億円、市町村二五〇億円の計六九〇億円が自治体の負担増となるが、そのすべてを自治省予算で手当てしたわけではない。地方交付税不交付団体の負担増分（一四〇億円）については、地方債の発行を認めるというだけのこと。しかもこれらの措置は、六五年度以降継続の保証がない。政府は、国保改革案の前提として、自治体の超過負担（市町村一般会計からの繰入れ二二六七億円、三七都道府県の単独補助三七〇億円）はいずれも六一年度を解消する計画を示すべきである。

また、医療費を適正化するための自治体の権限及び財源がきわめて薄弱にもかかわらず、医療費の著しく高い特定の地域にとりくませようとしていることも問題だ。人口の年齢構成を同じと仮定したときの一人当たり国保医療費は、最低の沖縄県を一〇〇として、最高の北海道は一六八（三位以下は大阪、高知、長崎、京都の順）六〇年度）。これらの高医療費地域において自治体がこ

れまでにとりくんだ医療費抑制策について、なぜそれが効果を上げなかつたのか、国と地元が協力して分析・総括したうえで対策を練るべきである。

三、あいまいな性格の老健施設……老人保健施設は、試行段階を終えてもなお特別養護老人ホーム及び病院との間で、明確な機能分担もなく、また費用負担にも整合性がない。

六一年度七カ所、六二年度七六カ所整備された老人保健施設は、六三年度約一〇〇施設の整備費一九億円が計上された。新築には一ヵ所四〇〇〇万円、改築には同一二〇〇万円を限度として、段階的定額補助が行なわれる。

六一、二年度は試行実施のために、その運営費は国と都道府県が折半（入所者一人月二〇万円×12）して補助したが、六三年四月からは、老人保健法による老人医療の給付財源から施設療養費を支給する方式に切り換える。この施設療養費のあり方については、いま中医協で審議中。

問題の一つは、六三年度から実施される人員基準で、入所者一〇〇人当たり医師一人、看護婦八人、介護職員二〇人としたことだ。これは、特例許可病院（看護婦一七人、介護職員一三人）と特別養護老人ホー

(表A)

社会保障関係費の推移

単位：億円・%

	6 0 年 度		6 1 年 度		6 2 年 度		6 3 年 度(案)		
	予 算 額	伸 率	占 有 率	予 算 額	伸 率	占 有 率	予 算 額	伸 率	占 有 率
社会保障関係費	9,573.7	2.7	18.2	9,834.6	2.7	18.2	10,089.6	2.6	18.7
生活保護費	1,081.5	△5.1		1,110.1	2.6		1,114.7	0.4	1,089.7
社会福祉費	2,0,042	0.3		1,900.2	△5.2		2,015.8	6.1	2,0,827
社会保険費	5,6,584	5.8		5,964.0	5.4		6,094.7	2.2	6,344.9
保健衛生効策費	4,621	△1.0		4,961	7.4		5,006	0.9	5,071
失業対策費	3,673	△0.0		3,642	△0.9		3,610	△0.9	3,600

※ 注：いずれも当初予算

(表B)

生活扶助基準の改定

※()は改定率である。

標準3人世帯月額(33歳男、29歳女、4歳子)

6 1 年 度	6 2 年 度	6 3 年 度
1 級 地	12,6,977円	
	1 - 1級地(1.7%)	12,913.6円
	1 - 2級地(1.6)	12,900.9
2 級 地	11,5,55	
	2 - 1級地(1.7)	11,751.9
	2 - 2級地(1.6)	11,740.4
3 級 地	10,4,134	
	3 - 1級地(1.7)	10,5,904
	3 - 2級地(1.6)	10,5,800

(表C)

年金額比較表

年 度		6 2		6 3	
項目	年 金 領	スライド率		昭和61年の対前年消費者物価上昇率(0.6%)に対して改定	
		年 領	月 領	年 領	月 領
【厚生年金保険】					
○ モデル老齢年金(32年加入・夫婦)	2219,300円 基本 2,031,400 加給 187,900	184,942円 52,208 101,800		2,223,800円 基本 2,035,500 加給 188,300	185,125円 52,267 101,908
○ 障害年金・遺族年金(最低保障額)	626,500			627,800	
○ 遺族年金(2子の場合の最低保障額)	1,221,600 基本 626,500 寡婦 219,300 加給 375,800			1,224,100 基本 627,800 寡婦 219,700 加給 376,600	
【国民年金】					
○ 10年年金	389,400	32,450		390,200	32,483
○ 5年年金	331,500	27,625		332,100	27,650
○ 22年年金(昭和63年度最長期間加入者)	555,600	46,300		571,800	47,600
○ 障害年金(1級)	783,100	65,258		784,800	65,333
○ " (2級)	626,500	52,208		627,800	52,267
○ 母子年金(子1人)	814,400 母子 626,500 母子加算 187,900	67,867		816,100 母子 627,800 母子加算 188,300	67,942
【基礎年金】					
○ 老齢基礎年金	626,500	52,208		627,800	52,267
○ 障害基礎年金(1級)	783,100	65,258		784,800	65,333
○ " (2級)	626,500	52,208		627,800	52,267
○ 遺族基礎年金(子1人)	814,400 基本 626,500 加算 187,900	67,867		816,100 基本 627,800 加算 188,300	67,942
【老齢福祉年金】					
○ 収入600万円未満	328,800	27,400		330,000	27,500
○ 収入600万円以上876万円未満	289,200	24,100		289,800 (注)	24,150

(注) 扶養義務者等の収入が6人世帯で600万以上876万円未満である場合は、40,200円

(月額3,350円) を支給停止し、289,800円(月額24,150円)を支給する。

ム（看護婦三人、寮母二三人）の中をとる形となつた。このほか、ケース・ワーカーなど相談指導員、作業療法士または理学療法士のリハビリ担当者（いずれも一〇〇人当り一人）が置かれる。要するに、治療と看護の病院、生活と介護の特養に対し、いつたい老健施設とは何なのか、いまだにすつきりしていないことがこの職員構成にも表れている。

三施設は、いずれもねたきり老人等を対象としているが、入院治療を必要としない者のうち、介護者付きの住居を必要とする者が特養を、家庭復帰（帰る所のない者は特養等施設復帰）の条件づくりのための一時滞在者が老健施設を、それぞれ利用すると考えるのが一般的である。そうだとすれば、老健施設は地域のリハビリセンターであると同時に、短期介護センターでなければならず、この観点からみると先の人員基準は、①リハビリ職員が決定的に不足している、②家庭復帰後のアフタケアとしての訪問介護要員やデイケア（日帰り利用）のための介護要員が不足している、などを指摘せざるをえない。

なお、三施設の利用者負担のあり方に整合性が必要なことは、表Gをみれば明らかであろう。

(表D) 各種手当の引上げ

○ 特別児童扶養手当	{ 1級 2級	41,100円→41,300円 27,400 → 27,500
○ 福祉手当		11,650 → 11,700
○ 障害児福祉手当		11,650 → 11,700
○ 特別障害者手当		20,900 → 20,950
○ 児童扶養手当	{	23,900 → 34,000 22,700 → 22,750
○ 児童手当	{	5,000 → 5,000 2,500 → 2,500
○ 戰傷病者戦没者遺族等に対する援護年金の改善（昭和63年4月から 1.25%引き上げ）		
遺族年金・遺族給与金（公務死）		
現 行	昭 63.4~	
「1,543,400 → 1,561,400」		
障害年金（公務傷病第1項症）		
現 行	昭 63.4~	
「4,554,000円→ 4,611,000円」		
○ 原爆被爆者に対する医療特別手当等手当額の引き上げ（昭和63年4月より月額）		
医療特別手当		111,600 → 112,000
特特手当		41,100 → 41,300
原子爆弾小頭症手当		38,400 → 38,500
健康管理手当		27,400 → 27,500
保健手当		13,700 → 13,800 27,400 → 27,500
家族介護手当		11,650 → 11,700
介護手当		38,200 → 38,600

(表E) 被保護人員と保護率

年度(平均)	人 員	率(%)
昭和30年度	1,929,408	21.6
40	1,598,821	16.3
50	1,349,230	12.1
55	1,426,984	12.2
60	1,431,117	11.8
61	1,348,163	11.1
62(9月)	1,265,164	10.4

(表F) 国保改正案による財政影響額(63年度)

(単位:億円)

	保険基盤 安定制度	地域医療 費適正化 プログラム	高額医療 費共同事 業等	老人保健 拠出金	合 計	参 考	(62年度 補正) 退職者医療
国	0	•••	+ 10	△460	△450	地方公付税に 550億円を 特別加算する ため、一般会 計ベースでは 100億円の 増	+1,008
都道府県	+250	•••	+190	-	+440		
市町村	+250	•••	-	-	+250		
保 险 料	△500	•••	△200	+460	△240		△1,008

(表G) 利用者負担の3施設比較

施 設	内 容
特別養護老人ホーム	(費用徴収) ① 本人……前年収入に応じて負担 ※上限 月額: 12万円 (昭和63年7月から 月額 14万円) ② 扶養義務者……前年税額に応じて負担 上限 措置費全額 (注) 本人、扶養義務者を合計した平均徴収額は約 21,000円 (昭和62年度見込)
老人保健施設	(利用料) ・食費、特別な療養室の提供に伴い必要となる費用、おむ つ代、理美容代その他の日常生活に要する費用の範囲内 において、入所者から利用料の支払いを受ける。 ・ 利用料の額については、施設ごとに定められる。
病 院	(一部負担) ・ 入院時一部負担金 1日400円の定額負担 ・ ただし、市町村民税非課税世帯に属する老齢福祉年金 受給者については、2か月を限度として1日300円

労 働 関 係 予 算

一、労働省関係予算案の概要と特徴

- (1) 来年度予算のうち労働省所管分は、(1)一般会計四八九〇億二九〇〇万円(対前年度予算比五億九四〇〇万円増)。職員人件費を除けば三七八〇億八五〇〇万円で、二億三三〇〇万円減)、(2)労働保険特別会計四兆二三八〇億二八〇〇万円(同二〇九〇億二八〇〇万円増)、(3)石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計・石炭勘定二一八億二四〇〇万円(同二三億円増)、(4)総計四兆七四八八億八一〇〇万円(同二一九億二三〇〇万円増)――となつてている。
- (2) 一般会計は、労働省職員人件費(一一〇九億四四〇〇万円)と失業対策費(三五七八億八一〇〇万円。表1参照)とがほとんど(四六八八億二五〇〇万円、九五・九%)を占めている。
- (3) 一般会計のうち減額となつた主なものは、(1)失業対策事業費(五八億五六〇〇万円減)、(2)雇用保険国庫負担金(一一億一三〇〇万円減)、(3)職業転換対策事業費のうちの職業転換特別給付金(二億六四〇〇万円減)、(4)労
- 働災害保障保険費(一億二四〇〇万円減)――などである。
- これらのうち、失業対策事業については、労働省は、六一年度から年齢制限(六五歳線引き)の段階的実施(六一年度は七〇歳以上。八月一日実施)を進めており、六三年度は六八歳以上が対象とされる。このため六二年度予算では二一、五〇〇人であつた失対事業の吸收人員は、六三年度はさらに減員されて一六、九〇〇となつてている。(表1参照)
- (4) 一般会計で逆に増額となつた主なもののは、(1)職業転換対策事業費のうちの就職促進手当(五四億四一〇〇万円増)、(2)シルバーパートセンター(三四〇団体→三七〇団体。三〇団体増)や高年齢者就業機会開発事業費(一八〇〇万円。表1参照)とがほとんど(一二千人)を含む高年齢者労働能力活用事業費等補助金(全体で一〇億五四〇〇万円増)、(3)港湾労働者雇用対策費(一億四七〇〇万円増)――などである。
- これらのうち、港湾労働者雇用対策費については、港湾労働法の改正により来年一月に予定している港湾労働者の「プール常用雇用」

制度の実施に伴い、引退させられる日雇港湾労働者への「特別手当」等が盛り込まれている。

(5) 来年度予算案では、特に、最近の雇用・

失業情勢に対処するものとして、六二年度の「三〇万人雇用開発プログラム」に続き「産業・地域・高齢者雇用プロジェクト」が盛り込まれているが、総額一四三億一二〇〇万円にのぼる財源はすべて労働保険特別会計(雇用勘定)の負担となつていて。

(6) 新規施策としては、(1)特定業種雇用定助成金制度(事業規模の縮小に伴い発生する過剰人員について職業転換訓練、配置転換、出向または再就職あつせん等の雇用確保策を講じる事業主に対する賃金助成、及び、事業

規模の縮小を余儀なくされる場合において新たな事業部門・事業所の設置・整備により雇用維持を図る事業主に対する助成等)の創設

(一一六億四五〇〇万円)、(2)高年齢者雇用特別奨励金制度(六〇歳台前半層の高年齢者の雇用拡大を図る事業主または六〇歳台前半層の高齢者を多数雇用する「高年齢者会社」を設立する事業主に対する助成)(一五億二〇〇万円)、(3)五五歳以上の雇用保険受給資格者

を対象とする高年齢者特別能力開発制度の創設(計七億七四〇〇万円)――等の「産業・地域・高年齢者雇用プロジェクト」関係施策のほか、(4)中小企業労働者総合福祉推進事業

の創設（一億六六〇〇万円）、⑤中小・零細企業労働時間制度改善援助事業の推進（一三億九八〇〇万円）、⑥労働者健康確保事業助成制度の創設（一億九五〇〇万円）、⑦介護労働者の就業援助事業の推進（一億八二〇〇万円）、
⑧求人広告適正化指導員の設置——等がある。

これらのほか、育児休業奨励金について、現行の育児休業制度の導入等に対する補助に加えて、三人目以降の育児休業取得者数に応じて一定額（一人当たり中小企業は二〇万円、大企業は一五万円）を支給する措置が講じられている（二二〇〇万円）。

二、予算案の主要な問題点

(1) 一般会計の縮小化と労働保険特別会計への依存の深化

①労働省独自財源（一般会計）が年々縮小し、それに伴って、労働省の施策が、ますます労働保険特別会計（労災保険及び雇用保険）への依存を深めていること、このため、

②本来一般会計が負担すべき労働省職員人件費や施設整備費、事務費等の多くが、労働保険特別会計の負担とされていること、――など、労働省関係予算の最も基本的な問題点は、一向に改善されていない

いだけでなく、六三年度予算案において、いわば、同プロジェクトには、地域雇用

そうした傾向・問題性はさらに強まつている。

例えば、①労働省関係予算全体に占める労働保険特別会計の割合は八九・二%（前年度予算では八八・八%）にものぼつており、②労働省職員人件費のうち一〇、四五〇人分、約六八八億四三〇〇万円が労働保険特別会計の負担とされている（前年度は一〇、三九三人分、約六七六億三八〇〇万円）が、これは労働省職員全体の四五・〇%、人件費全体の三八・三%にあたる（前年度はそれぞれ四一・八%、三八・〇%）。このほか、石炭勘定で一〇人分、一億二七〇〇万円を負担）

また、(1)に掲げたような新たな施策は、すべて労働保険特別会計にかかるもので

あり、「産業・地域・高年齢者雇用プロジェクト」も、そのすべてが労働保険特別会計（雇用勘定）の負担となっている。

(2) 「産業・地域・高年齢者雇用プロジェクト」について

「産業・地域・高年齢者雇用プロジェクト」

は、六二年度の「三〇万人雇用開発プログラム」に続く、六三年度の雇用対策の「目玉」とされているものだが、後者に対する評価（政策資料）昨年三月号）は基本的に前者についてもあてはまる。（表2参照）

すなわち、同プロジェクトには、地域雇用

開発助成金制度の業種版とも言うべき特定業種雇用安定助成金制度や、同じく高齢者版とも言うべき高齢者雇用特別奨励金制度等の創設が盛り込まれております。これらについては一応、評価できる。しかし、これらの施策の前提として、①企業が安易に労働者を解雇することのないよう、必要な規制措置を講じるとともに、②内需主導の積極経済への転換と、雇用政策を経済政策や産業政策等に不可欠の要素、むしろその目的として企画立案の段階からしつかり組み込むような、言わば積極的な雇用対策が必要となつていて、同プロジェクトについても、そのような前提に欠け、結局、従来型の雇用対策の域をほとんど脱却するものとなつていかない、などの基本的問題点がある。

(3) 行政執行体制の後退

労働省職員の定員は、計画削減分が前年度比三一八人に対し、定員増員が同じく三三七人で、結局一九人の増となつてている（一般会計負担分は三八人減、特別会計負担分五七人増）が、これは二〇年ぶりのことでの評価で

きる。しかし、労働基準監督官等、労働行政の基本的な任務の遂行に必要な第一線職員については、その不足が改善されるどころか、相変わらず減らされ続けている（表3参照）

特に労働基準監督官の場合、定期監督実施率約五%（違反事業場率は約六割）という現

状を改善するため、大幅な職員増を計画的に進める必要があるにもかかわらず、一八人も減らされている。また、男女雇用平等の推進にあたる都道府県婦人少年室の職員については、男女雇用均等法が施行された一昨年度（一六人増）及び昨年度（一〇人増）に引き続き増員されてはいる（三人）が、それにしても一県平均四・二三人では少なすぎる。雇用情勢の悪化、流動化に対応して大幅に増員する必要がある公共職業安定所の職員も、逆に減らされている。（五人減）

(4) 予算関連法案について

第一一二回通常国会への提出が予定されている法案は、

- ①労働組合法等改正案、②特定不況業種雇用安定法改正案、③駐留軍関係離職者等臨時措置法（ことし五月一六日で有効期限を迎える）及び漁業離職者臨時措置法（こし六月三〇日で有効期限を迎える）の有効期間をそれぞれ五年間延長するための案、④港湾労働法改正案、⑤労働安全衛生法改正案、及び⑥労働者財産形成促進法改正案の六本で、このうち前四本が、予算関連法案とされている。このほか第一〇八回通常国会から継続となつてはいる、職業安定所職員の身分移管に関する職業安定法改正案がある。

労組法等改正案は、臨調最終答申に基づき中央労働委員会と国営企業労働委員会を統合しようというもの。

特定不況業種雇用安定法改正案は、ことし六月三〇日で廃止期限を迎えるが、これを七年延長するとともに、対象事業主の範囲の大等の対策の拡充措置を講じるというもの。

港労法改正案は、公共職業安定所が日雇労働者を登録して、港湾運送事業主の求人に對し紹介するという現行制度を、港湾運送事業主が共同で設立する公益法人で労働大臣が指定するものが指定港湾において必要な労働力を「アール雇用」し、事業主に派遣するという制度に改め、国はこの指定法人に対し、その業務に必要な費用の一部を負担しようというもの。

労安法改正案は、事業者の講ずる健康保持増進措置の充実、小規模事業場における安全衛生推進者制度の創設や欠陥機械の改善命令制度の創設等が内容。

財形法改正案は、労働者財産形成年金貯蓄の払出期限に関する要件の緩和等を図るもの。

注表1・2は33頁、34頁に収載しました。

表3

労働基準監督署等の職員定数

	昭和62年度予算			昭和63年度予算案			増減(△)		
	一般会計	特別会計	合計	一般会計	特別会計	合計	一般会計	特別会計	合計
労働基準監督署	人 2,734	人 2,362	人 5,096	人 2,706	人 2,372	人 5,078	人 △28	人 10	人 △18
都道府県婦人少年室	196	0	196	199	0	199	3	0	3
公共職業安定所	8,402	4,428	12,830	8,384	4,441	12,825	△18	13	△5
中央労働委員会	79	0	79	126	0	126	47	0	△47
国営企業労働委員会	30	0	30	0	0	0	△30	0	△30
同 地方機関	44	0	44	0	0	0	△44	0	△44

【注】昭和63年度においては、国営企業委員会を地方機関を含めて中央労働委員会に統合することが予定されている。

表1. 失業対策事業費等の概要（高齢者対策部関係）

区分	62年度 予算額	63年度 予定額	対前年度比較 増(△)減額	対前年度 比率	備考
〔一般会計〕	百万円	百万円	百万円	%	〔63'〕 〔62'〕
失業対策事業費補助金	28,317	22,461	△ 5,856	79.3	・紹介対象者 68歳未満 69歳未満の年齢要件
1. 基本事業費	19,184	15,398	△ 3,786		・吸収人員 16,900人(21,500人) ・労力費 賃金表を平均 1.8% up (1.6% up)
2. 高齢者生活相談員 設置費	379	358	△ 21		・高齢者生活相談員数 640人(690人)
3. 特例給付金	5,437	4,099	△ 1,338		・特例給付金 対象人員 5,465人(7,249人) 単価 1,500千円(1,500千円)
4. 夏季年末対策費	2,035	1,625	△ 410		
5. その他	1,282	981	△ 301		・小規模事業主体対策費 200百万円(500百万円)
特定地域開発就労事業費 補助金	5,475	5,584	109	102.0	・対象人員 3,100人(3,100人) ・事業費単価 12,320円(12,100円)
職業転換対策事業費等	10,756	11,810	1,054	109.8	
1. 失対引退者団体 委託援助事業	2,636	2,464	△ 172	93.5	・対象人員 11,857人(13,181人)
2. その他	8,120	9,346	1,226	115.1	・補助団体(シルバー) 370[団体](340団体)
計	44,548	39,855	△ 4,693	89.5	
〔石炭勘定〕					
炭鉱離職者緊急就労対策 事業費等補助金	4,742	4,093	△ 649	86.3	・吸収人員 1,250人(1,400人) ・事業費単価 12,320円(12,100円) ・特例給付金 対象人員 167人(441人) 単価 1,500千円(1,500千円)
産炭地域開発就労事業費 補助金	10,981	11,185	204	101.9	・吸収人員 3,000人(3,000人) ・事業費単価 17,020円(16,710円)
その他	3,801	6,546	2,745	172.2	・炭鉱離職者就職促進手当 4,181百万円(2,584百万円)
計	19,524	21,824	2,300	111.8	

表2.

産業・地域・高齢者雇用プロジェクト

内 分	予 算 額
1. 産業雇用対策の拡充・強化 — 産業間ミスマッチへの対応 —	百万円 2,098.0
(1) 特定不況業種雇用安定法の改正 ・現行法を7年間程度延長 ・対象事業主の拡大、関連施策の充実・強化等	6
(2) 特定業種雇用安定助成金制度の創設 ・賃金助成 ・職業転換訓練 2/3 (3/4) → 3/4 (4/5) ・職業転換等に伴う配置転換 1/4 (1/3) → 1/2 (2/3) ・出向(出向受入先への助成) 1/4 (1/3) → 1/2 (2/3) ・再就職あっせん 1/4 (1/3) → 1/2 (2/3) ・特別奨励金 雇用確保数及び雇用維持率等に応じて一定額を支給 ・移転給付金 移転支度金・住居手当	1,164.5
(3) 雇用調整助成金の活用による失業の予防(助成率の引上げ) ・休業 1/2 (2/3) → 2/3 (3/4) ・教育訓練 1/2 (2/3) → 2/3 (3/4) ・出向 1/2 (2/3) → 2/3 (3/4)	2,000
(4) 労働力移動の円滑な促進のための雇用関係情報の整備、雇用管理援助等 ・雇用促進センターの設置(雇用促進事業団)による雇用管理援助等 ・(財)産業雇用安定センターの活動への援助 ・雇用発展産業懇談会の開催	7,329
2. 総合的地域雇用対策の推進 — 地域間ミスマッチへの対応 —	3,680.1
(1) 地域雇用開発助成金の活用等による地域雇用開発の推進 ・地域雇用開発助成金 ・賃金助成率の引上げ 1/4 (1/3) → 1/2 (2/3) ・特別奨励金 一定数以上の雇用機会の拡大を図った場合、 雇入れ規模等に応じて一定額を支給 ・地域雇用開発研究会の開催、都道府県の地域雇用開発協議会への援助	3,398.1
(2) 雇用調整助成金の活用による失業の予防(助成率の引上げ) ・休業 1/2 (2/3) → 2/3 (3/4) ・教育訓練 1/2 (2/3) → 2/3 (3/4) ・出向 1/2 (2/3) → 2/3 (3/4)	2,820
3. 高齢者等の雇用機会確保の推進 — 年齢間ミスマッチへの対応 —	4,644.0
(1) 特定求職者雇用開発助成金の活用による高齢者等の雇用機会の開発 ・賃金助成率の引上げ 1/4 (1/3) → 1/2 (2/3) 重度障害者等については 1/3 (1/2) → 1/3 (3/4) ・年齢要件の緩和 55歳以上の者 → 45歳以上の者 特定の離職者については 45歳以上の者 → 35歳以上の者	3,534.1
(2) 高齢者雇用特別奨励金制度の創設 ・一定数以上の高齢者の雇用の拡大を図った場合、雇用拡大数等 に応じて一定額を支給	1,522
(3) 高齢者多数雇用報奨金の活用による雇用維持・拡大 中小企業 2万円/月 → 3万円/月	9,577
4. 円滑な職業転換のための職業能力開発の促進	10,091
(1) 特定不況業種や特定の地域の離転職者に対する職業転換訓練の実施 ・訓練受託専修・各種学校、企業等 → 訓練委託費	8,739
(2) 高齢者特別能力開発制度の創設 ・訓練受託企業等 → 訓練委託費	774
(3) 中小企業業種転換等能力開発給付金の活用による教育訓練の促進 ・賃金等の助成(中小企業 2/3)	578
合 計	114,312

文教関係予算

一、一九八八年度予算の性格

一九八八年度の文教関係予算（文部省所管の一般会計）は、昨年度に続き「防衛費」が対GNP費一%枠を意図的に突破し、五・二%の伸びを見せたのに対し、伸び率はわずかの〇・〇六%（政府予算の伸びは、四・八〇%）にすぎないという、まさに教育切り捨ての予算と言わなければならない。文部省の子どもの「問題行動に関する調査」は、社会問題ともなった「いじめ」が減少した反面、「登校拒否」や「自殺」が増えたという報告をしている。校内暴力→いじめ→登校拒否と、もぐら叩きゲームのように矛盾が別の形をとつて現われているだけで、教育荒廃の根本原因が解決したわけではない。このように、教育荒廃の克服が国民的課題であるにもかかわらず、竹下内閣は、中曾根前政権の臨時行革と教育臨調の路線を継承し、金をかけない教育改革（改悪）をすすめようというものである。

予算の構成をみると、経常部門は九〇・四%の四兆一三七五億円、投資部門は九・六%の四三九一億円と、ついに投資部門が一〇%を割ってしまった。このように投資部門の構

比率が異常に低くなっているのは、臨時行革のもとで施設費が大幅に削減されてきた結果である。また、人件費と物件費の割合では、人件費が七六・五%、三兆五〇二六億円で、物件費が二三・五%、一兆七四六億円である。人件費の比率は八四年度七〇・七%、八五年度七二・八%、八六年度七四・六%、八七年度七五・八%と、年々高まる一方である。いくら「教育は人なり」とはいつても、物的条件を軽視して豊かな教育が保障されるはずがない。文化・スポーツに至っては、な

おさらのことである。

次に費目別の構成比をみると、「義務教育費国庫負担金」が二兆四六二一億円（五三・八%）、「国立学校特別会計への繰り入れ」が一兆一〇二七億円（二四・一%）が大きく、「公立学校施設費」は二六七六億円（五・八%）と、比率が低下している。そして、生涯学習・生涯スポーツ、文化の振興がニーズとして高まっているにもかかわらず、「社会教育費」は三〇二億円（〇・七%）、「体育関係費」は二七一億円（〇・六%）、「文化関係費」は三七八億円（〇・八%）と、いずれも一%にも満たない。これが「経済大国」の実態である。

毎年「私立大学等経常費補助金」、いわゆる私学助成費が抑制されている反面、「国立大学の授業料」「入学金」が値上げされ、国民の教育費負担が強まっていることも強調されなくてはならない。

そして、「初任者研修の試行」五三億円（四三・二%増）など、昨年三年間の幕を下ろした臨教審答申の具体化の予算が盛り込まれていることも八八年度予算の著しい特徴である。

このように、八八年度予算（案）は、教育荒廃の克服を願う父母・国民を裏切り、上からの教育改革（教育の再編）をすすめるものであり、生涯学習や文化・スポーツの国民ニーズに背を向け、負担を一層国民に強いるものである。

なお、わが党は、留学生関係予算の大幅拡充、義務教育費国庫負担からの事務職員・栄養職員の適用除外反対、私学助成の増額、四〇入学級などの予算要求を強力に展開し、後述のように多くの成果を上げたことを指摘しておきたい。

二、具体的な内容と問題点

1 一九八八年度文教予算（一般会計）は、総額四兆五七六五億九七〇〇万円で、〇・六%の伸びである。「国立学校特別会計」は、一兆八一八三億四二〇〇万円で、三・

二七%の増。「財政投融資計画」は、一〇三七億円で八・三六%の増となつてゐる。

また、一般会計の対政府予算に占める割合は、八・〇七%（前年度八・四五%）、対一般歳出に占める割合は、一三・八八%（同一四・〇四%）で、どちらも低下する一方である。

ゆきとどいた教育のための「四〇人学級」など教職員定数は、改善増が一万〇〇五一人、そのうち「四〇人学級」が四二〇一人

で、内訳は小学校が三三〇一人、中学校が九〇〇人となっている。「配置率の改善」は五八五〇人で、内訳は、「教頭・教諭等」が四〇三〇人、養護教員三五〇人、栄養職員三五〇人、事務職員四〇〇人、特殊教育七二〇人である。また、「最低保障」は三三八人で、合計一万〇三八九人である。

今年もまた財政当局は、事務職員・栄養職員を義務教育費国庫負担制度から外す意図を示した。党は昨年に続き特別委員会を設置し、文教部会と提携し、強力な体制で臨み、その結果改悪を阻止することができたことを強調しておきたい。なお、義務教育諸学校の教科書無償も維持された。しかし、

3 「公立学校施設整備費」は毎年一ヶタの削減を受けてきたが、今年も一〇・七四%削減された。事業量も三八三七m²→三一五二

m²となつてゐる。政府は児童・生徒の減少を理由にしているが、内需振興の面からいっても問題である。学校給食についてもマイナス一億一三〇〇万円減の五二億二〇〇万円である。こうした臨調行革路線の「教育切り捨て」の具体的現われは、「要保護・

準要保護児童生徒援助の充実」が三億八九〇〇万円も削られていることにも示されている。削減して「援助の充実」をいうのは矛盾もはなはだしい。

4 数年来文教予算編成の焦点の一つとなつてゐるのは、私学助成費である。私立大学等の経常費補助は伸び率わずか〇・四一%の二四五三億五〇〇万円、私立高校等への経常費助成費補助は一・三六%増の七三五億円である。前者についていえば、内示段階では今年もマイナス五%であった。財政当局と自民党・文部省の政治的駆け引きの道真に私学助成の予算を利用していることは全く許されないことといわねばならぬ。

今年もまた財政当局は、芸術・文化の振興が、六・三五%増の二七億三九〇〇万円。文化施設の整備等が三四・七〇%増の一九億三一千万円であるが、第二国立劇場の設立準備が主で、国立文化施設整備費はマイナスとなつている。また、伝統文化の継承と保存は二・二八%増の二二五億八八〇〇万円である。

5 先にも指摘したように、生涯学習や文化・スポーツの発展は、国民の生活の質の向上にとって不可欠の課題である。ところが、いずれも予算の一%にも満たないので

い。お話を知らない。しかもこれらの施設整備費が、臨調行革で大幅に削減されてきたことは、国際的にも恥ずべきことである。

まず、公立社会教育施設の整備は、伸び率ゼロの七八億九五〇〇万円。民間社会教育活動振興費補助も同じくゼロの五億五五〇〇万円である。地域改善対策社会教育振興費はマイナス〇・八%の二二億八九〇〇万円である。

6 一方、臨教審答申の具体化の予算が着々と盛り込まれてゐる。とくに「初任者研修の試行」は四三・一二%増の五三億一〇〇万円が計上された。内訳は、五七県市で四一六〇人となつてゐる。四〇人学級の計画年度中の完成が危ぶまれてゐるのに、教職員の強い反対を押し切つて強行することは財政的にも全くの無駄といふほかない。

7 この間国立学校の授業料と入学金・検定料が交互に引き上げられてきたが、八八年度は授業料と入学金が同時に引き上げられ

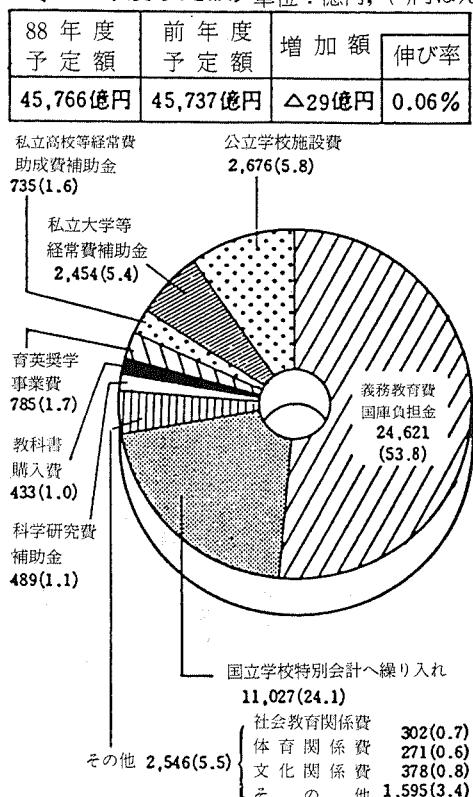
表 1976年度以降の文教関係予算

授業料は、三〇〇万円（年額）→三三三万円に、入学金は一五万円→一八万円にそれぞれ引き上げられる。私学助成の抑制と国立大学の授業料等の値上げは、高等教育に対する国の責任放棄の姿勢を示すものである。

最後に、わが党は留学生受け入れ問題を重視し、予算要求の重点事項として党首会談において留学生関係予算の拡充について強く要求した。その結果、「私費留学生学習奨励費」の対象人員を二五〇人から五〇〇人へと倍増させ、また、私費留学生への授

業料の減免八四〇人分を実現するなど、大きな成果を上げたことをとくに強調したい。なお、留学生関係予算は、二〇・六一%の一八二億七〇〇〇万円で、国費留学生受け入れの総数は四三四五人→四八七三人の五二八人増にすぎない。

図 文部省一般会計予算（案）の構成 〔1988年度予定額〕 単位：億円、（ ）内は%



通商産業関係予算

一、産業対策予算

通産省における昭和六三年度の産業政策の目玉は、地域産業機能高度化事業と産業技術研究開発の体制整備、この二つです。

地域産業機能高度化事業は、産業の集積が著しく高い地域及びその周辺地域以外の地域における経済の発達を図るとともに、産業立地の適正化を図るために、産業機能高度化の事業の集積を促進するための新設の対策費です。具体的には、産業高次機能の集積を図るための産業支援団地及び産業支援基盤施設の整備事業に必要な資金として、産投出資三〇億円、N T T無利子貸付制度の活用、所要の資金運用部資金の確保が予算措置の内容です。

この事業は、産業支援団地の整備は地域振興整備公団の直轄事業としておこない、また、産業支援基盤施設については、地域公団から出資を受ける事業者が、N T T無利子貸付を活用することとなっています。

こうした事業の必要性は、地域経済の後退にたいする支援策であり、特に主要産業が無い、あるいは構造不況の地域の経済が大きな困難に直面していることに鑑み、地域振興策

の一環として策定された六三年度からの新制度です。

もう一つの産業技術研究開発の体制整備は、産業技術に関する研究開発を効果的、効率的に進めるため、研究基盤となる施設等の整備・開放、研究開発及び国際研究協力の事業を総合的に推進することとし、そのため、新エネルギー総合開発機構の業務に追加することとしています。この資金も、産投出資二五億円、N T T無利子貸付制度の活用が認められています。

○ 問題点

この二つとも、大臣折衝までもつれこんだ新設制度です。それだけに、通産省の意気込みも強く、予算措置だけでなく、新たに法律の手当も行おうとしています。

しかし、予算措置が講じられているとはいえ、一般会計からの予算措置は何も無く、すべて財政投融資で行おうとしている事業にどれほどの期待がかけられるのか、疑問の多いところです。

地域産業機能高度化事業にしても、列島改造成時代に造った工業団地の多くが売れ残つており、毎年のように、手を変え品を変え、売

り込んでも一向に売れない。最近の例ではテクノポリス地域として売り込みを図ったがまるで埋まらない。

こうした過去の例があるにもかかわらず、融資だけで企業立地を図ること自体無理があるのでないでしょうか。

研究基盤整備事業も、今まで一般予算で賄っていた様々な研究開発費が年々削られていくため、新たに産投融資をつくつただけのものでしかありません。

法律の整備まで手当して、意氣込みだけは勇ましくても、竜頭蛇尾の感があります。

二、中小企業対策予算

昨年の一二月二八日に、昭和六三年度中小企業対策予算の最終内示額が決定しました。

一般会計に占める中小企業対策予算は一九五二億円と、前年度と比べてマイナス一%の二一億円の減額となっています。

これで、中小企業対策費は、昭和五六年度から始まったマイナスシーリングにより、六年連続して減額となりました。

戦後、順調に伸びてきていた中小対策費は、昭和五七年度の中小対策費は二四九八億円であり、その後、毎年、少ないときでマイナス二・九%、多いときでマイナス五・七%の減額となっています。

五七年度と六三年度を比べると、総額で五

四六億円の減額であり、率ではマイナス二二%の減額となっています。

このように、年々削られていく中小企業対策予算にたいして、政府は「中小企業がその

特性である機動性、創造性を十分に發揮して的確に対応しえるよう中小企業者の自主的な努力を基本としつつ、これを補完するための支援策を講ずる」だけにとどめることとしており、「各施策の優先順位を勘案した財源の重点的な配分」しか行えないとしています。

○ 重点項目

一般的に、予算書の説明は、重点事項から順次列挙して並べてあるのが普通です。中小企業予算書も例外なく、重点事項から始まっています。例えば、六三年度予算で見れば、「経営資源の融合化による新事業開発の促進」がトップにきています。

これは、地場中小企業産業や円高の直撃を受けた産地中小企業にたいして、新たな業種転換を行うものや、新たな製品開発を行うものにたいして、助成を行なうものであります。また、異なる業種どうしの交流にたいしても、助成を行うというものです。

こうした助成措置は六三年度からであり、法改正も伴う、通産省としては大きな目玉として、大臣折衝にまでなった項目でもあります。

しかしながら、施策の目玉として位置付け

ている「新事業開発の促進」であっても、一億五千万円しか付いていません。中小予算のわずか一%にもならない規模でしかありません。

このように、こうした役所が作る予算書作文では、本当の中小企業予算が見えてきません。たかが、わずか一%の予算が中小対策費の最重点項目とは考えられません。

一体どの項目に予算の重点配分をしてあり、どの項目が予算削減の対象となっているのか。

○ 問題点

中小企業対策予算は、大きく分けて

①中小企業協同組合を対象とした、高度化融資事業を中心とした事業を行う中小企業事業団予算。

②商工会・商工会議所の運営費である小規模対策費。

③中小企業団体中央会がおこなう、中小企業指導事業費。

④そして、毎年、施策の目玉となる、技術だの事業転換だの、こうした対策の中小近代化促進費。

以上四つに分類できます。

特に、このなかで特化しているのが、小規模対策費です。

中小対策費が過去最高であった七五年度における小規模対策費は三六五億八三百万円。

中小対策費全体の一五%でした。それが、年々減額していく中小対策費とは反比例して、小規模対策費は増額していく、六三年度では、四四八億八七百万円となり、全体の二三%を占めるまでになっています。

五七年度から六三年度までの七年間で両者を比べると、中小対策費は五四六億円の減額となり、率で二二%のマイナスということになります。

一方、小規模対策費は、一〇七億円の増加となり、率で三一%の伸びになっています。

この他、商工会・商工会議所に対する助成項目は、小規模事業指導費補助もあり、この項目に至つては七年間で倍増しており、六二年度実績で一一五億円となっています。

商工会・商工会議所が中小企業個々の資質の向上に役立つていれば、何も問題は無く、喜ばしいかぎりであるのだけれども、実際は何の役にも立っていないのが現実であります。

○ 今後の課題

そもそも、中小企業の保守票の確保の目的でスタートしたことを考えれば、当然かもしれません。

年々増えていく予算の中身は、行政改革に逆行して、人員を増加させている商工会・商工会議所の事務局にいる経営指導員、その補助員の人事費になっています。こうした人た

ちが実際には何の役にもたたないのに、いざ、選挙になると保守陣営に出入りして、マル経資金を盾に活躍しているのは税金のムダ使い、というものではないでしょうか。年々削られる予算を嘆くまえに、中小企業者自ら「こんな予算項目はいらない」と言えることが大切なのではないでしようか。

現状で、新エネルギー開発は日本の双肩にかかるといつても過言ではない情勢になります。そうしたなかで、新エネルギー開発予算を大幅に削減することは、わが国にとっても、世界的にも、大きな禍根を残すこととも言えます。

現状で、新エネルギー開発は日本の双肩にかかるといつても過言ではない情勢になります。

なるでしょう。

また、今回のエネルギー予算には、石油税の増税が組み込まれており、石油製品の末端価格の上昇が避けられない予算といえます。

三、エネルギー対策予算

エネルギー関係特別会計予算は、石油及び代替エネルギー勘定・石炭勘定、いわゆる

石特会計は、四八七四億円と、前年度より初めての減額となりました。率としてはマイナス四%ですが、その内容には大きな問題があります。

減額の大きいのは、代替エネルギー対策費に片寄っています。地熱、太陽電池などの新エネルギー開発のサンシャイン計画は、一六億円と、前年比マイナス二〇%と大きく、また省エネルギー対策のムーンライト計画は六億七〇〇〇万円と前年比マイナス一二%となっています。

石特会計の減額分一三八億円はすべて代替エネルギー予算を削ったことになります。工エネルギーのほとんどを輸入に頼っているわが国では、国産エネルギーとしての新エネルギーの開発が望まれているところです。しかも、世界的に新エネルギーの開発が後退している

一、予算の概要

一九八八年度（昭和六三年度）農林水産関係予算は、総額で三兆一七一九億円となり、

昨年度当初予算と比べて、四・七%増となつた。これに対し、政府予算の歳出全体は概算で五六兆六九九七億一四〇〇万円であり、対前年度当初予算比四・八%増であるから、歳出全体の伸びほどは農林水産関係予算は増えおらず、相変わらずの第一次産業切り捨て予算と言える。

また、この度の農水予算からいわゆるNTT分を差し引けば二兆九一七七億円で、対前年度当初予算比でマイナス三・七%となる。

NTT株売却という一時的な収入に依存している予算である以上、次の八九年度も今回と同様の「積極型」予算となり得るのかどうか、この点についても懸念せざるを得ない。

農林水産関係予算

また、非投資的経費に属する事業費の中理解しがたい大幅削減措置がとられているものが多く、この点が本予算案の最大の問題点である。

二、農業関係予算

公共事業である農業基盤整備事業は一兆二二億二三〇〇万円（対前年度当初予算比一七・八%増）であり、内、NTT分は一五〇五億二〇〇万円である。農業基盤整備事業の細目の内、伸び率が際立つて高いのは、特定地域農業開発の中の国営干拓事業（七・一%増）、土地改良の農業集落排水事業（六七・〇%増）、次いで土地改良の後進地域等補助率差額（六一・六%増）である。その後、農用地開発の後進地域補助率差額（四五・〇%増）と、伸び率三〇%台のグループ（土地改良の国営畠地総合土地改良パイロット事業（三

四・五%増)、同じく土地改良の農村基盤総合

整備事業(三四・一%増)」が続く。一見、実

に景気の良い話にも思えるが、同和予算であ

る土地改良の地域改善対策事業には六七億二八〇〇万円でマイナス一九・九%、農用地開発公団の組織変更による農用地整備公団には一九二億九八〇〇万円でマイナス二・三%というように、切り捨てられている部分の存在があることを見逃すわけにはいかない。

農業予算全体の中で切り捨てられたものの代表は、食糧管理費(四四八二億円、マイナス一七・一%)であり、特に、食糧管理特別会計への一般会計からの繰り入れは二六二〇億円で、マイナス二六・八%となっている。

食糧管理特別会計の予定歳入歳出純計額を見ると、三兆四五四七億円でマイナス一二・三%となっている。この食糧管理特別会計の予算規模縮小を支えているのが、歳出面での食糧買入費の削減(一兆一五四二億円、マイナス一八・四%)である。言わば、政府が買入れる米麦の価格を大幅に引き下げるることによって一般会計からの食管特別会計への繰り入れを削減しようとするのがこの度の予算案である。また、食糧売却代は一兆二八一六億円(マイナス一二・三%)で食糧買入費との金額の多さの順位が逆転し、順次ヤとなる。これは、政府管理米の競争力をますます減退させるなどして、食糧管理制度解体、間接統制化

へつながるものであり、警戒を要する。

三、林業関係予算

林業関係予算も、公共事業に関してはNTT株売却益の活用により、治山事業(水源林造成事業を含む)が一八九四億六五〇〇万円で一九・一%増、造林事業が四五六億一七〇〇万円で一七・九%増、林道事業が九〇四億四三〇〇万円で一七・九%増となっている。

ところが、「林業經營の活性化」が三〇八億六四〇〇万円でマイナス二・九%、「森林機能の維持増進と森林総合利用の推進」が一九六億七九〇〇万円でマイナス二・〇%となるなど、きめの細かい事業の予算に対する配慮が欠けている。前者の中には「担い手の育成確保」があるが、事業費は九億八四〇〇万円でマイナス五・〇%である。後者の中には間伐促進事業である「森林地域活性化緊急対策」が含まれているが、事業費は一〇一億一九〇〇万円でわずか〇・一%の伸びであり、それによる間伐実施面積は一六万五〇〇〇ヘクタールで前年度に比べ面積は一〇〇〇ヘクタールしか増えていない。これらはことごとくわが党の主張に反するやり方である。

国有林野事業特別会計への一般会計からの繰入金は四三四億五二〇〇万円で一九・九%増となっている。内訳は、治山事業二八九億九三〇〇万円(一九・一%増)、国有林野内補

助治山事業一三億六七〇〇万円(前年度と同額)、造林事業六〇億四二〇〇万円(一七・九%増)、林道事業四一億六〇〇〇万円(一七・九%増)、林道災害復旧事業四億六九〇〇万円(一九・三%増)、退職手当利子補給二億四〇〇〇万円(三二・七%増)、借換利子補給二億五一〇〇万円(五五四・五%増)、保安林等の保全管理五億九七〇〇万円(マイナス〇・一%)である。まだまだ真的国有林再建には不十分ではあるが相当の増額となっている。これらは、国有林再建をめざしてきたわが党と関係団体の努力の成果であることは明らかであり、この点は強調しておきたい。

四、水産関係予算

水産関係予算の大きな項目は、①漁業生産基盤の整備、②わが国二〇〇海里内漁業開発の積極的展開、③水産業經營対策の充実強化、④資源開発・海外漁場の確保、⑤水産物の流通加工、価格安定及び消費拡大対策となつている。

水産関係予算でも公共事業の伸びが著しく漁港事業が一八五三億七一〇〇万円(一八・一%増)、沿岸漁場整備が二四六億七〇〇〇万円(一九・一%増)となっている。ところが、「沿岸漁業構造改善事業の推進」が六七億四八〇〇万円でマイナス三・七%、「漁業就業構造の改善等」が二億四六〇〇万円でマイナス

六・七%であるなど、漁業を営む者一人一人を考慮に入れたきめの細かい予算からはほど遠い。

これは、「水産業経営対策の充実強化」の範疇に属する事業が軒並み大幅削減となつていることからもうかがえる。具体的に見ると、「漁業生産構造再編整備の推進」が五八億八一〇〇万円でマイナス七・五%、「漁業近代化資金」が三四億三〇〇万円でマイナス一一・二%、「農林漁業金融公庫資金」融資枠が八七六億円でマイナス七・八%、「経営の再建及び維持安定のための緊急融資」が三六億四一〇〇万円でマイナス二三・七%、「中小漁場融資保証制度」が四六億六〇〇〇万円でマイナス一四・五%となつていて。その他、「水産物の消費拡大対策」が四億五三〇〇万円でマイナス二〇・二%、「地域改善対策事業」が一四四億二一〇〇万円でマイナス一二・〇%であるなど、漁業振興に欠かせない事業の予算が削減されている。

この度の農林水産関係予算は公共事業偏重でバランスを欠くが、特にその傾向の著しいのが水産関係予算と言えよう。

I 農林水産関係予算総括表 (単位: 億円)

区 分	6 2 年度予算額	6 3 年度予算額	対前年度比
農林水産予算総額	3 0,2 8 6	3 1.7 1 9	1 0 4.7%
〔通常分	3 0,2 8 6	2 9.1 7 7	9 6.3
〔NTT分	—	2.5 4 2	—
(内訳)			
1 公共事業費	1 3,4 2 5	1 5,9 8 5	1 1 9.1
一般公共事業費	1 3,2 4 8	1 5,8 0 8	1 1 9.3
〔通常分	1 3,2 4 8	1 3,2 6 6	1 0 0.1
NTT	—	2.3 7 2	—
(Bタイプ)分	—		
NTT	—	1 7 0	—
(Aタイプ)分			
災害復旧事業等	1 7 7	1 7 7	1 0 0.0
2 一般事業費	1 1,4 5 6	1 1,2 5 2	9 8.2
3 食糧管理費	5,4 0 6	4,4 8 2	8 2.9
食管特別会計繰入等	3,5 8 0	2,6 2 0	7 3.2
水田農業確立対策	1,8 2 6	1,8 6 2	1 0 2.0

- (注) 1. 通常分とは、一般歳出に係る分であり、NTT分とは、日本電信電話株式会社の株式売却収入の活用を図るための産業投資特別会計(社会資本整備勘定)に係る分である。以下同じ。
 2. 計数整理の結果、異動を生ずることがある。
 3. 計数は、四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

II

農林水産関係公共事業一覧表

(単位:百万円)

事 項	62年度予算額	63年度予算額			
		通 常 分	N T T分	計	対前年比
農業基盤	850,548	851,721	150,502	1,002,223	117.8%
林 野	274,508	274,889	50,636	325,525	118.6
治 山	159,112	159,546	29,919	189,465	119.1
造 林	38,689	38,671	6,946	45,617	117.9
林 道	76,707	76,672	13,771	90,443	117.9
水 産	177,650	177,897	32,144	210,041	118.2
漁 港	156,928	157,146	28,225	185,371	118.1
沿岸漁場整備	20,722	20,751	3,919	24,670	119.1
海 岸	22,057	22,088	3,919	26,007	117.9
農地海岸	10,146	10,160	1,803	11,963	117.9
漁港海岸	11,911	11,928	2,116	14,044	117.9
離島電気	20	20	—	20	100.0
小 計	1,324,783	1,326,615	237,201	1,563,816	118.0
NTT(Aタイプ)	—	—	17,005	17,005	—
一般公共計	1,324,783	1,326,615	254,206	1,580,821	119.3
災害復旧等	17,669	17,669	—	17,669	100.0
公 共 合 計	1,342,452	1,344,284	254,206	1,598,490	119.1

III 昭和63年度食糧管理特別会計予定歳入歳出純計額対前年度比

(単位:億円)

歳 入			歳 出		
項 目	63年度予定額	前年度予算額	項 目	63年度予定額	前年度予算額
食糧壳払代	12,816	14,608	食糧買入費	11,542	14,145
農産物等壳払代	0	0	農産物等買入費	3	3
輸入飼料壳払代	1,003	1,129	輸入飼料買入費	828	971
一般会計より受入	2,623	3,583	管 理 費	2,575	2,552
検査印紙収入	51	48	事 務 費	1,200	1,265
雑 収 入	87	101	サイロ及倉庫運営費	34	5
食糧証券及借入金収入	17,967	19,919	国債整理基金特別会計	13,205	15,287
純 計 額	34,547	39,388	△繰入		
			予 備 費	5,160	5,160
(歳入総計)	72,756	81,703	純 計 額	34,547	39,388
			(歳出総計)	72,756	81,703

建設・国土関係予算

一、建設省予算の概要と推移

建設省関係の一九八八年度予算は、国費四兆九六三五億円（前年比一七%増）、財政投融資八兆一三五四億円（同一〇%増）、その他を含めた事業費合計は一兆七〇〇〇億円台に達するものとみられる。

国費について、五年前、一〇年前、二〇年前にさかのぼって比較すると、五年前の一九八三年度は四兆六二三九億円（前年度比増減〇%）、一〇年前の一九七八年度は三兆八二二四億円（同二六・八%増）、二〇年前の一九六八年度は七六九三億円（同六・三%増）となつており、それぞれの前年度比みると、それぞれの“時代背景”というのか当該年度前後の経済、財政状況が投影されていることもよくわかる。

（別表参照）

また、国費のうち道路、治山治水、都市計画、住宅の四大事業別配分割合の変遷をみると、道路予算がやや下降し、都市計画が四倍、住宅が二倍それぞれ上昇し、治山治水がほぼ

横バイとなつていて、その配分率をこんどは二〇年前、一〇年前、五年前、新年度というような順序で示すところのようになる。

一、国費に占める事業別割合の変遷

道 路	一 共 六 年 度			
	一 九 八 年 度	一 九 七 年 度	一 九 六 年 度	一 九 五 年 度
治山治水	一六・四%	一五・四%	一五・三%	一五・六%
都市計画	四・六%	三・六%	三・六%	三・六%
住 宅	九・四%	五・六%	一七・四%	一六・九%
	一六・九%	一六・九%	一六・九%	一六・九%

一方、財政投融資については、一〇年前（四兆二八〇二億円）に比較すると五年前（五兆九四〇六億円）、新年度（八兆一三五四億円）とも大幅に増えており、同期間の国費の伸び率二〇・九%に対し、この財投は九〇%も伸び、公共事業の「融資事業化」が進んでいることを物語っているといえる。

つぎはNTT株財源だが、政府は内需拡大のための公共事業に積極的に取組む手段としてNTT株収益金一兆三〇〇〇億円のうち、六四%の八三七八億円を建設省に配分したが、これは一九八八年度予算の特徴の一つと

いえよう。その内訳は、Aタイプ（収益を伴う建設事業用）の一一二二五億から一〇一四億円が、またBタイプ（補助金的性格）の一兆〇七七五億円から七三六三億円がそれぞれ配分されており、さらにCタイプ（民活関連事業用）というのが一〇〇〇億円計上され、そのうち建設省にはリゾート基地整備など三事業に配分されることになっているが、まだ配分は決まっていない。ところで、このNTT株財源は昨年の第一〇八国会でのNTT株売払収入活用措置法により社会資本の整備に活用されることになつていて、建設省への配分が優先されたのだろうが、問題は国費総額の一七%も占める大きな額にもかかわらず、次年度などこんどにこの財源を継続する保障がないことである。それは、前述の措置法で、一九八九年までという时限的で、さらには市場による乱高下を不可避とする株価を原資としている点で、きわめて不安定な財源といわざるをえない。したがつて、いかに単年度主義とはいへ一九九〇年度以降については、事前に別途財源手当等が可能かどうかについて関係機関に通知する必要があろう。

今日、国内外から大型の内需拡大政策が至上命題とされ、そのため公共事業関連予算が大幅に増額（NTT含む）されたが、それは、勢い道路整備、治山治水、都市開発、住宅など建設省予算に集中していることも新年

度予算の特徴の一つといえる。これら一般公共事業のうち、ここでは、とくに予算規模の大きい住宅、道路の二事業を中心に取り上げたい。

なお、以上のように公共事業の拡大を目指した積極型予算も、疲弊した最近の自治体にとっては、予算配分に比例した裏負担（地方負担）分さえも苦しい状況にあることから、果たしてこのいわゆる「ペーパー予算」が内需拡大として完全燃焼するかどうか疑問なしとしないだろう。

二、住宅関連事業について

住宅予算は、別表「予算総括表」のとおり国費で八二三三億円（前年度比一〇%増）、これに財投が五兆五七二四億円（同一一%増）、その他を含め総事業費計七兆五七五四億円（同一五%増）となっている。

ここで、やや問題なのは住金の自己資金（融資先からの元利入金分）が、昨年につづいて大幅な変動があることで、こんごは一定の調整方法を考えるべきではなかろうか。金額でみると、前年度の四六五二億円に対し、五三六〇億円も伸び（一一四%増）、ケタはずれに大きい増大ぶりだからだ。理由は、超低金利時代を反映して、多くの住金利用者が一斉に高金利時代の元利を完済、新たに借換えているためとみられる。こんご融資枠の計画的

確保の必要性から、こうした「乱高下」は調整すべきであろう。

つぎに、住宅の建設目標戸数だが、総数が六五万一七二〇戸で前年度比二万八九〇〇戸（同四・六%増）。その内訳は都道府県、市町村の公営住宅を中心とした国庫補助住宅が五万七〇〇〇戸で三〇〇〇戸（同五・五%）、の増で、公団住宅が前年度と同数の二万五〇〇戸、公庫（融資）住宅が五四万五〇〇〇戸で二万五〇〇〇戸（同四・八%）の増となつてている。

わが国の住宅水準は、欧米に遙か劣つてゐるところから、今日の内需拡大、大合唱の潮流を奇縁として住宅投資を拡充、住宅の質、量とともにレベル・アップし、欧米に近づけるべきだが、総戸数が僅かに四・六%増程度では極めて不十分である。本年度の住宅着工戸数動向は前年（一九八六年）につづいて堅調だが、高地価によつて建て坪は逆に低下、別名「ネズミ小屋」化の方向に転落しており、なかでも悪徳な民間借家の住宅構造が狭小、劣悪化している。建設省はこの際、ジャパン・バッシングの背景、要因の一つとなつてゐる「ウサギ小屋」住宅の全面解消に勇断をもつて臨むべきである。

こうした観点からみると、公営住宅の三〇〇戸（同六・六%増）の四万八〇〇〇戸とはまことに淋しい限りだ。少なくとも、日本本

の住宅水準の総体的引き上げの基底は、公営、公団、公庫（住金）のいわゆる政府施策住宅だが、なかでも低所得層の住宅困窮者に対する住宅供給とその保障は、この公営（第二種）住宅であることから、その拡充はとくに重要であり、緊急である。

なお、公営住宅は一昨年（一九八六年度末）の調査で、全国の総管理戸数が一九七万戸だったことから、その後、二年間の建設戸数九万三〇〇〇戸のうち、約五〇%の建て替え分を除いた約四万五〇〇戸を加えると、一九八八年度で二〇一万五〇〇戸となり、戦後四三年にして、ようやく「二〇〇万户時代」に達するわけである。ちなみに、日本の公営住宅と同様に政府が補助しているフランスの「社会住宅」は三年前にすでに三〇〇万戸（人口は日本の二分の一弱）を越えていることをあえて付け加えておきたい。

つぎは公團住宅についてだが、建設戸数が前年度比伸びゼロの二万五〇〇〇戸では、内需拡大に逆行しているといつても過言でない。内訳は賃貸九五〇〇戸、分譲六五〇〇戸、賃貸用特定分譲九〇〇〇戸で、それぞれ前年と変動なし。問題点は、全体の戸数が少ない。内訳は賃貸九五〇〇戸、分譲六五〇〇戸、賃貸用特定分譲九〇〇〇戸で、それぞれ前年と変動なし。問題点は、全体の戸数が少ないうえ、最も要望の高い賃貸が四割弱にしか過ぎないことだ。今日の土地狂乱による住宅難の下での住都公団の不可避的任務は、低家賃の賃貸住宅の大量供給以外はない。それは、

あらゆる世論調査でも証明されているし、現に賃貸への応募者殺到とその異常な倍率でも明らかである。にもかかわらず、全国で僅かに九五〇〇戸では、全くの世論無視だし、近代政治行政の基本である「納税者・国民の二一ズに応える」という公理をも放棄しているとしかいよいよがない。これでは「大手マンショング業界の圧力では……」などという流言飛語が残念ながら真実味をおびてきてしまうのではないか。さらに賃貸では、家賃の改定と建て替えをめぐる問題が各地で起きており、最近の“超高家賃”とともに家賃算定の原価主義なるものは改める必要がある。

分譲住宅については、譲渡規制解除後の分譲住宅が特定企業の「社宅」に変質しているケースもあることから、こんごは取得者への指導を強め、法人等への譲渡は規制すべきである。

賃貸用特定分譲住宅は、土地所有者に公団

が賃貸用住宅を建設して譲渡（三五年償還）、土地所有者が貸家業を営むというもの。この制度は、用地取得が困難な既成市街地に限定しているとはいえ、住宅行政の公正、公平性から問題がないかどうか再検討の心要がある。

公庫住宅の五四万五〇〇戸のうち、個人が四一万七〇〇戸（前年度比一万六〇〇戸増）、賃貸が二万五五〇〇戸（同五〇〇戸料金収入など自己資金二兆一八三八億円。

度比二四%という大幅増とは、地権者等に土地の有効利用を促したものとみられるが、家賃等経営管理の適正化について指導すべきである。

また、融資対象面積については二二〇平方メートルまで引き上げられるほか、「親孝行ローン」が新設され、これまでの「老人同居」よりさらに改善されて「親と子が隣・近居でもよい」ことになるなど一步前進と評価できる。

住宅減税では、公的資金が民間資金と同様に対年末残高〇・五%が一%に引き上げられ、減税率が大きくなるが、これまで二〇〇平方メートル（対象面積）までという制限が撤廃され、同時に所得制限が一〇〇〇万円（年収から三〇〇〇万円に引き上げられたことは、住宅減税が“勤労者向け”から、住宅投資の誘導による内需振興という“景気浮揚優先型”に転換したものとみられ、本来の減税の趣旨が薄れたともいえよう。この減税額は平年度で七五〇億円と見積られている。

三、道路関連事業について

道路事業は総額六兆六八一四億円（同二

%増）で、内訳は国費二兆〇五三八億円（同一八%増）、財投二兆四八六四億円、有料道路料金収入など自己資金二兆一八三八億円。

道路予算といえば、新年度から実施される

第一〇次道路整備五カ年計画だが、総事業費が前計画（一九八三～八七年の五カ年）の三八兆より一五兆円増の五三兆円にのぼっている。つぎに、新年度の総事業費六兆六八一四億円の事業別内訳は、一般道路四兆一七七四億円（同一九%増）、有料道路二兆〇〇四〇億円（同一一%増）で、そのうち高規格幹線道路は一兆七八九三億円（一三%増）となつている。さらに、その一般道路の内訳をみると一般国道に一兆五二三二億円（同一八%増）、地方道に一兆一一九八億円（同二一%増）、その他に配分されており、有料道路では日本道路公團に一兆五四八〇億円（同七%増）、首都高に二七六七億円（同一八%増）、阪神高に二一九四億円（同二七%増）、その他となつていて、また「本四国連絡道路」整備費一三七二億円（前年度二〇六四億円）は高規格幹線道路に含まれている。

なお、道路整備財源だが、これまで一五分の一だった揮発油税の道路特会への直入は四分の一に引き上げられ、金額では一一四二億円（三・八四倍）となつたことは八八年道路予算の特徴であり、道路整備の促進という観点から歓迎されよう。

四、都市と治山治水関連事業について

都市計画事業は、国費九三四三億円（同二

二%増）だが、そのうち社会資本整備の代表的な下水道事業が、事業費一兆五〇一四億円（同二二%増）、ついで公園事業が二六八五億円（同二二%増）、市街地開発事業九五二億円（同二四%増）。また大阪で一九九〇年に開催予定の「国際花と緑の博覧会」は、総事業費が四八〇億円だが、新年度にも国費分約一七億円が計上されている。

治山治水事業は、国費ベースでみると、総額一兆〇二六五億円（同二一%増）で、うち

河川改修など治水関係が九五九億円（同二一%増）、海岸整備三二〇億円（同一八%増）、急傾斜地対策三五九億円（同二三%増）となっている。

五、国土庁関係について

国土庁といえば、まず土地対策を緊急にして抜本的なものを強力に断行しなければならない。それが国民の声である。しかし新年度予算でみる限り、それに対する背水の構えは見受けられない。少なくとも、とりあえず土地評価の一元化に向けた総合対策の予算を組むべきだが、実体は不明で、できれば総合的土地区画整理事業の推進費の一三七億円の中に計上されていることを期待するだけである。これと裏腹に、この際、地価公示推進費二〇億円はむしろ全額削減すべきが“国民の声”に沿うものといえる。

つぎは水資源対策の五八二億円（同一九%増）だが、単にダム建設など水資源開発費（五七九億円）だけに頼らず、自治体、個人を問わず都市および平野地などにおける雨水の貯留なども本格的に進めるべきである。

また、地震など防災対策に僅か九億円が組まれているが、「地方振興の推進」という旧来の発想の中に埋没しているリゾート基地整備と同様、大幅に増額して対処すべきといえよう。

とにかく、土地狂乱から地上げ屋の横行など人権無視の“社会狂乱”まで現出している今日の政府・国土庁としては、すべての施策に優先して、市民生活の最も基礎である宅地の安定化に万全を尽すべきである。それは、「土地は公共財」の国民的啓発、そして地価公示の一元化をはじめ土地情報（地価、取引、利用、税額）公開の制度化、土地収益の社会還元システム等について関係省庁を巻き込んで、その責任を果たすべきである。一二年前のように、「地価は沈静化したから」などという態度の繰返しは断じて許されない。

1988年度建設省予算（国費分）総括表

	1988年度 (NTT・B含む)		1978年 度	前年度比
		NTT・B		
道 路 整 備	億 2兆0.583	億 3,106	億 1兆7,403	1.18
治 山 治 水	1兆0.265	1,773	8,516	1.21
都 市 計 画	9.343	1,759	7,633	1.22
住 宅 対 策	8.233	724	7,483	1.10
一般公共事業計	4兆8.381	7,363	4兆1,036	1.18
災 害 関 係	466	0	466	1.00
公 共 事 業 計	4兆8.847	7,363	4兆1,502	1.18
そ の 他	788	0	766	1.03
合 計	4兆9.635	7,363	4兆2.269	1.17

運輸関係予算

一、全体的に不透明、消極的である

四全総が確定し、多極分散型国土形成とい

うこととでその具体的な内容として注目された

運輸関係予算は、一般会計で八三八三億円、

他省庁計上分をも含めて九二八五億円であ

り、前年度に比べて二・一%減ということになつた。そして、「内需拡大」ということからマイナスシーリングを外された公共事業費についても、NTT株の売却益活用による無利子貸付（五七六億円）を加えると三三〇二億円になり対前年比二・七%増となるが、従来ベースでは、二六一六億円にとどまり、これは前年比で〇・二%減ということである。

また、財政投融资計画についても、全体では九・四%増となつてはいるが、運輸関係では二兆一八六〇億円であり、これは前年比一・一%減である。これであきらかなように、運輸省関係予算の全体像は、四全総の具体化や内需拡大という政府方針からしても、殆んど目玉もない、不透明なものであり、かつ、NTTの株の売却に頼つて、港湾や空港の整備事

業を進めることとし、ようやく拡大基調を見せるというつじつまを合せたものであると言える。

二、矛盾する国鉄改革関係予算

昨年四月から実施された国鉄の分割・民営化についてのその後の経過は「順調」とされているが、その経営内容は、人件費が当初予算よりも大幅に下回ったこと等などによることが大きく、評価を下すのはまだ早いと言わなければならぬ。そうしたなかで、国鉄の長期負債の解消や「余剰人員」の再就職の確保を主たる任務とする日本国有鉄道清算事業団に対する予算措置は、補助金で一六四三億円（前年比マイナス二五億円）、用地売却は前年並みの三〇〇〇億円、財政投融资から一兆三八一〇億円、民間借入金六八一〇億円といふことは、一兆円を越える長期債務の実質減少どころか、孫利子対策と借金返済のため

にさらに新たな借金を行うということである。この姿は、かつて、とめどなき借金経営が厳しく批判され、それゆえに「改革の必要

性」が強調された旧国鉄の経営体質と何等変りないものである。旧国鉄が清算事業団になつただけで、国民が負うべき借金は、減らないどころか、なお増え続けるというのでは、何のための改革か、強い疑いが残るところである。

また、政府案が確定する段階で最後まで調整がもたつた整備新幹線についてであるが、政府と自民党は、JR各社の意見——要約すると①建設は全額公費負担で無償譲渡をすること、②災害復旧工事は公費負担で行うこと、③固定資産税について減免すること——など厳しいものであり結局は結論を先送りすることとなつた。このことは、近い将来に建設着工に一定の優先順位をつけて踏みきることを意味するが、北海道、東北、北陸、九州の五線全部を建設するためには現行価格でも約五兆円を要することを考えるなら、将来的にはそれをはるかに越える資金が必要となることは必至であり、国が基本的に責任を負う事業であればともかく、純民間企業のためにそれだけの資金を投入するということになれば新たな問題が生じることになろう。ここにも、「国鉄改革」の主旨と矛盾した問題が起きているのである。

三、不十分な地域の公共交通の確保

国鉄改革と合わせて特定地方交通線のバス

への転換は一部を除いて急ピッチで進んでいるが、これらの地域は、いずれも過疎地域であり、今後の住民の足の確保は一層深刻になることが予想される。特定地方交通線代替輸送事業対策として二二億七五〇〇万円が計上されたが、一方、JR各社は政府の指導によりJR各社でバス部門の分離を検討し、その結果、東日本、東海、西日本で計五社が分離独立する方向を確定した。JRのバス部門は一部の高速バス等を除き大半は過疎地であります。各社の方針に従い、「合理化」を徹底するということになれば、その与える影響はきわめて大きいと言わなければならない。なお、從来からの地方バスの運行の確保のための補助金が僅か増えて一〇〇億円となつたが、全体のバス事業の状況からするとまだまだ不十分である。

なお、近年、都市の交通混雑のためにバスの表定速度が低下し、そのためにバス離れが進んでいることにかんがみ、バス交通の活性化対策が一定の前進を見てきており、そのさらなる強化が期待されていたが、結果は、二億七一〇〇万円（前年比九%減）にとどまってしまっている。また、離島航路の維持のための助成策も三三億四三〇〇万円と前年並にとどまつた。

郵政關係予算

一、郵政省予算を見る視点

(1) 郵政省予算には他の省庁にみられない大きな特徴がある。その一つは、郵政、電気通信、放送、電波の各行政・政策を進めていくための一般会計予算案の額がきわめて少ない、というものである。二つは、郵便事業特別会計、郵便貯金特別会計、簡保・年金特別会計を持ち、そのいずれの予算案も巨額で大きな事業を営んでいる、という点である。

五一七二億円。郵便貯金特別会計のうち一般勘定の歳入が八兆七七一九億円、歳出が七兆六七三三億円、金融自由化対策特別勘定の歳入・歳出がともに二兆六九五五億円である。また、簡保、年金特別会計のうち保険勘定の歳入が八兆四七六五億円、歳出が五兆四九五〇億円、年金勘定の歳入が二九五六億円、歳出が五〇一億円となつてゐる。

円高の影響を大きく受けて、造船・海運産業は危機に立たされているが、とくに中小企業は大手の系列化、集約化のなかでとくに深刻となっている。船舶輸出の確保のために財投から八〇億円（前年並）造船業経営安定対策に一四億三七〇〇万円（前年比二%増）、船

舶解撤事業促進費補助金七億六五〇〇万円（前年並）、外航海運対策における利子補給金約一二億円、船舶整備公団への補給金二億七〇〇万円、船員の雇用対策に約一二億円等となつてゐるが、企業の体質改善も含め、十分な対策を講ずるものとはなつていない。

四、不況克服にほど遠い造船・海運対策

金融の自由化などによつてさらに厳しいものになつていくであろう。

(4) したがつて、郵政省予算案を見ていく場合の視点としては、他の省庁の場合と異なつて、まず事業官庁として三事業に取り組む姿勢がどこにあり、さらに「政策官庁」としてのウエイトを高めたいとする行政スタンスの向かうべき方向の見極めこそが重要な要素となる。六年間続いてきたマイナス・シーリングの中で人件費が前年度の四〇〇〇万円増に続いて三億一〇〇〇万円増加した点は、一応評価できるとしても、郵政省が抱えている課題の大きさからいえば極めて不満足なものでしかない。

(2) さらに、この予算案を重点施策という側面からながめて見るとどうなるか。郵政省は「要求したほぼすべての項目が認められた」という。とくに、郵政省が「目玉」としてきた電気通信フロンティア技術の研究開発費（光ファイバーなど現在の一〇〇〇倍以上の通信容量を目指した基礎技術研究）一億五三〇〇万円、放送・通信複合衛星の研究費一億三〇〇〇万円——が新たに認められている。この他、テレコム・リサーチ・パーク建設、テレコム・リサーチ・パーク整備等の促進として八一〇〇万円、情報通信ネットワーク化や電波利用の充実など情報通信の環境整備のために八七〇〇万円、国際放送の充実、国際協力の推進として一五億一一〇〇万円、宇宙通信基盤の整備七億二二〇〇万円——などが主なものである。

(1) 一般会計予算案二四七億八七〇〇万円は、前年度に比べて三億一〇〇万円の増加である。大別すると物件費六四億九〇〇〇万円（ITU分担金七・五%、NHK交付金一四・六%、先端技術・宇宙開発等一一・二%、経常事務費等三一・六%）と人件費一八二億円

になる。また、これを組織別みると郵政本省一二〇億二六〇〇万円、通信総合研究所（現在の電波研究所を衣替え）が四一億六九〇〇万円、地方電気通信管理局八五億九二〇〇万円となる。六年間続いてきたマイナス・シリングの中で人件費が前年度の四〇〇〇万円増に続いて三億一〇〇〇万円増加した点は、一応評価できるとしても、郵政省が抱えている課題の大きさからいえば極めて不満足なものでしかない。

(2) さらに、この予算案を重点施策という側面からながめて見るとどうなるか。郵政省は「要求したほぼすべての項目が認められた」という。とくに、郵政省が「目玉」としてきた電気通信フロンティア技術の研究開発費（光ファイバーなど現在の一〇〇〇倍以上の通信容量を目指した基礎技術研究）一億五三〇〇万円、「放送番組の海外への提供に関する調査研究」五〇〇万円、「ITU電気通信開発センターへの拠出」三〇〇万円、「宇宙からの降雨観測のための二周波トップラーダの研究」五〇〇万円、「宇宙天気予報システムの研究開発」一四〇〇万円。この他、現在の電波研究所を改めた「通信総合研究所」と「地域通信振興課」が新設する。

(4) また、重要施策を進めていく上でNTT株式の売却益を活用した無利子融資制度と財政投融資制度の在り方も益々重要になってきている。無利子融資の制度でいえば、前年度五八〇億円の枠でスタート、八八年度は一〇〇〇億円に枠が拡大されている。郵政省関連の融資対象としては、新たに「マルチ・メ

「ディア・タワー整備事業」「地域共同利用無線

ネットワーク整備事業」「地域INDS整備事

業」「特定開発地域における電気通信施設整備事

業」「テレトピア事業」「民活法施設整備事

業」——が追加された。

(5) 他方、財政投融資はどうか。

郵政省が『目玉』としてきた「ハイビジョン衛星放送サービスの普及促進」として、産投会計から一〇億円が通信・放送衛星機構が行う衛星保有事業に投資される。さらに、ハイビジョン放送を促進していくために放送施設やソフト事業に開銀出資五〇億円（内数）も認められている。これらは、次世代のテレビジョン放送を今秋のソウル・オリンピックのデモンストレーション放送していくことや、今後、内需拡大の柱としていきたいということであろう。ちなみに施策が有効に実施された場合のハイビジョンの内需拡大効果として、二〇〇〇年には約一五兆円という試算もある。

(6) 政府保有が義務付けられているNTT株式の配当益金を活用する「基盤技術研究促進センター」（郵政・通産共かん）の融資・出資額は、二六〇億円（前年比一〇億円増）である。郵政省では、引き続き「電気通信基盤技術の研究開発会社、テレトピア推進法人等に対する出資等、民間における電気通信基盤技術の研究プロジェクトの推進を図つてい

く」としている。

(7) 一見して明らかなどおり、一般会計の

最大の問題は何かと問われれば、「政策予算」が極めて小額であるという点につきよう。前

年から三億一〇〇万円増えたとはいえ、総額わずか一一億二〇〇〇万円がその額でしかな

い。ゼロシーリングの始まった一九八〇年度にそれでも二〇億七四〇〇万円あった「政策予算」は、その後マイナスシーリングのもとで減少を続けてきた。高度情報化の進む中で電気通信事業の果す役割の重要さ、電波、放送事業に対する行政としての役割を考えると、予算の減少を「やむを得ない」としてきた郵政省と政府の姿勢に猛省を促しておきたい。

(1) 郵便事業で最も注目すべき点は、郵便

業務収入の動向である。八八年度予算案の業

務収入は一兆三三七七億円で前年度に比べて

六一五億円増（四・八%）を見込み、事業が

順調に推移していくことを示している。内訳

をみると、切手収入が四九九九億三〇〇万円

（一五五億七二〇〇万円増）、葉書類代二一六

七億一三〇〇万円（九五億六〇〇万円増）、後

納及別納料六一二九億一三〇〇万円（三四一

億三二〇〇万円増）、外国郵便運送料二〇億二

〇〇〇万円（二億四九〇〇万円減）、郵便雑収

六一九億円（二六億一〇〇〇万円増）となっ

ている。これらは、一九七七年～六年の実績をもとに見込んだもので「目一杯」といえなくもないが、評価できる。

(2) ここ数年、郵便事業は民間宅配事業者

との競争の中で「サービス改善」に改め、事

業の拡大と健全化に成果をあげてきてい

る。過去五年間の「サービス改善」を見てみ

ると、八二年度に「手紙と小包の同時配達」

など一三件、八三年度に「ふるさと小包の全

国展開」など八件、八四年度に「小包郵便物の重量制限の緩和」など九件、八五年度に

三、官民競争のプラスを――

郵政三事業・特別会計予算

ていくことにある。

二〇〇件、八六年度に「速達取扱地域の全国拡大」など三〇〇件、八七年度には「翌日配達郵便」「日曜日の小包郵便物配達」など二七件－

－が実施されてきている。八八年度予算案では、プリペイド・カード（代金前払い方式のカード）に一億七三〇〇万円、外国郵便追跡システムに二億三六〇〇万円、書留通常総合管理システムなどが認められている。さらにつき続き、国民・利用者へのサービス改善の実施を強く求めていきたい。

(3) 郵便貯金は、今年四月に小額貯蓄非課税制度（マル優）が高齢者の利用を除いて廃止されることや、金融の自由化など、一段と厳しい競争にさらされていくことになる。もし、いま競争にたえうる新商品の開発や郵貯の資金運用の在り方の抜本的改革（財政投融資制度を含めて）に積極的に取り組みを見せないなら郵便貯金事業は衰退に陥りかねない状況にある。新商品の開発でいえば、「シルバープラン貯金」一〇〇〇万円の創設が認められなかつたこと、また、資金運用の面でいえば、「地方公共団体への貸付」や「第三セクタ－への出資」など実現できなかつたことは、大きな問題を残している。したがつて、郵貯資金を地方に還流させ、地域の活性化に役立たせる郵貯事業の新しい役割に沿つた改革について社会党は、今後、衆・参の通信委員会の審議等を通じて、郵政と大蔵に対しても強く

迫っていく。

(4)

これらを別にすれば郵便貯金特別会計の中で特段、問題にしなければならない重要な点はなかろう。それよりも、八八年度の郵便貯金目標額七兆九〇〇〇億円を確實に達成していけるのか、どうかを問うておきたい。

郵政省は、小口MMC（市場金利連動型貯金）の実施や国債販売との組み合わせ商品、さらに八八年度予算案の中で認められた住宅積立郵便貯金の改善（一～五年。月単位で貯金者が任意に設定できる）制度や、進学積立郵便貯金の預入限度額・貸付限度額一〇八万円（現行五四万円）への引き上げ——などによつて民間との競争に展望を持つてゐるようであ

る。

(5)

簡保・年金事業は、特別会計予算案で見るとおり順調である。簡保勘定の歳入超過額が二兆九八一五億円、年金勘定の歳入超過額が五〇一億円となつてゐる。郵便年金の掛け金の一括払い（現行は年掛、月掛）と即時年金（現行は加入時から年金の支払開始までの期間が三年以上）への制度改善が認められた。

(6) この他、新しく「郵政研究所」が発足する。また、普通郵便局二四局、特定郵便局六五局の新增築と郵便番号自動読取区分機、コンピュータ、CD（現金自動支払機）、ATM（自動預金・支払機）など、機器設備が進められる。

表 郵便貯金特別会計収支の年度別推移

区別	昭和五七年度		昭和五八年度		昭和五九年度		昭和六〇年度		昭和六一年度	
	収入	支出	五三、一九四	五九、〇九〇	六四、六八九	七一、二二九	七六、三四六	七九、一九四	八〇、二二九	八五、二二九
支	支	五三、九三二	六一、四二二	六四、七三六	六五、三七二	七〇、七三二	七九、一九四	八〇、二二九	八五、二二九	九〇、一九四
積立金累計 (△繰越損失金)	△一、一〇一	△三、五一三	△三、五七〇	△二、二八七	七、九〇一	八、九〇一	九、九〇一	一〇、九〇一	一一、九〇一	一二、九〇一

（郵政省の資料による）

科学技術関係予算

1

科学技術庁予算の特徴は、一方で防災科学技術の研究開発に昨年並みの二五億七〇〇〇円しか計上されず、また新エネルギーの研究開発にはほとんど取組まれていないのにたいし、他方で原子力研究開発には二七一四億九〇〇〇万円と巨額を投ぜられるところにある。

一般会計三四〇四億一〇〇〇万円、産業投資特別会計四七億円、電源開発促進対策特別会計九五〇億八〇〇〇万円、合計四四〇一億九〇〇〇万円のうち、実に六一・七%を原子力開発が占めているのである。

しかもその中では、とつに無意味になつてゐる原子力船「むつ」のために、来年も七三・一億円がとられている。

高速増殖炉については、最も強引に進めていたフランスでさえ、スープーフエニックスにおけるナトリウムもれ事故を契機に、開発凍結を中止している。軽水炉に比べても発電コストは何倍にもなる上に、危険性もはるかに高いために、アメリカ等では何年も前に開発

発を中止しているのである。ところが、日本では住民の不安と裁判闘争なども無視され、「もんじゅ」の建設等に来年度も一六五・五億円もあてられている。

幌延については、知事をはじめ圧倒的道民が反対し、国会でも知事や近隣市町村の同意がないかぎり、立地調査も実施しないことを答弁していたにもかかわらず、すでにボーリング調査等々を強行し、設計等に来年度の予算もとつていて。これは国会無視であるとともに、昨年の自治体選挙に結実した道民の気持ちを、あらためて踏みにじる暴挙であると言わねばならない。

劣悪を絵にかいたような立地条件の六ヶ所村では、核燃サイクル基地の建設が着工されようとしている。放射性廃棄物の処分場と、使用済み核燃料の再処理工場と、ウラン濃縮工場であるが、多くの県民と国民の心配をよそに、それらのための巨額の研究開発予算もとられている。第二、第三の「むつ」がつくよりはるかに危険なものがある。

これらと対象的に、防災科学として、地震

予知の研究には九・二億円、震災対策の研究には五億円、雪害対策の研究には七〇〇〇万円しかとられていない。

2

宇宙開発予算は年々増額され、九八四・七億円とほぼ一〇〇〇億円規模となり、国庫債務負担行為も一〇二六億円と巨額になつてゐる。

H-IIロケット、通信衛星3号、地球資源衛星一号、地球プラットフォーム技術衛星等の開発や、宇宙ステーション計画参加のための予算がとられているのであるが、これらに關して懸念されるのが軍事利用の進行である。

すでに自民党政府は、通信衛星を自衛隊の利用に供することによつて、宇宙の開発と利用を平和目的に限定した『国会決議』を反古にする突破口としたのであるが、SDI研究開発への参加は、『国会決議』をまつこうから破るとともに、『原子力基本法』第二条も、『非核三原則』も有名無実化するものである。

宇宙ステーション計画でも、アメリカ国防省の参加がとりざたされている。

種々の衛星は、自衛隊や「日米統合軍」にとつて、スペイ目的にも、軍用機、軍艦、原潜等々の通信目的にも使用することができます。

一方では、過日の日米防衛首脳協議において、装備の共同研究開発がとり決められた。

宇宙の開発と利用を、文字通り平和目的に限定するための歯止めを、どのようにかけることができるかが、大きな課題となつてゐるのである。

3

新超電導材料研究関連としては、初めて二三・六億円の要求をし、二〇・四億円がつけられた。世界中で注目され、激しい競争が展開されているこの画期的な新材料の研究開発費としては、少なすぎはしないだろうか。他省庁でも関係している分野ではあるが、この種の研究開発は科学技術庁こそがもつとインシアチブを發揮して推進すべきであろう。

海洋開発は、六〇〇〇m級潜水調査船の建造費の来年度分三七・八億円を中心には、全部で九二・八億円である。島国・海洋国家日本として、海洋開発は平和目的に限る中で、もつと積極的に展開されるべきであろう。海洋は資源を採取する上でも、エネルギーを開発する上でも、大きな宝庫のはずである。

太陽光発電をコストダウンするためなど、新エネルギーの研究開発にも、科技庁が積極的な姿勢をもつて予算をとり、体制を整備すべきであろう。

環境関係予算

一、環境予算の基本的な骨格

内需拡大型の予算として、対前年度比で四・八%増という高い伸びを示した八八年度の政府予算案のなかで、環境庁予算は総額四六六億三六〇〇万円で、対前年度比約一%の減となっている。これで、前の中曾根政権当時に断行されてきた行革路線を踏襲しての、環境行政の六年連続してのマイナス予算となつた。

八八年度環境予算の基本的な骨格には、八六年一二月に策定された、「二一世紀を展望し、昭和六〇年代における環境政策を推進するための指針を示す」とされた「環境保全長期構想」に基づいた、具体的な施策の展開が期待されていたところであった。しかし、六年連続してのマイナス予算となつたことで、環境行政の縮小は規定路線化した観があり、「構想」の言葉とは裏腹に、環境行政の今後は極めて困難な局面に直面せざるを得なくなっているといえる。

八八年度環境庁予算の柱は、おおよそ次の七つの柱に大別されている。まず第一は、「環

境資源の保全と適正な利用」(四二億七六〇〇万円、対前年度比〇・六%減)で、その内容には、①環境資源の計画的管理、②快適で良好な地域環境づくりの推進、③自然環境の新たな保全と利用のありかた、④多角的環境保全手法の積極的活用が挙げられている。第二のテーマには、「新たな汚染可能性への対応」(四億八七〇〇万円、一四%増)があり、それには、①新たな汚染可能性への総合的な取組みの推進、②有害化学物質対策の推進、③先進技術の進展に対応した環境保全施策の展開、などが挙げられている。第三は、「公害防止施策の推進」(二五億一九〇〇万円、三・七%減)で、その内容は、①窒素酸化物対策の総合的な推進、②大気保全対策の総合的推進、③水質保全対策の総合的推進、④監視、測定体制の整備、⑤公害防止計画の推進、などが掲げられている。

第四の柱には、「自然環境の保全」(三一億三五〇〇万円、〇・一三%減)があり、①自然環境の保全に関する調査等の推進、②自然との触れ合いの推進、③野生生物保護の推進などが中心におかれている。第五は、「環境保

健施策の推進」で（二三一億九八〇〇万円、一・九%減）で、①健康被害予防事業の推進、②公害健康被害者の救済（規定患者）、③水俣病対策の推進等となつていて。第六は、「国際的視野にたつた環境行政の推進」（二億四二〇〇万円、二八%増）で、①フロンガスによるオゾン層破壊の課題や、酸性雨対策、海洋汚染対策など一国規模での対応が困難な、いわば地球的規模で展開している環境問題への取組みの強化、②それに伴つた、OECD、UNEP（国連環境計画）、ESCAP（国連アジア太平洋経済社会委員会）など国際機構や、二国間協力へのアプローチが図られるなどの国際協力の推進が、主要な施策になつていて。そして、最後の柱として、「環境行政の基盤の強化」（六七億八七〇〇万円、三・三%減）が掲げられている。その内容は、①環境情報システムの整備、②環境研究の積極的な推進、③環境教育の推進などが掲げられている。

環境庁予算は、例年「公害健康被害者救済対策費用」が圧倒的に大きな比重を占め、それが今予算においても従来通りであることは変わらない。しかし、周知のように、昨年の臨時国会において最終的には、①既定の認定患者はそのままにして、新規の患者の認定は今後一切行わない、②地域指定を全面的に解除することを柱に「公害健康被害補償制度」の抜本的な改悪を行つた環境庁は、その際これとパートナーに、「環境改善・環境保健事業」の推進の法的義務を負つていた。これは八八年よりスタートし、その制度上の仕組みは、8（経団連）対1（自動車メーカー）対1（国）の割合で、当該事業費の拠出を行い、五〇〇億円の基金をもとに「事業」が行われることになった。しかし当初から問題視、疑問視されていたように、「事業」が一体どのようなものになるのか、その具体的な方向性についての開示が、今予算ではなされていとは言い難い。「制度」の抜本改悪は、早々と先行させたものの、大気の汚染状況は少しも改善されない現状と、将来の展望に対して、「基金」の実効ある運用に関しては、今後大きな問題となるう。

二、「構想だおれ」の環境行政

以上、七つに整理された各テーマ毎の予算編成のなかにあつて、今年度予算の特徴的な新規項目の幾つか列挙してみると、次のような施策が目を引く。

①内需拡大のかけ声のもと、大規模開発計画構想が集中している観のある、「東京湾大規模開発」——その環境の保全を図るために、大型のコンピューターを駆使して東京湾の水質予測モデルの確立などを行う、「東京湾水質環境管理手法検討調査費」の計上や、電気自動車などを利用した低公害型都市整備モデル事

業を検討する「東京湾地域大気保全手法検討調査費」の計上。②環境資源の保全活用を図るため、環境情報基盤整備事業を実施する自治体に補助金を交付する、「環境資源保全活用推進費補助」の予算化を図つたり、③有害化物質の広範な利用の拡大とともに強く懸念されている、新たな地域汚染の可能性への対応を図るための「環境技術対策総合調査研究促進費」の予算化。④さらには「生態系保全に着目した計画策定手法に関する研究費」「巨木、巨樹林調査費」「釧路湿原生態系調査管理費」の予算化に見られるように、従来各方面から環境庁に強く要望された、環境政策の「エコロジー」的視点の導入に関して、以上の新規項目の予算化は、遅きに失し、徹底性に欠けていとはいえ、その萌芽をみせているものとして、積極的に評価したい。

環境庁はその内部的な検討課題として、昨年一月頃から、「エコロジーマーク」構想なるものを明らかにしてきた。この「構想」は「近年都市型生活公害比重が大きくなるにつれ、これへの解決のため時代にマッチした新しい政策手法が強く要求されている。言わば環境行政も発想の転換が必要であり、そのため、「これが直ちに定量的な効果が現れてくるとは考えていない。しかし制度とし

て定着し、市場で同じ競争条件のもとで環境保全型商品（＝エコマーク商品）が、他の商品を次第に駆逐していくような事例が多く出てくれば、生産者も消費者もその事例を無視しえなくなり、社会全体として環境問題への関心が一段と強くなり、長期的に見た場合その効用が重要になってくる」ことを期待していただされたものであつた。多分に希望的な思いが込められ、未だ具体性にかけているとはいへ、これが從来から強く叫ばれていた、予見的な環境保護の行政を貫徹していくための生産と消費のサイクルに、環境行政が積極的に介入していくとするものであることは言をまたないわけであるが、その端緒を切り開いていくきっかけとしてこの「構想」に期待していけない理由はない。

しかし直接的な物の生産活動や、消費の在り方に環境行政が介入していく、こうした「構想」の展望が、今予算ではつきりと見えてきたとは言い難い。なぜならば、今予算の全体を見回して「見明らかなように、先に指摘した「環境保全長期構想」とい、「エコマーク構想」とい、それらを地道に一つ一つ具体的に施策化していく、真に政策形成費に該当していると思われる項目が余りにも少なすぎ、またその実効性を疑わせるほど総じて少額予算だからである。そして今予算で七つのテーマに分けられた課題は、殆んど情報の収

集、分析などの調査、研究が中心でそれに基づいた具体的な対応策の策定と実施は、他省庁に委ねられている。

三、「環境情報提供行政」への大幅後退

環境破壊や公害の未然防止、或いは自然や住環境の快適さの創造といった、近年国民が強く求めて止まない、予見的な環境保護政策の企画、形成、実行に際し、環境庁はここ数年政府内において、富にその発言力を低下させている。六年連続のマイナス予算は、そのことを示す端的な例であることは既に指摘した。

環境行政の後退、縮小に歯止めがかかったことは言い難い八八年度環境庁予算は、①環境破壊の未然防止、②各種公害の規制、③公害被害者の救済といった、環境行政の三つの柱の悉くを骨抜きにしてきた。中曾根前政権の路線を基本的には踏襲したものであるといえたとは言い難い。なぜならば、今予算の全体を見回して「見明らかなように、先に指摘した「環境保全長期構想」とい、「エコマーク構想」とい、それらを地道に一つ一つ具体的に施策化していく、真に政策形成費に該当していると思われる項目が余りにも少なすぎ、またその実効性を疑わせるほど総じて少額予算だからである。そして今予算で七つのテーマに分けられた課題は、殆んど情報の収

なるほど先に指摘したように、内需拡大策を錦のみ旗に、大々的に推し進められようとしている「東京湾開発計画構想」に見られるような大規模開発計画の実施にあたっての環境影響に関するアプローチが、計画の進展状況からみれば、大きく立ち遅れたとはいえ、今予算で始めて試みられはした。だが予算案に見られる限りでは、「環境情報の提供」のレベルを超えるようとするものでは決してない。そもそも提供された情報が、環境無視の「開発」の正当性を逆に追認していくアリバイとならない保障はどこにもないのである。実効的な側面において、環境行政の実態は、可成り縦割り行政になつていて、環境庁の占める政府内での発言力の低下は、このことを危惧させてあまりある。

初めに「開発ありき」の内需拡大策が大々的に推進されている現状は、「開発」の正当性を証明するだけの「環境情報提供行政」に、環境庁が自らをおとしめているのではないかという感さえ抱かれる。こうした状況を踏まえて中曾根行革下では、自民党や財界を中心、「環境庁無用論」が声高に叫ばれさえした。竹下政権下の環境予算が、快適な自然、住環境を切実に求めている国民の期待の高まりと逆行したものになつたのは繰り返すまでもない。こうとしている姿を示しているともいえ

を錦のみ旗に、大々的に推し進められようとしている「東京湾開発計画構想」に見られるような大規模開発計画の実施にあたつての環境影響に関するアプローチが、計画の進展状況からみれば、大きく立ち遅れたとはいえ、今予算で始めて試みられはした。だが予算案に見られる限りでは、「環境情報の提供」のレベルを超えるようとするものでは決してない。そもそも提供された情報が、環境無視の「開発」の正当性を逆に追認していくアリバイとならない保障はどこにもないのである。実効的な側面において、環境行政の実態は、可成り縦割り行政になつていて、環境庁の占める政府内での発言力の低下は、このことを危惧させてあまりある。

れているといえる。

ODA（政府開発援助）関係予算

一、深刻度増す南北格差の現状

いま、サハラ以南アフリカ諸国の「食糧不足・飢餓」と一兆二〇〇億ドルを超えた「累積債務」が、南北格差の深刻さを象徴している。さる一九八四年に、サハラ以南アフリカ四五カ国の五億三〇〇〇万人のうち、二七カ国一億五〇〇〇万人が深刻な食糧不足から「飢餓」に襲われたが、これらの地域で再び危機的な事態が発生しようとしている。問題の根源には、アフリカ諸国における換金作物生産への構造的依存、国民一人当たりの農業・食糧生産の減少（七〇～八〇年平均で一・一%減、八〇～八四年平均で一・九%減で、食糧輸入が急増しているがそのための外貨が不足）、一次産品輸出への過度の依存、性急な輸入代替工業化政策の推進、これらを背景とする森林乱伐や土地の荒廃・砂漠化などがある。

しかも、悪いことには、サハラ以南アフリカ諸国にも累積債務問題が表面化しようとしている。世銀調査によれば、サハラ以南アフリ

カ諸国の累積債務は八五年末で総額八五六億ドルに達している。

発展途上国全体の「累積債務問題」も危機的な状態を迎えている。世銀が一月一八日に発表した年次報告によると、一九八七年末の途上国の对外債務総額は、前年の八六年より七〇〇億ドル増加して、一兆一九〇〇億ドルに達した。これが本年末には一兆二四五〇億ドル（一ドル＝一三〇円換算で、約一六二兆円）に拡大する、と予測されている。

地域別に一九八六年の「財・サービス輸出に占める債務返済額の比率」（D S R II デット・サービス・レーシオ）をみると、中南米諸国が一番高く四五・六%、次にアフリカ諸国で三〇・二%、さらに中近東諸国は一四・八%、アジア諸国が一三・〇%となり、発展途上国全体が二二・四%となっている。

こうしたなかで、政府の八八年度のODA（政府開発援助）予算案が決定された。これによると、一般会計、特別会計を合わせた「ODA事業予算」（表一-1 参照）は、一兆三四八七億円で対前年度比八・八%の伸びである。このODA事業予算全体の四七・四%を占める「贈与」は七一〇九億円で、対前年度比六・九%の伸びである。そのうち経済開発援助や食糧増産援助、技術協力などの「二国間贈与」が三九三七億円で七・七%の伸びで、とくに「技術協力」の一〇〇七億円、一三・三%の伸びが目立っている。さらに、ODA事業予算全体の五二・六%を占める「借款」は七八九七億円で七・三%の伸びである。その大半は海外経済協力基金の貸出が占め、七三四七億円で七・八%の伸びである。

この二つの危機的な状況が象徴するように、南北問題の現状にはきわめて深刻なものがある。サハラ以南アフリカ諸国は四五カ国に及ぶが、その約六割はLLDC（後発発展

途上国）だといわれ、国民一人当たりのGNPは約四〇〇ドル（八五年）にとどまる。平均八〇～八五%に達する一次產品への過度の輸出依存構造もほとんど改善されていない。他方、中南米諸国においては、過去の輸入代替化重工業化政策のは正に手間取っており、異様なほどの債務累積を解消する展望がたてられていない。

二、八八年度ODA予算案の概要

こうしたなかで、政府の八八年度のODA（政府開発援助）予算案が決定された。これによると、一般会計、特別会計を合わせた「ODA事業予算」（表一-1 参照）は、一兆三四八七億円で対前年度比八・八%の伸びである。このODA事業予算全体の四七・四%を占める「贈与」は七一〇九億円で、対前年度比六・九%の伸びである。そのうち経済開発援助や食糧増産援助、技術協力などの「二国間贈与」が三九三七億円で七・七%の伸びで、とくに「技術協力」の一〇〇七億円、一三・三%の伸びが目立っている。さらに、ODA事業予算全体の五二・六%を占める「借款」は七八九七億円で七・三%の伸びである。その大半は海外経済協力基金の貸出が占め、七三四七億円で七・八%の伸びである。

また、「ODA一般会計予算案」（表一-2 参照）は総額が七〇一〇億円で、対前年度比六・

5%の伸びである。その内訳は「贈与」が四五五億円（伸び率六・四%）、「国際機関への出資・拠出」が七五一億円（伸び率七・三%）、「借款」が二四五五億円（伸び率七・六%）となる。

三、日本のODA予算の問題点

このように、日本のODA予算は急速に増大している。けれども、量の面からみてもなお国際比較の面で立ち遅れた側面を数多く残していると言わなければならない。まず、経済協力開発機構(OECD)の下部委員会のDAC(開発援助委員会)加盟諸国のODAの対GDP比(一九八六年)をみると、ノルウェー一・二%、オランダ一・〇%、デンマーク〇・八九%、スウェーデン〇・八五%、フランス〇・七二%、オーストラリア〇・四九%、ベルギー〇・四八%、カナダ〇・四八%、フィンランド〇・四五%、西ドイツ〇・四三%、イタリア〇・四〇%、イギリス〇・三三%、スイス〇・三〇%について、日本のそれは一四位目の〇・二九%にとどまっている。しかも、これはDAC加盟諸国の平均〇・三六%をも下回っている。国際目標の〇・七%に向けて早急な改善が望まれるのである。

ODAのもう一つの指標である質の面ではさらに立ち遅れが目立っている。日本のそれの贈与比率は四七・五%、グラント・エレメ

ント比率七三・六%と、DAC加盟諸国の平均(それぞれ八〇・八%、九一・四%)を大きく下回るばかりか、DAC諸國中最下位となっているからである。国際目標であるグラント・エレメント比率八六%(一九七八年DAC勧告)を達成するためには、無償援助の拡大、円借款の条件緩和などが早急に必要である。

さらに問題なのは、日本の二国間ODAの約七割がアジア向け(ASEAN諸国で約三割)で、残りの約三割をアフリカ、中近東、中南米の三地域におおむね均等に配分するという地域的不均衡が余りにも大きい点である。また、二国間のODAの分野別配分比率(八六年約束ベース)をみると、最大項目が「公共事業」で全体の三五・八三%を占め、「鉱工業・建設」の一・一八%と合わせて、日本の「ビッグ・プロジェクト優先方式」を突出させている。これに比べると、国民生活関連の「農林漁業」一一・五三%、「教育」八・三五%、「社会インフラ・福祉」三・二九%、「保健」三・四八%など、基本的な人間的 requirement(BHN)へのODAがきわめて冷遇されている。発展途上国の「農村と都市の二重の貧困」に対する理解の不足が、この点に現われていると言わなければならないだろう。

日本の二国間ODAの分野別配分がこのよう

へのビッグ・プロジェクトに偏り、農村・農業開発、教育、保健・医療などの基礎的生活分野への重点の転換が早急に実行されなければならない。また、アジア重点を是正して、サハラ以南アフリカ諸国や中南米、西アジア諸国など、真にODAが必要とされる地域に均衡のとれた配分方式に改めることが同様に必要であろう。政府の「戦略援助方式」を発展途上国の「農村と都市の二重の貧困」の解消のためのODAに転換させることが、いま内外から強く要求されているのである。

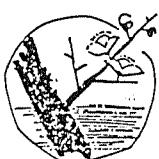


表-1 ODA事業予算総括表

(単位:億円, %)

	85年 度			86年 度			87年 度			88年 度		
	当初予算	伸率	構成比	当初予算	伸率	構成比	当初予算	伸率	構成比	当初予算	伸率	構成比
I. 貸与	6,161	▲ 15.9	44.6	6,443	4.6	45.0	6,647	3.2	47.5	7,109	6.9	47.4
1. 二国間貸与	3,144	11.9	3,423	8.8	3,656	6.8	3,937	7.7	9.8	4,471	9.8	15.7
(1)経済開発等援助	1,150	8.0	1,240	7.8	1,340	8.1	1,471	10.6	1459	1,471	9.8	13.3
(2)食糧増産等援助	594	12.0	610	2.6	545	▲ 10.6	2,007	12.5	2,668	2,007	8.6	52.6
(3)技術協力	1,400	15.2	1,573	12.4	1,771	12.5	7,897	6.7	7,347	7,897	7.3	7.8
2. 國際機関への出資・提出	3,017	▲ 33.2	3,020	0.1	2,991	▲ 0.9	3,172	6.0	504	3,172	5.8	0.0
(1)国連等諸機関	638	5.0	613	▲ 3.9	535	▲ 12.8	20	20	20	20	0.0	0.0
(2)国際開発金融機関	2,379	▲ 39.1	2,407	1.2	2,457	2.1	7,356	▲ 6.7	52.5	52.5	52.5	52.6
II. 借款	7,651	12.1	7,883	3.0	55.0	7,366	6.7	6,816	▲ 6.7	529	1.9	100.0
(1)海外経済協力基金	7,164	11.6	7,304	2.0	6,816	▲ 6.7	14,003	▲ 2.2	100.0	15,006	7.2	7.2
(2)日本輸出入銀行	50	0.0	80	60.0	20	75.0	520	4.3	529	15,006	7.2	7.2
(3)その他	437	22.9	498	14.0	520	4.3	1,403	▲ 1.605	1,519	1,519	8.8	8.8
III. 小計(事業規模)	13,813	▲ 2.4	100.0	14,325	3.7	100.0	12,399	▲ 4.1	13,487	13,487	13,487	13,487
IV. 回収金	▲ 1,205	▲ 3.1	12,922	3.0	12,399	▲ 4.1	1,519	1,519	1,519	1,519	1,519	1,519
V. 合計	12,547	▲ 3.1										

表-2 88年度ODA一般会計予算案

(単位:億円, %)

	86年 度			87年 度			88年 度		
	予算額	増加額	伸率	予算額	増加額	伸率	予算額	増加額	伸率
I. 貸与	4,039	276	7.3	4,242	202	5.0	4,515	273	6.4
1. 二国間貸与	3,333	270	8.8	3,542	209	6.3	3,765	223	6.3
(1)経済開発等援助	1,240	90	7.8	1,340	100	8.1	1,471	131	9.8
(2)食糧増産等援助	610	16	2.6	545	▲ 65	▲ 10.6	459	▲ 86	▲ 15.8
(3)技術協力	1,483	164	12.5	1,657	173	11.7	1,834	177	10.7
2. 國際機関への出資・提出	706	6	0.8	700	▲ 7	▲ 0.9	751	51	7.3
(1)国連等諸機関	613	▲ 25	▲ 3.9	534	▲ 79	▲ 12.8	502	▲ 32	▲ 6.0
(2)国際開発金融機関	94	31	48.6	166	72	76.8	249	83	50.0
II. 借款	2,181	134	6.5	2,338	158	7.2	2,495	157	6.7
(1)海外経済協力基金	2,118	133	6.7	2,279	161	7.6	2,453	174	7.6
(2)その他	63	1	1.6	59	▲ 4	▲ 5.6	42	17	▲ 28.8
合計	6,220	410	7.0	6,580	360	5.8	7,010	430	6.5

法務関係予算

法務行政は、国民の基本的人権と密接なかわりをもつてゐるが、いわゆる事業経費はほとんどない。六三年度予算額は、四一二一億七八〇〇万円で前年度比六四億七六〇〇万円の増加。增加分の内訳は、①人件費三〇億六九〇〇万円、②物件費二億〇四〇〇万円、③施設費一三億〇三〇〇万円である。

人員増は実質九九人。一般会計分四三名に對し、登記事件の適正処理に関する登記特別会計分が五六名となつてゐる。これは法務局の人員増を要求する世論に對し、ささやかながらも、こたえたものである。法務局の登記、国籍、戸籍、供訴、行政訴訟業務、および人権擁護事務は、いずれも地域住民と深いかかわりを持ち、その権利と財産を守るうえで重要な役割を担つてゐるが、業務量の増大に対して從事職員が全く不足し、業務の停滞、過誤、サービスの低下、職員の健康破壊など、深刻な問題が多発してゐる。今回の人員増はまだ不十分であるが、今後さらに増強がのぞまる。

法律扶助事業は、法律上の扶助を要する者の権利の擁護を目的とし、資力の乏しい者に

対する訴訟費用の立替、弁護士の紹介、法律相談、法律に関する知識の普及など、幅広い業務を行なつてゐる。予算案では法律扶助事業に対する補助金は八四〇〇万円で、据え置きとなつたが、できるだけ早い将来、この事業に法律的基盤を付与した上で、計画的な助成を行なうべきである。

人権擁護活動（法律扶助を除く）は、七四〇〇万円の増となつてゐるが、強制力のない人権擁護局の活動を今後その内容をどのように充実させるか、が課題である。實際、人権侵犯の申し立ては多いのに、それに対する対応は極めて不十分であるのが現状である。刑務所等矯正機能の充実のための予算が三〇億三七〇〇万円増の一三七〇億四八〇〇万円、また収容施設の整備が一三億四九〇〇万円増えて七五億五〇〇〇万円である。不十分とはいえこれら予算が矯正職員の待遇改善および受刑者・被収容者の待遇改善に役立つことが期待される。



一九八八・一・二七

内閣総理大臣の施政方針演説に 対する土井たか子委員長の代表質問

(第百十二回国会・一九八八年一月二七日)

国務大臣の演説に対する質疑

私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、一昨日の竹下内閣総理大臣の施設方針演説に対して質問いたします。

私がきょうお尋ねしたいことは、すべて日本国民のための政策についてであることは申すまでもございません。しかし、それと同時に、日本は世界の人類のためにどのような政策を選び取らねばならないのだろうかという観点に立つたものであります。御答弁もぜひそのような立場からお願いしたいと存じます。

私たちは、今日、世界の趨勢というもの今までになく強く意識しております。政治家

としてみればそこに気を配るのは当然であります。しかし、これまでややもすると日本の政府は、時代の表面的、皮相的な流れに逆らぬようかじをとることばかりに心を碎いてきたのではないかと私は思われます。日本人自身の行動が世界の運命によくも悪くも大きな影響を与えるようになつてゐる今日、日本が流れに身を任せるだけにとどまつてゐることは到底許されるはずがありません。私は、世界の趨勢の底流を見きわめて、また、今日までの日本がどのような役割をしてきたのかを見直して、みずから選び取つた政策です。

世界の趨勢を動かすことなど手とならなければならぬのであります。その意味で、総理が施政方針に掲げられた「世界に貢献する日本」

という言葉自体は、まさにそのとおりであります。しかし、総理、あなたのなさろうとしていることは、言葉とは裏腹に、そのような主体的な日本政府の選択の結果とはとても思うことができないのであります。

軍縮への日本の貢献

第一に、竹下内閣は世界の平和のために具体的に何をしようというのでしょうか。昨年一二月八日、レーガン・ゴルバチョフ米ソ両国首脳は、INF、中距離核ミサイル全廃条約に署名しました。たとえ数%というわずかなものにせよ、際限なくふえ続けてきた核兵器が減らされることの人類にとっての意義の大きさは、幾ら強調しても強調し過ぎることにはならないであります。私たち社会党・護憲共同は、両超大国がことしさらに戦略核の五〇%削減に展望を開こうとしていることとともに、この成果を新しい緊張緩和時代の扉を開いたものと高く評価しております。

もし時代がそのような大きな曲がり角を曲がつたのだと認識するならば、その中で私たちが主体的に選び取る政策は、日本が世界の

軍縮に貢献する道は何かということであるはずであります。それはそんなに難しい話ではありません。最近、軍備の増強ぶりが注目されている日本が、ここで戦闘機一機でも潜水艦一隻でも減らす方向を示すことができれば、影響は決して小さくないあります。

もちろん、私は、今回のINF全廃条約によつて大国が軍備管理から全般的な軍縮へ向かうだろうと見るのは時期尚早で、非核の通常兵器による戦争の危険はむしろ増大するかもしれないという議論のあることを承知しております。大国間の緊張緩和が本物になるかどうか、期待とともに注意深く見守る必要を否定するつもりはありません。しかし、米ソの今後の話し合いをただ息を詰めて見守るだけ、みずからは何もしないという態度は、平和憲法を持つ私たちのとる態度であります。それこそが旧来の「世界に貢献しない日本」なのではないでしょうか。軍縮への道がまだ頼りないものであればあるほど、日本のような国が主体的な行動でその方向を確実なものとすることに貢献しなければならないのではないか。

さきにスウェーデン、ギリシャなど核兵器を持たない六カ国がイニシアチブをとつて平和サミットを開き、ストックホルム宣言で軍縮検証の国際システムを提唱したことは、軍縮を国連の場で進める努力として評価され、

注目されているではありませんか。ところが、竹下さん、あなたの政府は、何もしないどころか、むしろ軍備拡大の方向を選び取つたのです。總理、今国会に提出される政府の防衛予算案は三兆七〇〇〇億円という巨額なものであり、今回もGNP、国民総生産に対する一%の枠を昨年に引き続き大幅に超えています。GNP比一%以下に防衛予算を抑えることは、政府の国民に対する公約であつて、国会で約束してきたものであることは言うまでもありません。これをほごにしたいならば国民に信を問わなければなりませんよ。政府の防衛力整備計画とはおのずと異なります。總理、いかがでござりますか。一%枠を遵守することを強く要求いたします。

軍備の拡大は許せぬ

政府は、このGNP一%枠を踏み破つて、しかも、政府が新たな軍備の歯止めと称して、いる中期防衛計画の総額明示方式を、今まで踏み越えようとしているではありませんか。一隻一二〇〇億円もするイージス艦購入費、ソ連、中国大陸を射程に置くOTH、超水平線レーダー、P3C、F15など、すべてツケ買いであり、八八年度の場合、後年度負担という名のツケ払いは二兆五九〇〇億円にも上り、その結果、中期防衛計画の一八兆四〇〇〇億円という限度額を超えようとしていま

す。イージス艦やOTHなどは、中期防衛力整備計画にも当初はなかつたものです。国民の多くは、今なぜイージス艦やOTHが必要なんですかという素朴な疑問を持つています。これに対して、總理、お答えをいただきたいと思います。

政府の約束である専守防衛などはどこかに吹つ飛んで、軍備は量も質も強化される方向がはつきりしてきました。もしこれが政府の主体的に選び取つた政策だとするならば、どういうことになるでしょう。既に達成している軍備の大きさから見て、日本が既定方針にこだわつて世界の趨勢を無視したというだけでは済みますまい。今日の世界では、せつかく芽生えた人類の希望を破壊するおのを振り上げたことになるのです。

そこで、總理にお伺いいたします。總理は軍事大国への道はとらないと強調されていますが、世界の大勢に逆行する軍拡の政策方向は、米国の要請なのか、それとも竹下内閣の主体的な判断なのか、いずれの場合にせよ、理由と根拠をはつきり示していただきたいと存じます。

日本政府は、これまでソ連が極東に配備するSS20をみずから軍備増強の有力な根拠の一つとし、その全廃を唱えてきました。一方、竹下さんは折あることに世界の軍縮に積極的に貢献していきたいと言つてこられまし

た。SS 20 の全廃は決まり、あなたの言動を証明する絶好の機会が訪れたのでございます。まず手初めに、三沢に配備されている F 16 戦闘機の撤去をアメリカに申し入れたらいががでございましょう。世界の趨勢に対する読みも、それに基づく政策も、アメリカのそれが頼っているだけで、日本の主体的な判断がどの程度加わっているのか疑わしい限り。

竹下さんの「世界に貢献する」の「世界」は、アメリカ、それもごく一部のアメリカと読みかえねばならないのでしょうか。

私たちの憲法は、その前文で「われらは、平和を維持しようと努めている国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。」とうたっています。この憲法の精神が今や現実性を深めようとしているときに、竹下内閣はこれを裏切ろうとしているのです。我が国が軍事力で物を申さない国であればあるほど、外交こそ世界の平和に貢献する国の重要な柱ではありませんか。しかるに予算案を見れば、外務省の職員の人事費や外国での活動費はずか一一九億円しかありません。これは何と驚くなれ、今年度予算案に計上している米軍駐留経費のうちのいわゆる思いやり予算一二〇三億円以下であります。竹下さん、こんなことで平和外交ができるのでしょうか。余りにお粗末と言えましよう。米軍駐留費のうちのいわゆる思いやり予算の飛び切りの増

額は、安保条約、地位協定に違反するものをまず予算に計上して、その後、地位協定の改定を急ぐなど、言語道断であります。まして三宅島N LP 基地、逗子の米軍住宅建設は協定上の義務でなく、無用の思いやりである以上、当然に中止すべきであります。総理、いかがでござりますか。

レーガン大統領は、昨年の米ソ首脳会談の際、国家は互いに武装しているから相互不信になるのではない、不信が武装させるのだと述べています。この言葉は至言だと思います。この際、国際政治の潮流に即して日本が貢献するためには、特にアジア諸国との信頼関係を促進することであると信じます。この点で、特に最近の日中関係の心理的緊張を開拓するためにはどのような対応をして総理は訪中を考えておられるのか、また、ソ連脅威論を振りかざすのではなく、その脅威を取り除くために、日ソ間の不信打開に向けてどのような具体的努力をなさるおつもりか、御存念をお聞かせいただきたいと思います。

人権で世界に貢献を

日本が世界に貢献するいま一つの柱は人権問題であることは言うまでもありません。ことは国連人権宣言四十周年、いわゆる人権年でございます。驚くことに施策方針演説の中には人権の字もございませんが、一体

人権問題を竹下内閣はどう考えておられるのでありましょうか。私たちはかねてより人種差別撤廃条約の締結を要請してまいりました。既にこの条約は発効後二〇年、一二四カ国のが加盟しております。「世界に貢献する日本」として一体どうなさうとされるのか、総理の明快な御答弁をお聞かせいただきたいと思います。

次に、私は経済政策の根本の考え方について伺いますが、実はこれも今申し上げ、お尋ねしたことと切り離せない関係にある問題でございます。

I N F 全廃条約をもたらした力の中には諸国民の平和への願いと並んで人々の生活の豊かさへの願望がありました。ソ連のゴルバチヨフ書記長は、アメリカの議会関係者と話したとき、さきの戦争で我々がたたきつぶした日本、西独、イタリアは軍事目的に多くの資源を使わず、今や経済力で先に進んだ、ソ連最高会議も政治の急務に気づくべきだというのが私の考えだと述べたそうであります。このことはまさに我が国のことと言っているではありませんか。反対に、米ソ両超大国の経済の行き詰まりは軍備に力を入れ過ぎた結果だと言えるのではないですか。竹下総理はどうお考えになりますか。申し上げるまでもございませんが、一国の経済の繁栄、国民生活の向上は、他国民の犠牲の上に築かれるも

のであつてはなりません。さらに今日では、ただ単に他国の人々に犠牲を強いないだけでなく、積極的に他国の利益になる経済繁栄のあり方が問われていることは常識と言つていあります。

日本の経済力を他国の利益に役立てるのに最も直接的な方法は政府開発援助、ODAの拡大であります。政府は、ODAの伸び率を八八年度は六・五%予算化してODAは伸びた、伸びたと言つています。しかし、これは防衛費の五分の一でしかありません。この程度で胸を張ることはいかがなものでございましょうか。国際的な評価はどうでしょう。ODAの国際的な評価の目安である対GNP比率では〇・三%程度であつて、フランス、西ドイツ、イギリス、カナダなどを大きく下回っているのが現状であります。今政府はODAの倍増を目指していますが、もつとプラスチックに、例えばGNP比一%を目指すくらいの大膽な発想をしてはどうかと考えます。それと同時に、肝心なことがございます。ODAの実施に当たつては、内外の特定企業や業者の利益が重視されるようでは、その目的と効果に疑問が持たれます。その国の生活文化、伝統産業、教育、衛生など生活関連や技術移転、留学生の枠の拡大といった点にもつと工夫を凝らすべきではありませんか。それなのに、政府は国会に対しさえ援助の内

容をすべて明らかにしようといたしません。

これではいけません。私は、ODAについては、国会の承認、評価を義務づける对外経済協力基本法を急いで制定する必要があると思っています。これらODAについて、「世界に貢献する日本」の提唱者竹下さんはどうお考えになつておられるのか、お尋ねしておきます。

実効がない内需拡大

内需の拡大は、中曾根前内閣以来の政府の最も重要な国際的公約となつていますが、なかなか実効が上がりません。それは、私たちの見るところ、政府が国民生活の眞の豊かさに対してまじめに取り組もうとしないからであります。もし国民生活の本当の豊かさとりを求めていくならば、その中から内需は当然拡大し、製品輸入はふえ、日本国民の利益が同時に他国民の利益につながる幸福な関係が成り立つはずです。念のために申しておきたいのですが、国民生活の向上は決して内需拡大の手段ではありません。国民生活の向上それ自体が政治の最高の目的であります。内需の拡大は、結果として予期されるものにすぎないにもかかわらず、実はその本末がわきまえられていないことが内需の低迷をも招いていると言えるのであります。

内需拡大のために見落とすことができない迫い込まれている地域経済の振興であり、そのための自治体行財政の確立、強化を図ることであります。とりわけ農村地帯では、打ち続く減反政策や農産物の価格抑制政策に加え、今回の日米交渉による一二品目自由化の圧力で農業崩壊の危機にさらされようとしています。総理は、昨年一二月の農林水産委員会決議をどのように受けとめられたのですか。何の保障もないまま農民を見捨てることは断じて許されません。農業経営の改善、体质強化の努力を助け、生産者と消費者の合意のもとで、先進国中最難と言われる食糧自給率の向上、安全な食糧の確保という目標を追求すべきではありませんか。そのために国会においても超党派で努力すべきではないかと私は思っています。総理の御決意を伺いたいと思います。

日本人は豊かになつたと思つているけれど、実は国民一人一人の暮らしは決して豊かではないということは、今日多くの人々の実感であります。例えば私の友人である暉峻淑子さんは、西ドイツの人々の暮らしぶりについて最近の書物に次のように書いておりまます。「美しい町並み。美しい街路樹と、整った歩道、自転車道、車道があり、老人も子どもも、ハラハラせずに安心して歩くことができる。市民の手の届くところに、いたるところ公園と森と湖があり、水際まで樹々は迫つて、内

セメントにぬりこめられた山の斜面もみあたらない。片道一〇〇円のキップで、地下鉄、バス、電車と、どこまでも乗りついでいくことができる格安料金なのに、まず座席に坐れなきことはない。土、日は休日で、小さな商店の人も店を閉め、長い夏休みの休息には保養地に行く。労働者は一ヶ月から三ヶ月までの夏休みをとるのがふつうである。学校の先生たちは、無給でよければ一〇年まで休暇をとることもできる。その間、外国に出かけたり、他の職業を経験したり、勉強しなおしたりする」この文章には、このほか、家と土地は言わざもがな、老人の置かれた状態、文化に対する政治の保護など、同じ先進国といつても天と地ほどの差のあるさまざまな事実を述べております。

日本の状態をこのレベルまで引き上げるには、経済のあり方を思い切って国民生活本位に切りかえなければならないことがだれの目に明らかなだろうと思います。生活を引き上げることで内需拡大がいや応なく実現することも、別に難しい経済論議なしにどんな人にもわかります。

土地無策で地価暴騰

さて、総理、国民の生活水準を引き上げる具体的なプログラムがござりますか。防衛計画は中長期のプログラムを詳細に組んで、泣

く子も黙れとばかり推し進めるのに、この大切な国民の生活を引き上げる中期計画とか長期計画のプログラムは一向に聞こえてまいりません。一九九〇年には失業率が三%を超えると言われ、高齢者の人口の増加も予測できます。国民あつての国であります。ぜひ中長期的具体的プランをお示しいただきたいと存じます。

昨年五月の参議院国民生活に関する調査会の報告書によれば、日本の家庭が一ヶ月に買う食料をアメリカで買うとすれば日本の四八%、西ドイツでは六五%の金額で済むそうであります。当時より円高・ドル安となつた今は、アメリカとの比較数字はもつと低くなっているに違ひありません。別の西ドイツ報告によると、西独には日本のような貿易摩擦はほとんどないそうであります。それは、西独製品は外国でよく売れるけど、外国製品も西獨国内でよく買われるからであります。どうしてかというと、マルクがわずかでも高くなると、それに連動して輸入品が確実に同じ幅で安くなるためだということです。日本の場合、円が高くなつても輸入品や輸出品を原料とするものの価格も一向に下がりません。ロンドンで八万円で買えるコートが日本のデパートでは一八万円もするとも言われております。輸入品が下がらないのは日本の複雑な流通機構にも一つの原因があります。しかし、

需要を呼び起すのを妨げている一因は政府の価格管理政策なのであります。別の言い方をすれば、政府の政策が国民生活の充実を目指すという大切なことをないがしろにしているからにほかなりません。西ドイツでてきて、なぜ日本でできないのでしょうか。総理、円高差益を国民に還元させる方途をぜひお示し願いたいと願います。

経済の話は当然大都市の地価高騰の問題に及んでいきます。これについて具体的な議論は同僚議員の方々のより詳しい質問に譲りましたが、一言私も触れるなら、大学卒のサラリーマンの生涯賃金をすべてつぎ込んで東京都区内に一〇〇平方メートルの土地も買えないという異常事が、どれほど若い人の働く意欲を失わせるかということであります。そしてまた、自民党政府の土地無策は、結局、自民党が地価暴騰でもうかる人々の味方であつて、家や土地に苦しむ人々の味方では決してないことを鮮やかに証明したということであります。多くを言わなくとも、まさに働いている人が相続税を納めるために、ささやかな、今自分の住んでいるその土地や家屋を売らなければならぬ事情にあることを総理は御存じですか。総理のおっしゃるような税体系全般の問題ではなく、それから切り離して緊急課題として取り扱おうとすればできることであります。いかがですか。私た

ち四野党が共同で提唱している土地基本法が制定されるなら、土地問題は大きく改善されると思いますが、総理の御見解を承りたいと存じます。

税の国民投票は正論

国民生活との関連では、税制改革の問題が極めて重要であることは論ずるまでもあります。総理が御就任以来この問題に極めて熱心であることはよく承知いたしております。

施政方針演説も財政演説も、税制改革を八九年度に行なうことを前提とした話のようでありました。総理は、税制改革の論議について、「直接にせよ間接にせよ出来る限り多くの国民が自ら参加した、開かれた議論を通じて国民的合意が形成されることが望ましい」と著書で述べられております。しかし、政府が行おうとする改革について一般の国民が論議するには、改革の中身がある程度わかつていなければなりません。

ところが今、改革の内容については、自民党税調を初め関係者の断片的な話は伝わってきますが、それが単なる思いつきなのか、ちよつと出してみた観測気球なのかわからないままに、どうやら大型間接税の導入を計画しているのは確からしいというのが、国民の知り得たことの全部と言つていいでしよう。このままで、八八年度予算案の審議中は、税

制改革について実のある論議はするなと言うに等しいではありませんか。これでは予算審議はできません。総理、いかがでござりますか。

一昨年の衆参同日選挙で、自民党は、大型間接税は導入しませんと公約して、衆議院では三〇〇余議席を確保しました。これはお一人お一人の自民党議員が大型間接税に反対する立場で有権者の支持を得て当選してきた結果であります。総理、あなたがそこに座つてはられるのは、大型間接税は導入しないという公約によつて得られた三〇〇余議席によつてであります。その公約をほこになさるのなら、自民党の選挙公約とは一体何でしようか。その結果、議会制民主主義に対する信頼はどうなるのでしょうか。総理の御見解をしかと承りたいと存じます。

さて、大型間接税とは、既に国会審議の場において、六〇年二月に政府統一見解が出されております。よく知られているように、多段階、包括的、網羅的、普遍的で、縦横十文字に投網を打つようなことはしないというのがそれであります。あなたは当時大蔵大臣であります。これも国民に約束されたことであります。この公約を内閣がかわつたからといって、一片のほこにすると言われるのなら、あなたの政治責任はどうなるのでしょうか。総理がこの統一見解をほこにし、竹下内閣が

どうしても大型間接税の導入に固執するならば、国会解散、総選挙によつて国民に信を問うことが、議会制民主主義の手続のイロハのイであると思いますが、総理、いかがでござりますか。私は野党だから申しているのではありません。例えば、自民党の恐らくは支持団体であり、昨年末、税制改革にも協力する用意があるとした日本チエーンストア協会の清水信次会長は、つい先ごろ、新型間接税を導入するなら、案をまとめた段階で国民投票か国政選挙を行い、信を問うべきだと述べたと伝えられます。まことに正論と申さねばなりません。信を問う決意がおありかどうか、重ねてお尋ねをいたします。

このことと関連して、自民党の一部有力議員の間で近ごろ時に話題となるいわゆるダブル選挙説、八九年の衆参同日選挙が避けられないとする見方が流されていることについてもお尋ねしておきたいと思います。

憲法をその体系全体でとらえるならば、もともと衆議院の解散はみだりに行われてはならないものであります。それは、憲法第六十九条による場合のほかは、予算案の否決といった事実上の内閣不信任の事態や、今申しした公約を変えてしまうよう、国民の信を問わねばならない重要な急を要する事柄が起きたときに限つて発動されるべきものであります。時の与党にとって都合のいいときにつても

解散できるというような考えは、国権の最高機関性を軽んずること甚だしいと言わねばなりません。参議院の選挙にあわせて党利党略のために解散するなどは実にアンフェアであります。これで国民の信託にこたえ得ると思うのは大間違いであります。幸い竹下総理は、ダブル選挙は二院制の建前からいつて疑問があるとの趣旨を再三にわたつて発言しておられます。ここで、憲法の精神を尊重し、ダブル選挙は避けると言明なさるべきであると思ひます。明快な御答弁を求めます。

辞職すべき收賄議員

最後に私は、政治倫理についても総理の見解をたださねばなりません。

先ごろ野党議員にかかる不祥事が摘発されました。まことに残念であります。もし検察当局の疑いどおりであるならば、それは政治倫理の上でも弁護の余地のないものであります。しかしながら、あえて申しますが、この事件では一点やや救われる思いがしたことがあつたのも事実であります。それは、その議員が、任意取り調べの段階であり、容疑を否認しながらも、議員を辞職したことあります。当然といえば当然であります。しかし、一方で元自民党議員で收賄の有罪が確定しながらも議員を続けた人がおり、また、一、二審とも收賄で実刑判決を受けながら、そし

て病氣で八六年に当選後国会に出席しないにもかかわらず、議員をやめようとしない元首相があります。そうした事実を総理はどうお考えでしようか。また、これら不祥事が明るみに出るたびに話題となる政治に金のかかる事実に關連して、改善の方途について具体的な御所見を総理から聞かせていただきたいと思います。

さて、今日の世界や日本を取り巻く情勢は、際限のない軍拡競争の時代から、東も西も南も北も平和に向かつて人類がともに生きる時代へと転換しようとしております。これは、古い枠組み、古いシナリオが役立たなくなることを意味しております。このような転換の時代に臨んで竹下内閣がこの時代の流れに逆らひ、背を向けていることを私は現実のさまざまな根拠を挙げて気持ちを込めてお尋ねしてまいりました。総理、今真っ先に必要なことは政治の転換であります。一九八八年を希望を込めて二一世紀に向かうための転換元年とする決意と勇断を総理に求め、私の代表質問を、残余の時間を残して、ひとまず終えたいと思います。あと、総理からの御答弁を承つて再び質問をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(再質問)

ただいま竹下内閣総理大臣から私の質問に

対する御答弁をいただいたのですが、答弁漏れの部分もあり、また意味不明の部分もあり、そうしてまた具体的にお答えをいただけていないという部分があるわけでございます。答弁漏れは、質問の最後で申しました政治倫理の問題。これについての御所信をひとつぜひ承させていただきたいと思ひますが、他の御答弁をいただいた部分で、私の質問に対する御答弁になつていなことを一点ここで聞かせていただきたいと思うのです。

それは、私が質問をしたことは、多段階、包括的、網羅的、普遍的で、縦横十文字に投網をかけるような大型間接税は導入しないとした六〇年二月六日の予算委員会における政府統一見解を守られるのか守られないのか。そうしてまた、大型間接税は導入いたしませんということを公約として総選挙で自民党が三〇〇余議席を得られたわけでありますから、この選挙での公約を守られるのか守られないのかという問題であります。これは、議会制民主主義を守るのか守らないのかということにもかかわる重大な問題でございますから、ひとつ明確に竹下総理大臣から御答弁をいただきたいと思います。

(再々質問)

ただいまの竹下内閣総理大臣の御答弁は、一向にお答えをいただいていないに等しいの

でございます。私がお尋ねしていることははつきりいたしております。それは、総選挙のときの公約であつた大型間接税は導入しないといふ公約で自民党は三〇〇余議席を得られたのですから、その公約を総理は守られるのか守られないのかという問題であります。

また、政府統一見解を出されたときに大蔵大臣であつた内閣総理大臣はこの統一見解を守られるのか守られないかという問題であります。もしも政府の統一見解をほごにし、しかも選挙のときの公約をほごになさるのならば、解散をして国民に信を問う選挙でこの問題の決着をつけるのが当然ではありませんか。これは、総理の御決意をしかと承りたいのです。まだ相変わらず同じような御答弁ならば、まともな審議ができない。まともな審議をすることができない、このことを私どもは非常に残念に思いながら、しかし、しつかりした総理の御答弁を承ることを待ちたいと思います。

(中見出しは編集委員会)

一九八八年度政策活動方針

(第五十三回全国大会決定)

一、若干の総括

1、昨年度の政策活動方針では、「中期社会経済政策」を踏まえたフォローアップ作業として五つのプロジェクトによる重点課題を設定しましたが、売上税関連法案をめぐる国民的な闘いや統一地方選挙に加えて、予想を超える急速な円高の進行という新たな事態と自民

3、社公党首合意に基づく社会・公明両党間の「政権・政策協議」は土地問題及び内需拡大の二つの緊急課題で共同提言を行い、国民的にアピール致しました。また、この社公協議は、土地問題に関する四野党の緊急共同提言並びに国会における国土利用計画法の共同改正案の提案に発展しております。絶対多数の自民党に対抗するためには、わが党を中心とする野党間の政策協力・共同の必要性がますます強まっています。

2、売上税法案を中心とする税制改革の闘いでは、売上税の廃案をかちとりましたが、わが党の主導で四野党による「税制改革についての共同提案」をまとめ、中曾根税制改悪案に對置して闘いました。しかし、竹下内閣の

1、「社会経済転換計画」の具体化
竹下内閣が進めている新経済計画に對抗するため、「二二世紀への社会経済転換計画」を内外情勢の発展に即して豊富化するとともに、以下の諸課題について個別プロジェクト

を設置し、「社会経済転換計画」の具体化を進めます。

- (1) 日本の世界への貢献＝ODAの見直しをはじめ共生・自立・連帶を基本にした日本の国際的役割の多面的追求、平和・軍縮政策的具体化。
- (2) 総合福祉政策の確立＝高齢化社会に備えた年金・医療制度をはじめ広義の福祉社会総合計画の策定。
- (3) 産業構造の変化と雇用問題＝資本の自由化と円高の中で進展する産業のあり方の追求。
- (4) 食糧・農業問題＝食糧自給率の向上と農業経営の安定化、安全な食糧の確保、世界的飢餓への対応など。
- (5) 地域活動化・自立化政策の展開＝東京一極集中に代表される過疎・過密問題、「ふるさと創生論」「四全総」に対抗する地域政策国土利用政策の具体化と土地基本法の策定など。
- (6) 総合余暇・文化・スポーツ政策の確立＝労働時間短縮に応じる総合的な余暇政策、生涯学習政策、生涯型スポーツ政策などの確立。

2、税制に関する抜本改革案の策定

竹下内閣が企図している新型間接税の導入に対決するため、一昨年末の「税制改革についての方針」並びに昨年の四野党による「税

制改革に関する共同提案」を踏まえ、あるべき税制をめざした抜本的改革案の策定に取り組みます。

3、総選挙・参院選への政策的対応

今年中にも予測される総選挙及び来年六月に予定される参院選に備えた政策アピールの準備完了を急ぎます。

4、政策活動の強化・活性化

衆参の国会議員の重点プロジェクトへの全員参加を進め、立法府にふさわしい立法活動を積極的に展開するとともに、そのための政策研究会の定例化、政策活動の責任体制の確立をめざします。

三、政策づくりの協力・共同

1、平和経済計画会議など政策研究集団との協力の強化

平和経済計画会議の強化・拡充に協力するとともに、一層緊密な連携関係を確立します。また党の周辺で活動する政策研究集団との協力関係を深めるとともに、「土井委員長を囲む会」「社会党に政策を提言する会」などの共同の政策づくりをめざします。

2、労働組合との政策協力

労働戦線の全的統一を展望しつつ、総評及び加盟単産との政策協力を緊密化するとともに、全民労連及び傘下単産との政策協議の定期化を進めます。また全民労連のシンクタン

クである「連合総合生活開発研究所」（連合総研）との協力関係を深めます。

3、産業界などとの政策協議

国際化しつつある産業・経済界、中小企業団体、農業・農民団体などとの政策協議をめざし、産業政策の豊富化を図ります。

4、社公政権・政策協議の展開など

昨年の土地・内需拡大など二つの共同提言を踏まえ、「連合政策」の具体化に向けて公明党との間で政策協議を深めます。また、緊急課題を中心化可能な限り四野党間の政策協力・共同をめざします。

四、全国的な政策活動の展開

1、全国政審会長会議の開催

政策活動を全般的に活性化・積極化するため、重点課題及び選挙政策などを中心に、全國政審会長会議を開催（秋を予定）します。

2、地域政策活動の積極化

昨年の統一自治体選挙政策では、従来のタテ型政策を地域住民を主体としたヨコ型政策として提起する試みを行いましたが、各級自治体、議会における政治活動の積極化・活性化と「地域政策の確立」に向けてモデル県、モデル地域などを設定し、中央と地方の共同作業による地域政策の共同調査・研究・立案をめざします。またプロック別、県別の政策研究集会の開催による地域政策活動の活性化

社公政策・政権協議について

政策活動に市民の息吹を反映させ、生き生きとした政策づくりをするため、中央市民相談室をはじめ全国の市民相談活動との連携を深めます。

五、政策宣伝活動の強化

4、全国政策研究集会については過去四回の総括を凍まえ、定例化の方向で取り組みを進めます。

1、党中央の政策活動を収録した『政策資料』を一層充実させ、活用するため、党の各級機関、議員はもとより、労組、市民、文化団体などにも購読者の拡大を図ります。

2、党の政策を体系的に整理、記録し、かつ宣伝するため「日本社会党・政策資料集成」の刊行をめざします。このため、早急に党内に「政策資料集成刊行委員会」を設置します。

一、二月一日からの定期全国大会ではさきの公明党大会に私がまねかれた経緯もあり、公明党大久保書記長を来賓としておまねきます。

ントへの動きのなかで、日本の突出軍備増強を許さず、恒久平和主義の憲法の基本原理を堅持して反核・軍縮・平和のために積極的に努力し、国民の期待に応えなければならぬと思う。

一、自民党一党支配をつきくずし、政治の転換をはかるため努力することは、野党の国民にたいする共通の責任であると思う。いま大切なのは野党間の対立でなく共闘・連合の努力であり、社会党は野党の中心としてそのために積極的に努力する。いま進められている社会協議が国民の期待に応える合意を得られるよう真剣に論議をしたい。

一、同時に、この野党の共闘・連合を通じて、国民の支持を広げ、自民党にかわる連合政権の樹立をめざしていく。この連合政権のもとで、いかなる政策が具体化されるかは、政権樹立の展望を開くうえでも重要であることは、いうまでもない。

一、いま世界的に進展しようとしているデータ

一、社会党は、憲法前文・第九条からみて自衛隊は明らかに憲法違反の存在であると考える。しかし自衛隊法・防衛庁設置法等による法的存在であることも事実であり、その現実を直視・認識し、改革しようとしている。つまり、自衛隊を四つの条件（政権の安定度・自衛隊の掌握度・平和中立外交の進展の度合・国民世論の支持）を勘案しながら、議会における法的手段で計画的に縮小させ、非同盟・中立・非武装の日本をめざすことを基本政策としている。

一、われわれの連合政府は肥大化した自衛隊を計画的に縮小する政策を進める。自民党政治の悪しき「負の遺産」（予算、行政構造

日本社会党書記長

など)は存続するが、このことは、一九八

八年度運動方針でも「前政権からの負の遺産を引きつき、それを逐次改革・是正し、やがて全面的に代置する政策体系」と提唱している。これは平和憲法の精神を生かす

一九八八・一・二七

農産物輸入制限一二品目の自由化、牛肉・オレンジの自由化・輸入枠拡大の中止を求める申し入れ

一 農産物輸入制限一二品目について

昨年一〇月末に、わが国の農産物輸入制限一二品目内の、「ラッカセイ」「雑豆」を除く一〇品目をガット違反とするガット・パネル裁定案が明らかになって以来、わが党は、この裁定案をガット全体の裁定とすることを拒否するよう、政府に対して再三にわたって申し入れてきた。

今さら繰り返すまでもなく、この「一〇品目」の自由化は、沖縄のパイナップルに代表されるように、各地域の農業生産や農産加工業を壊滅させ、地域経済の沈滞や倒産・失業の増大をもたらすだろうことは明白である。

「不斷の努力」の過程である。

一、両党がそれぞれの理念と基本政策を互いに尊重しながら、政策・政権の協議を行うことは極めて重要な意義をもつものであり、私たちは誠実に対応したい。

したがって、政府は、アメリカに対する日本政府としての対抗措置も携えながら、農産物輸入制限一二品目の自由化をすべて拒否する姿勢で臨むよう、重ねて要請する。

II 牛肉・オレンジについて

一九八四年四月に締結された日米牛肉・オレンジ協定の期限切れが本年三月末に迫つており、アメリカ側は輸入枠そのものの撤廃を要求する強硬な姿勢を崩しておらず、大統領自身が竹下首相との会談で直接この問題について言及するなど、事態は緊迫の度を増している。

牛肉の輸入をこれ以上拡大すれば、累積負債に苦しむ国内畜産農家に甚大な影響を及ぼす他、牛肉以外の畜肉や魚の消費低迷にもつながり、全国規模で農漁業を沈滞させることになる。

また、安全性に問題のある牛肉の輸入拡大や伝統的な日本型食生活の崩壊により、国民の健康に重大な影響を及ぼすことも明らかである。

オレンジ等の輸入拡大も、過剰と低価格に影響が緩和される見通しは皆無である。

これらの自由化に反対する生産者、消費者等の運動は未だかつてないほど激しさを増しており、政府の対応如何によつては、国民の間に日米関係を急速に悪化させる土壌を作ることにもなりかねない。

したがって、政府は、アメリカに対する日本政府としての対抗措置も携えながら、農産物輸入制限一二品目の自由化をすべて拒否する姿勢で臨むよう、重ねて要請する。

悩むみかん農家に甚大な影響を及ぼし、安全性に問題のあるオレンジ等の輸入拡大により、国民の健康に影響を与える。

一九八八・二・二

したがつて、政府は、牛肉・オレンジの輸入枠をこれ以上拡大せず、輸入枠撤廃を絶対に行わないようとともに、国内畜産農

家やみかん農家の経営再建対策や生産性向上対策を強力に講ずるよう、強く要請する。

右、申し入れる。

一九八八年一月二七日

日本社会党中央執行委員長

土井たか子

日本社会党農林水産部会長

竹内猛

日本社会党農林水産物市場開放問題対策特別委員長

安井吉典

内閣総理大臣
竹下登殿

その対処方針の内容は、①「一〇品目を違反するガット理事会の裁定案を一括して受諾する」②「粉乳・練乳」と「でんぶん」の数量制限の撤廃は行わない③輸入自由化を行う八品目については、国内農業への悪影響を回避するため、自由化実施まで妥当な期間を確保し、適切な国内対策、関税などの措置を行う④以上の措置について関係国の理解を得るよう努力する、というものである。

しかし、わが国は世界最大の食糧輸入国であり、これ以上の農産物輸入拡大は許されない。また、アメリカのウェーバーはじめ、各国ともわが国一二品目と同様の輸入制限を行っている。したがつて、ガット裁定を受け入れる今回の政府の対応は誠に遺憾である。

また、①「粉乳・練乳」「でんぶん」も重要な二品目と同じくらい重要な八品目（その中には「パイナップル缶詰」「牛肉調整

一日、竹下内閣及び自民党は、ガット理事会での農産物一二品目問題についての対処方針を決定し、これに基づき、二日、ガット裁定を受諾することになった。

その対処方針の内容は、①「一〇品目を違反するガット理事会の裁定案を一括して受諾する」②「粉乳・練乳」と「でんぶん」の数量制限の撤廃は行わない③輸入自由化を行う八品目については、国内農業への悪影響を回避するため、自由化実施まで妥当な期間を確保し、適切な国内対策、関税などの措置を行う④以上の措置について関係国の理解を得るよう努力する、というものである。

しかし、わが国は世界最大の食糧輸入国であり、これ以上の農産物輸入拡大は許されない。また、アメリカのウェーバーはじめ、各国ともわが国一二品目と同様の輸入制限を行っている。したがつて、ガット裁定を受け入れる今回の政府の対応は誠に遺憾である。

また、「粉乳・練乳」「でんぶん」も重要な二品目と同じくらい重要な八品目（その中には「パイナップル缶詰」「牛肉調整

一一品目問題について（談話） ガット裁定受諾について（談話）

品」も含まれている）を自由化するのはつじつまが合わない②裁定案一括受け入れの中で「粉乳・練乳」「でんぶん」を自由化しない方針がどこまで貫けるか疑問である③八品目にについての新たな国境措置や国内対策が十分なものとなる見通しがないなどの問題を指摘せざるを得ない。

そこで、わが党は、次の内容を政府に対して強力に要請していく。

一、八品目についての実効ある国境措置と国内対策の実現

二、「粉乳・練乳」「でんぶん」を自由化しない方針の堅持

三、今回の決定が「牛肉・オレンジ」や「コメ」に波及することを防ぐ措置

四、ニューラウンドにおける合理的な農産物貿易ルールの確立

以上

日本社会党農漁民局長

野坂浩賢

府に、強く抗議するとともに、次のことを要求する。

原発の出力調整実験中止の要請

四国電力は、この二月、伊方二号炉を使つて「出力調整実験」を実施しようとしている。

この実験は、昨年一〇月に強行した実験に続き、二度目であるが、今回は五〇%から一〇〇%への出力の上げ下げを、前回の三倍の早さで行なおうという、危険極まりないものである。

すでに、この実験については、地元、伊方住民はもとより、周辺の住民をはじめ中国、四国、九州各県でも反対の行動が盛り上がり、実験中止を求める運動は全国に広がっている。

私たちは、この間、原発に強く反対し、運転停止と開発計画の中止を求めてきた。しかし、政府は原発計画を強引に進め、それだけでなく、経済優先、安全性軽視の運転を認めてきた。

私たちは、このような政府、通産省のやりかたを決して認めるわけにはいかない。

とくに、今回の伊方二号炉の実験は、原発の大事故につながる危険なもので許すことはできない。

出力調整実験は、「負荷追従運転」のためのも

ので、電気の余りすぎを示すもので、伊方に限らず将来全国各地の原発にも波及するものである。

本来、原発はその危険性ゆえに負荷追従運転は困難であり、電力需要の変動に左右されないベース電力として位置づけられてきた。

出力調整に伴う頻繁な制御棒の上げ下げは、燃料棒をはじめ諸々の器機の健全性を損ない、さらに不安定な運転を強いるものであり、重大事故に結びつく危険が大である。

このような危険な実験が、原子力安全委員会はもとより、直接の監督官庁である貴通産省資源エネルギー庁の安全審査もないまま野放しにされていることに、驚きを禁じ得ないばかりか、強い怒りさえ感じるものである。

私たちは、チエルノブイリ事故が、運転中の実験をきっかけに発生したという事実を忘れるることはできない。

今回のような無謀な実験が繰り返されるなら、あの「チエルノブイリ大事故」のにのまいを演ずる危険が極めて強いと言わねばならない。

私たちは、この実験を放置している貴省・

一、出力調整実験をただちに中止させること。
二、経済性優先の政策を止め、負荷追従運転より原発の運転を停止すべき」と。

原水爆禁止日本国民会議

代表委員 森 滉 市 郎
日本労働組合総評議会 議長 黒川 武

日本社会党中央本部 中央執行委員長 土井 たか子

通産大臣

田 村 元 殿

資源エネルギー庁長官

浜 岡 平 一 殿



伊方原発二号機の出力調整実験中止を求める申し入れ

昨年のチエルノブイリ事故では確認されているだけでも三一人が死亡、数十万人が放射能をあび、今後白血病やガンの多発が心配される大惨事となりました。同事故は原発の危険性をあますことなく証明し、世論調査では八六パーセントが原発に不安をもつてゐる事実が明らかになりました。そしてヨーロッパを中心で脱原発の動きが急速にすすんでいるところです。

さて、貴社は昨年一〇月、伊方二号機で出力調整実験を実施しました。同実験は急激に原子炉の出力を半減させたりフル稼動させたりするもので、そのため燃料の破損や器機の損傷が不可避であると共に、通常運転とは異なり手動運転が中心になるため人為ミスの可能性が増大するきわめて危険な実験であります。したがつて実用炉での実験は世界にも例がなく、日本の加圧水型原子炉では初めての実験です。

貴社はかかる実験を秘密裡に実施したのみならず、来月再び実施しようとしています。

昨年のチエルノブイリ事故では確認されて

これに対し、伊方現地や愛媛はもとより、全国各地で不安の声が高まり、実験の中止を求める運動が活発化し、いまや大きな社会問題となっています。

このようない時、貴社は「延期も含めて再検討したい」と表明するや、一転して「予定どおり実施する」と発表するなど、きわめて不誠実な態度に終始しています。もともと電力

不足、エネルギー危機と称して国民を欺いて

原発建設を強行しておきながら、電力が過剰になつたから原発を小さくするとして、危険な出力調整実験を強行しようとする姿勢に対し、私達は押さえようのないきどおりと不信感をおぼえるものです。

私達は以下の通り、出力調整実験の中止と原発の廃棄を強く申し入れます。

一、昨年一〇月の出力調整実験を公表しなかつた理由、および同実験の結果について詳細を公表されたい。

二、二月予定の実験について、原子力部長と同次長、同調査役の間に意見の違いが見ら

れるが、現時点では期日が未定とは考えられない。貴社の正式な方針を聞かせていただきたい。

三、同実験に対し、住民や科学者を中心に危険性が指摘され、中止を求める声が高まっている。また、通産省の電気事業審議会需給部会も「当面負荷追従運転（出力調整）の必要性はない」とのべており、ただちに貴社は出力調整実験を中止すること。

四、出力調整実験の背景は、電力過剰である。したがつて、伊方一号機と二号機の廃棄と三号機の建設を中止すること。そして、現在稼動率を下げて火力発電を優先稼動させることで電力需要に対応し、原発からの脱却を進めること。すでに国際的には脱

原発の時代に入っている。

五、貴社は、「設置許可等で認められている範囲内の安全な実験」と強弁しているが、日本原子力産業会議の有沢会長も一月五日、安全性こそ優先すべきとクギを刺すなど、世論対策を重視している。いまや大きな社会問題となつてゐる同実験について、中止を求める世論に対し、どのように誠意をもつて対応するつもりか、またどのように反対の声をうけとめようとするのか、お答えいただきたいたい。

日本社会党香川県本部
委員長 三野優
日本社会党愛媛県本部
委員長 田中恒
日本社会党徳島県本部
委員長 井上普
日本社会党高知県本部
委員長 栗生茂
総評四国ブロック共闘会議
議長 高須賀
治方利美

四国電力株式会社
社長佐藤忠義殿

絶賛発売中 !!

第108・109回 国会報告

《1987年度版》

- 売上税廃案・公正な税制をめざして
- 国会活動の焦点
- 重要法案の解説
- 法案一覧表
(政党別賛否等対応一覧)

価格：900円（送料：1冊250円）

A5版：381頁

発行／日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館内
電話 東京03(581)5111第(代表) 内線3880~4番

編集後記

社会党の全国大会が終わった。史上初の女性委員長をいたぐる「土井社会党」の第二段階の初まりである。土井さんは大会初日のあいさつで、日本社会党を「平和の党」「人権の党」「女性の党」と位置づけてきたことを強調し、さらに第二期の新しい課題として「自然やみどりを大切にするやさしい心の政治」と「高齢化社会に対応した暮らしを丁寧に考える政治」を掲げた▼あいさつでは、明治後期の詩人・与謝野晶子の一文を引用しながら社会党に奮起を促した。「山の動く日來たる／かく云えど／人われを信ぜじ／山は傭く眠りしのみ／その昔／彼等皆火に／燃えて動きしものを／されど／そは信ぜずともよし／人よ／ああ唯これを信ぜよ／すべて眠りし女／今ぞ自覚めて動くなる」▼女性重視を反映して大会場に初めて保育室が開設され、女性代議員は安心して大会討論に参加できた。公明党の書記長が来賓として出席し、あいさつをしたのも初めてのことである。「協力党員制度」をはじめ組織改革問題をめぐってカンカンガクガクの議論はあったものの、「開かれた党」にむけていくつかの前進の萌芽が見られたのも事実だ▼われわれが昨年、集中的に作業した「もう一つの日本と世界＝二十一世紀への社

会経済転換計画」も、この大会で採択された。この計画は、急激な円高と国際化に対応して政府が一昨年、昨年とて続けに発表した「前川レポート」「新前川レポート」に対抗するもう一つの選択であったわけだが、情勢の推移に見合つて見直していく柔軟さが求められる。そうした嘗みなしに政策の豊富化は困難である▼大会論議では原案支持の意見が大部分であつたが、厳しい注文も相次いだ。例えば、尾瀬分水をめぐっては社会党の中でも群馬、福島、新潟三県の態度が異なる。こうした問題に対して党中央はどのような指導方針や政策をもつているのか、と問い合わせる。尾瀬分水が自然生態系に与える影響は大きい。他方、農用水や上下水道水の確保をめぐる水源県と消費県の利害対立は歴史的に根深いものである。こうした利害を調整し得る政策提起ができるかどうかが政権担当能力につながる▼地方の活性化では、予算審議を本会議場に移し公開にした石川県議会の報告があつた。自治体や議会を、真に地域住民に開かれなものとするための新しい試みの一つだが、東京・中野の教育委員会のように、日曜議会や夜間議会があつてもよいのではないか。

(N)

「政策資料」購読料のお知らせ	
定価	一部 300円
送料	一部 50円
年間購読料	四二〇〇円 (前納)
郵便振替	東京8-180821
又は	
大和銀行	衆議院支店
普通	203888
日本社会党政策審議会	

政策資料編集委員会	
委員長	伊藤茂
編集委員	五十嵐広三 福間知之 細谷治嘉 清水勇 田中恒利 早川勝 矢田部 高杉迪忠 瀬尾忠博 渡辺理志 安恒良一 戸田菊雄 中西績介 村沢 押田三郎 佐間田勝美 牧裕一 佐藤敬治 温井寛博 上野雄文
監査	会計監査
事務局長	兼事務局長

昭和50年10月9日第三種郵便物認可

1988年3月1日発行

政策資料第258号

毎月1回1日発行

編集人 政策資料編集委員会

発行人 伊藤 茂

発 行 日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町 衆議院第一会館

電話 東京03(581)5111 内線3880~4

定価 300円 (送料 50円)
